

安全センター情報2019年8月号 通巻第473号  
2019年7月15日発行 毎月1回15日発行  
1979年12月28日第三種郵便物認可

安全センター情報

2019 8

# 安全センター情報



## 写真：ロッテルダム条約第9回締約国会議でA-BAN代表団

「余命」1年と告げられ18年後の今を生きる  
「中皮腫」患者の闘病の記録

# もはや これまで

(付)聞き書き 6人の患者の場合

栗田 英司

生きるとは？死ぬとは？ 中皮腫でお悩みの方、  
がんでお悩みの方、さまざまな病気に直面し  
お悩みの方、ぜひ手にとってみてください。  
この本には「希望」があります——。

SEIKOSHA

中皮腫と診断されるということは、ある日突然「死刑宣告」されたようなものだ。最近診断された患者さんから聞く話では、余命「8ヶ月」とか「2年」と告げられたそうだ。全く自覚症状のない人でも同様の余命宣告をされる。

インターネットや医学書を見ても、平均余命12ヶ月、3年生存率20%、5年生存率7%のような数字が並ぶ。これらの統計数字は、様々な機関で独自に集計されているため多少の誤差はあるとはいえ、中皮腫について調べその治療方法を探している患者や家族の気持ちを萎えさせる。

中皮腫患者は、それでも生きる道はないかと手術方法や抗がん剤治療、治療などの治療方法やその期待される効果、体調の変化などを調べる。しかし、なかなか希望の持てる情報を得ることができない。

インターネットや医学書にでてくる中皮腫患者の情報は医療・研究機関、製薬会社などによる抗がん剤や手術の統計、研究によるものが多い。彼らの主な関心は手術や抗がん剤の効果であり、対象となる患者は三大医療(外科手術・抗がん剤治療・放射線

治療)や治療を受け、予後は詳細にデータ管理され、その情報が統計、研究論文に利用されている。しかし、ごく一般的な病院で普通の治療を受けている比較的体調のいい患者は表に出ることが少ない。

本書に登場する中皮腫患者は、本人たちの認識では研究論文などに掲載されたことはない。画期的な治療もせず、それなりに体調を保っているため、医療者の関心の対象にならないのだと思う。私自身18年生存しているし、無治療で13年生存している患者、手術と抗がん剤治療を経て長期生存している患者もいる。これら患者は、初めからこんなに生存するとは思っていなかった。中皮腫と診断されて治療法の選択肢もほとんどなく紆余曲折しながら、八方塞がりの状態になった。そして絶望ともいえる静寂の中で「もはやこれまで」と現状を受け入れ腹をくり、そして立ち上がり、周りの人たちの助けを借りながら今日まで生活してきた。私を含めこれらの患者の体験談から、中皮腫患者であってもごく普通の日常生活を送ることができることを知っていただきたい。そして、これら患者たちの体験談から中皮腫と向き合うためのヒントを得ていただければ幸いである。

本書は二部構成となっている。パート1は私自身の闘病記、パート2は私を含めた患者仲間が同じ中皮腫患者にインタビュー調査した、その聞き書きの記録である。

## 栗田英司

1966年静岡県生まれ。33歳の時腹膜中皮腫と診断され余命1年宣告を受ける。

4回目の手術後、抗がん剤治療をせず、自然治癒力にゆだねる。

免疫力アップをめざして雪の槍ヶ岳に登る(2016年5月5日49歳の時)。

2017年9月から「中皮腫サポートキャラバン隊」を右田孝雄氏と結成し、中皮腫患者のピアサポート、アスベスト問題を広く社会に知らせる活動を行う。

○「中皮腫・アスベスト疾患・患者と家族の会」会員

○「日本は胃癌学会」ガイドライン検討委員会胸膜中皮腫小委員会委員

## もはやこれまで

—「余命」1年と告げられ18年後の今を生きる「中皮腫」患者の闘病の記録—

2018年6月1日 初版第1刷発行 定価:1500円+税 ISBN 978-4-86372-097-8

著者:栗田英司 発行者:金井一弘 発行所:株式会社 星湖舎

〒543-0002 大阪市天王寺区上沙3-6-14-303 電話 06-6777-3410/FAX 06-6772-2392



**特集／中皮腫サポートキャラバン隊**

# 中皮腫患者の生き方

キャラバン隊共同代表(故人) 栗田英司 … 2

## キャラバン隊活動新たな展開

キャラバン隊共同代表 右田孝雄 … 8

**追悼：栗田英司さん** … 15

中皮腫患者実態調査アンケートにご協力を！ … 18

## 暴力及びハラスメントの根絶 新たな条約・勧告・決議採択

100周年記念ILO第108回総会 … 20

パワハラ防止法案に対する国会附帯決議 … 31

## PICリストへのクリソタイル搭載 10か国により7度目の妨害

A-BANジュネーブ代表団を派遣

全国安全センター事務局長 古谷杉郎 … 34

## EUにおける労働関連疾患を 確認する監視・警報アプローチ

EU-OSHA 最終報告書 ④ … 55

**各地の便り/世界から**

大阪●発信の拠点、アトリエ泉南石綿の館開館 … 62

新潟・長野●集いで中皮腫患者が体験を発表 … 63

静岡●中皮腫サポートキャラバン隊 in 静岡開催 … 63

東京●治療法と救済法改正を要求の二本柱に … 64

韓国●有害物質曝露の胎児への影響の補償 … 65

# アスベスト被害、 中皮腫患者の生き方

栗田英司

2019年4月6日 中皮腫サポートキャラバン隊 in 静岡での講演

皆さん、こんにちは。2週間前にこの集まりを開こうということで会場を用意したり、周知のご案内などをさせていただきまして、何人ぐらい集まるのかなと思っていました。いつものように10人から15人ぐらいの、仲間内の人だけ集まるのかなと思っていたのですが、これだけ多くの人が集まって下さったことに本当に感謝いたします。初めてお会いする方もいらっしゃるようなので、補足しながらお話していきますので、少し長くなるかもしれませんが、聞いていただければと思います。

話の全体の内容としては、私がだいたい20年ぐらい闘病生活をしてきたのですが、その間に見てきたアスベストの患者たち、または遺族、家族、そういう人たちを見てきて感じた個人的な感想、そんなことを今日の話の中で話したいと思っています。ですから、私が見てきたことが全部正解というわけではありません。その中から何らかのヒントを引き出していただければと思っています。

だいたいの話の流れですが、一番目は、自分自身の心に芽生えた気持ち。これはごく最近、ここ1年ぐらいで感じた、私の心の変遷について語りたいと思います。二番目としては、中皮腫患者特有の困難。三番目としては、目標設定を工夫する。そして四番目には、キャラバン隊活動をどのようにとらえる

か。そして五番目に、最後の皆さんへのコメントということで、お話させていただきたいと思います。

## 私のプロフィール

まず、私の簡単なプロフィールですが、1966年10月の27日生まれの52歳です。生まれたのは静岡県の静岡市清水区の鳥坂と言われる地区で生まれました。18歳まで静岡にいて、そして、就職で東京に上京いたしました。それで1999年12月24日、いまから約20年前のクリスマスですね。そのときに腹膜中皮腫、余命1年と宣告されました。それから20年間に約4回の開腹手術を行いまして、主に腹膜を取るという手術をしてきました。

そして、いまから2年前の2016年4月、肝臓、肺、腎臓、そういう臓器に転移しました。それでも、そこまで転移してしまうと、もう手術は無理だという話になりまして、抗がん剤治療を勧められましたけれども、抗がん剤治療は拒否するという選択をいたしました。

そしてその2年間、どういうふうに生きようか考えたときに、先ほどご紹介がありましたように、いまから約1年半前、2017年9月から、この中皮腫サポートキャラバン隊の活動をはじめました。だいたいそん





2019年4月6日、静岡県男女共同参画センターでの中皮腫サポートキャラバン隊 in 静岡(上)と講演する栗田英司さん(左)

なプロフィールです。

それで自分自身の心に芽生えた気持ちですが、この1年間、私の心の中でいろいろな変化がありました。

ちょうど1年前の2018年4月6日に、私、下血したのです。腹膜中皮腫患者が下血するということはどういうことかという、腫瘍がもうお腹の中にたくさん溜まって、小腸なのか大腸なのか分かりませんが、どこかに腫瘍が顔を出してきて、そこから下血します。腫瘍性の出血というのは、ほぼ止まりません。下血したらもう死ぬ、そういう状況です。

## 「太くて短い人生」

4月にそうした下血をしましたので、ああもうほぼダメかなと、そのとき思いました。後から聞くと医者ももうダメかなと思ったそうです。ところがたまたま運良くその下血が止まりました。ところがその翌月、今度は腹水貯留。腹水がたまってお腹がこんなに大きくなりました。それで抜くしかないで腹水を抜きました。約4リットル抜きました。そして、1か月もしないでまたお腹がこんなに大きくなって、また抜きました。

約4リットルくらい抜きました。やっぱりもう繰り返し腹水がたまるというのも、これももう腹膜中皮腫の患者にとっては、もうほぼ最期の状況なので、このときも、もう終わりなんだろうなと思っていました。ところがこれも、たまたま運良く止まりました。止まった理由は全然分かりません。

私は先ほども言いましたように、抗がん剤治療をしないという選択を、その前からずっとしていました。その理由は、私の人生観としては、「太くて短い人生」でいいと。元気な時間を過ごせればいい。抗がん剤治療をやって、弱った状態で長い間、病院の中にいて何もできない状態。そういうものは嫌だなと、ずっと思っていましたので、そうした人生でもいいかなと。そういう割り切りは持っていました。

ですから、そのときにたまたま回復して、1年間へろへろな状態で、いまこうやって生きているのですが、ちょっと不本意だなという気持ちは、いまでも持っています。

## イチローの引退会見

ところが、この前イチローの引退会見を見ていた

ときに、イチローもこの1年間非常に苦しんだと言っていました。イチローの引退会見の中で1年間のギフトについて話していたときに、私もこの1年間へろへろな状態で生きてきましたけれども、この1年間にもらったギフトを考えてみました。そうしましたら去年の6月に中皮腫100人集会&省庁交渉をやることができました。そして同じく6月に『もはやこれまで』という本を出版することができました。また、オブジーボの早期承認の要請をずっとしてきて、それが認められたかどうかは分かりませんが、8月にはオブジーボが早期承認されました。そして、日本肺がん学会の中皮腫の外部委員に選ばれて、お医者さんが見る治療のガイドラインがありますが、患者の代表として、お医者さんたちにまじって意見するという、そんな機会にも恵まれて活動することができました。また11月には、中皮腫サポートキャラバン隊として独立し、自由に活動する大きな飛躍、そうした経験もできました。12月に中皮腫ポータルサイトの「みぎくりハウス」も作りました。その他にも、関西テレビとかNHKの特集でテレビに出ることができました。何の特技もない人が、テレビや新聞に出るなんて、それは単純に嬉しい経験をさせていただきました。

### 多くの最高の仲間、サポーターとの出会い

こうしたへろへろな状態であっても、これだけのことを体験できた。そして最高のギフトとして、最後に取り上げたいのは、多くの最高の仲間、サポーターと出会えた。これは、一番大きな贈り物だったと感じています。それで、こうした経験をする中で、たんに太くて短い、いま咲いている桜のようにぱっと散っていくという人生もいいのだろうけれども、細くて長い人生、その中からも最高の生き方というものを見つけることができるという実感を得ました。

もうひとつ、そうしたいという、自然に心から出てきたものですが、九州にAさんという方がいらっしゃいます。『もはやこれまで』の体験記の中にも書かれています。中皮腫と診断された後に、赤ちゃんを出産された方ですが、二人目を授かったそうです。それで前回もそうだったのですが、今回もまた主治医からは墮ろすようにと勧められました。でもご本人は

生む決意をされまして、これは非常に大きな励まし、喜びです。私はそれを聞いたときに、本当に生まれてくる子どもを抱っこしてあげたいと思ったのです。

予定日が7月中旬で、いまからだったら3か月。このことを聞いたのが1か月ぐらい前ですから、あと4か月かと思ったときに、いま僕のこの状態で4か月って結構長いのですよ。いけるかな、どうかなと思いましたけども、ああ、このギフトもぜひいただきたい、という表現は変ですけども、このギフトも絶対にいただきたいと思いました。

それで7月に生まれてくる子どもを抱っこするためには、8月までは生きているぐらいの体力がなければ抱っこできないだろうということを考えて、一応、8月をひとつの目標にしてみたいと思いました。

### この1年間で感じた心の変遷

それでただたんにぼーっとしていたら、やっぱりこれ、ミッションがクリアできないと思いましたので、いろいろ方策を考えました。例えば入院をするとか、あとは介護してもらうとか、身体障害者の申請をするとか、そうした世の中にある様々なサービスを使って、1日でも長く生きるということをいま、考えています。

それでいま、ブログ見てらっしゃる方、ご存じだと思いますが、今日は33日目の入院ですけれども、実はこの入院もたまたま運が良かったのです。体調がすごい悪かったので、入院させてもらったのですが、入院して2日目に不整脈になって、3日目にも不整脈になって、4日目にまた下血したのですね。私は千葉県に住んでいるので、もし千葉県で下血していたら、どうなったのだろうという感じです。例えば下血して、どうのこうのなんてやっている間に、もしかしたら死んじゃった可能性もあるのです。これも本当、たまたま運良く、とても良いタイミングで、ここも何か延命の橋を渡ることができたという感じです。

私自身この1年間で感じた心の変遷というのが、「太くて短い人生」にわりと長いあいだ固執していましたが、へろへろの状態でも生きていたとしても、やはりそこから人生の喜びとか、まわりの人の支えとか、そういったものから様々な幸福感を得ることができると体感させていただいた1年です。

## 中皮腫特有の困難について

次に二番目の項目として、中皮腫特有の困難についてお話したいと思います。これは20年前から、患者、家族、遺族たちとずっと交わってきて感じてきたもののひとつです。

通常、中皮腫と診断されたらどう思うか。患者の皆さんはもうよくご存じだと思います。人それぞれ違うので一概には言えませんが、普通の癌患者と同様、ショックを受けますね。ずっと精神的に安定していた状態から、こう、がくーんと落ちる、まったくどうしようもない精神状態になると思います。困惑します。これは普通の癌患者と同じです。

ところが中皮腫について調べはじめると、中皮腫はまず治癒しないと言われています。ここまで言うとも身も蓋もないので、治癒しにくいと言ったほうがいいですかね。そして予後が悪い。寿命が非常に短いとか、あと、苦しい。普通の癌よりも酷いと言われています。そしてさらに調べていくと、石棉が原因である、ということを知ります。そうすると、どこで吸ったんだらうか？ 多くの人は思い当たらないです。だいたい半分ぐらいの人は思い当たらないことが多いですね。そうするとやっぱり困惑します。

それで次のステップとして、国が国策としてアスベストを使っていた事実だとか、なかなか禁止しなかったという事実を知ること、国の不作為を知ります。そして自分は被害者であるという強い被害者意識を持ちはじめます。自分に非がないのに治らない疾患になる。その疾患は、呼吸困難、痛みを伴う。患者をはじめ、家族や周りの人たちを巻き込んで、激しい怒りを生む。そうすると、病気そのものとの闘いの前に、被害者意識に押しつぶされてしまうといった可能性もあります。

やはり、いつまでも自分が被害者なんだということ、これで止まってしまう人もいます。だからとにかく激しい怒りだけが残ってしまい、療養に力が入らなくなってしまう。

## 中皮腫に「負けた」という気持ち

胸膜中皮腫ですけども、標準治療はアリムタ+シスプラチン、あとはオプジーボ、あとはいろいろな抗がん剤をブレンドして使うといった程度でしょうか。それから放射線、外科手術、先生の経験知などを利用した治療がすすめられています。

結局、さっきも言ったように、中皮腫ってなかなか治癒しないと言われている病気で、こうした治療の奏功率は20%から30%です。だから、治療しても治らないという人が多くいるわけですね。

ところが、やはり治りたいという気持ちが非常に強いために、検査結果に一喜一憂する。ときにはですね、やはり検査結果がうまいかない。もう亡くなってしまうという状況下に入ったときに、その「敗北した」という考え方ですかね。「負けた」という気持ちになってしまうということもあります。人間、いつか死にますからね、必ず。どういう死のかたちになるかは分からないですけども。ただ、その中皮腫で死ぬということが、敗北という考え方になってしまうのは、これはやっぱりどこかに、ゆがみがあるといつも感じています。強い被害者意識、先ほどの自分は被害者だという強い意識が、その死を迎えたときに、自分は敗北してしまった、というような心持ちを持たせるのではないかと、私は個人的に感じています。

## 目標設定を二段構え、三段構えで

そういった意味で、私たちが中皮腫患者として人生の様々な目標設定、治療の目標設定、生活の目標設定をしていくときに、いろいろな工夫が必要だと思っています。

人によって優先順位が違いますけれども、例えば治すということをまず一番目に持ってきて、治すということだけに頑なになってしまうと、治らなかつたら負けです。もうそこで終わりです。治療をして、CTとか血液検査の検査結果を見て、それが望ましい検査結果でないと、すごい落胆しますよね。そして治療が打ち切られたとなったら、もう完全に袋小路に入って、もうおしまいだ、となってしまう。

ですから、目標設定をするときには、一個だけ目標設定するのは非常に危険です。ですから、まず優先順位としては治すということを決めたときに、も



う二段構え、三段構えで目標設定をしていくと良いと思います。

例えば二番目としては、仮に治らなくても、満足できる生き方をしておくという目標は良いかも知れません。治らなくても満足できる生き方。私がいつも思っているのは、「いまを懸命に生きる」「自分のやりたいことをやる」。様々な自己決定のプロセスの中に、自分の考え、自分がこうしたいというものを入れることで、どんな結果になっても自分が選んだことですから、大きな後悔をすることはまずないと思っています。

ですから、こういった自己決定のプロセスの中に、自分はどうしたいのかということをごひ入れて、二段構え、三段構えで目標設定していただければと思います。私は「柔よく剛を制する」ということで、ひとつのことを絶対こうだというふうに決めないで、違う状況が入ってきたら、それをかわす、しなやかさをもってやっていくことが良いと思います。

### 患者どうしの交流を深めていく

私は中皮腫サポートキャラバン隊の活動をしていますけれど、皆さんの人生の中でも様々な選択肢がありますから、それぞれのいろいろな出来事があると思いますけども、ぜひその中にキャラバン隊の活動というのをひとつ入れていただきたいと思います。

このキャラバン隊の活動にみなさんが協力していただくときに、どういうところを楽しんでいただきたいかということですが、まずは恩恵を実感していただきたいと思います。

ピアサポートの訪問や集まり、電話、メール、スカイプ。こうしたものを、いま私たちは実施しています。今日の集まりもそうですね。患者さんが15人集まっていますから、こういった集まりを通して、患者さんたちの交流を深めていただきたいと思いますし、様々な悩み、疑問、そうしたものをつづけて、これからの役に立てていただきたいと思います。

また、中皮腫ポータルサイトを通して最新情報などを流していますので、そこからも情報を得ていただきたいと思います。

新しい治療情報、社会保障、そうしたものにどんなものがあるのか、またはどう手続きすればいいのか。そうしたことも私たちは調べていますので、質問をいただければ、お手伝いもさせていただきたいと思っています。

### 課題の現実的、实际的な解決を目指す

あと、キャラバン隊の活動では、国といろいろな交渉をこれからもしていきます。患者と家族の会の中で活動していたときも、去年の中皮腫100人集会など行いましたし、また、個別に厚生労働省などに行って話し合ってきましたけれども、引き続きこの活動をしていきます。

それでですね、これはもう20年前から本当に感じています。国とやりあうときも、未来志向で取りかかっていたきたいといつも思っています。もちろん、これまでの不作為の責任というのは、これはきっちり取っていただきたいと思います。生活の保障、これは救済法の給付金をあげるとか、通院費とか、いろいろあります。そして、医療の研究開発。また、各種社会保障制度の優先的な対応。例えば介護。通常、介護を申請すると1か月半とか2か月とか時間がかかります。けど中皮腫患者は急に調子が悪くなるので、もう少し優先的に、すぐに使えるという対応とか。そういった不作為の責任はきっちり取ってもらいたいと思います。

一方で、絶対にやっちゃいけないと思うのは、石綿問題の追及で強い怒りがあります。これは本当によくわかります。親兄弟や子ども等、いろいろ亡くしてきている。そして、苦しい状況で亡くなっている状況を見ているので、それは文句のひとつも言いたくなるというのはありますけれども、たんなる感情のはけ口として文句を言い続けられないように気を付けていきたいと思っています。課題の現実的、实际的な解決、こうした方向に向かって話をしていく必要があるのだと思います。

### 自分自身が道標になる

それから、キャラバン隊の活動を皆さんにも本当

にお手伝いしていただきたいと思っています。とくに患者の方。皆さん自身が道標となっていたきたいというふうに思っています。

私が右田さんとこの活動をはじめたのは、この「道標」になるということが主要な目的です。要は自分の持つ経験、それは何でもいい。どういう感情だったか、また、どういう手続を経て社会保障なり医療の保障なり治療方法なりを得てきたのか。自分自身の経験もそうですし、他の人から聞くのもそうですし、そうした知識がストックされていきます。そうしたストックを使うことで、僕らが1年かけてやったこと、それが道標となって情報としてきっちりとすれば、1か月でそこに到達することができるかもしれません。

ですから、こうした道標となるために、これから何らかのかたちで治療、感情の変遷、療養生活の実践的な問題と知恵を、何らかのかたちで残していただきたいと思っています。

私たちキャラバン隊としては、例えば書籍を作る、ポータルサイトに体験談を載せるとか、あとブログを書くとか、そういった様々なかたちで残していくように努力しております。

また、今日みたいに集まっていただくというのも本当に感謝すべきことです。こうやって集まることで、今日もマスコミの方が来て下さっていますけれども、やはりニュースになったりすると、こういったキャラバン隊活動、中皮腫という病名、こうしたものが周知されますから、それは大きな貢献だと思っています。ですから、これからもできる範囲で、キャラバン隊のメンバー、また、サポーターとしてご協力いただければと思います。

1995年から24年経っていますけれども、約2万人の中皮腫患者さんが亡くなっています。私たちが現時点で受けている恩恵、社会保障、医療研究開発、患者会などの集まり。こうしたものはこの2万人の人たちの屍の上に立っている。その人たちの死というのは、何らかのかたちで役に立っている、というふうに感じています。

ですから、私たちひとりひとりも、闘病生活とか本当に大変で本当に苦しい毎日を送っている、それは本当によくわかります。ただ、それでも自分のためだけに生きるのではなくて、他の人たち、とくにこれから

の中皮腫患者の人たちを助けるために、何らかのご協力をお願いしたいと思っています。

## キャラバン隊の成長期、収穫の果実

最後にまとめになりますけれども、2017年9月にキャラバン隊はスタートしました。当時「7本の矢」という目標をもって全国展開しました。これはいわば種まきをずっとしていた期間のようなものです。

そして、現在は成長期だと思っています。2018年12月にキャラバン隊が独立しましたが、独立前の半年間ぐらいは、いろいろな問題にもまれました。キャラバン隊活動の是非についていろいろ語られて、本当に大変な思いをした人たちも多かったです。ただ、その諸問題にもまれることで、キャラバン隊の活動に真摯に協力してくれる患者、家族、遺族、支援の人たちがすごい明確になりました。いまキャラバン隊に協力している人たちは、この活動に積極的に参加してくれています。まさにこの成長期、「7本の矢」が拡大して、深みを増して、広がっているという状況を、私たちはいま、見ているところだと思っています。

それでたぶん、これから収穫期を迎えることになります。どんな果実がなり、どういうふうに収穫するか。それはいまの時点では分かりません。ただ、私と右田さんは、今後、成長期、収穫期を見ることはないかも知れません。まあ、右田さんまで巻き込むのは申し訳ないかなとは思いますが、しかし、長期に生きる患者さんやご家族、ご遺族、そして支援の皆さんは、これからもキャラバン隊を見守っていただける可能性が非常に高いと思います。今後このキャラバン隊がどういうふうに成長していくのか。そして収穫期にどんなかたちで実がなって、そしてその実を収穫していくかを見守っていただきたいと思います。

そういった意味で、今後の中皮腫サポートキャラバン隊の活動を皆さんに支えていただけるよう、お願いしたいと思います。今日はどうぞご静聴ありがとうございました。



※以下で講演の動画を見ることができます。

<https://asbesto.jp/>

# 中皮腫サポートキャラバン隊 活動の新たな展開

右田孝雄

2019年5月25日 石綿対策全国連絡会議第31回総会での講演

みなさん、こんにちは。朝からの街宣活動、ご苦労さまでした。私も初めて参加させていただいたんですけれども、この風貌でチラシ取ってもらうの、1枚目10分ぐらいかかりましてね。みなさんのご努力が、何かすごいなと思いました。これから私も街中を歩いていたら、できるだけチラシとかティッシュをいただくかなと思っている次第です。

「中皮腫サポートキャラバン隊 2019」ということで、いままで現在、やってきていることと、これからやっていきたいことを、ご説明させていただきたいと思います。

## 余命2年宣告からブログ開始

まず自己紹介。私、右田孝雄と申しまして、2016年7月に悪性胸膜中皮腫で余命2年と宣告されました。実は私、こんな頭をしていても、もともと郵便局で公務員をしていました。公務災害ということで出たんです。ついこの間、返ってきた回答が、「少量の曝露は認められるけど、幼少期の大量の曝露によって云々」ということで、認められませんでした。郵便局で働いているなかでの少量の曝露は認められる、それなのになぜ公務災害が認められないのか、ちょっと不思議に思っています。うちの親父は

みなさんと同じような、左官をやっています。おまけに家の近所に、ひとつだけですけれども、石綿工場があったということを聞きました。幼少期には、そのまわりをうろろろしていたといことで、それが曝露の原因じゃないかというふうな根拠があるんですよね。私の場合、右側が中皮腫で、左にもプラークがあると言われています。

2016年7月に悪性胸膜中皮腫を発症して、余命2年と宣告されましたけども、おかげさまで先月、3年をクリアすることができました。2年と言われたときに、ブログを開始したんです。何でもかと言いますと、後でまた言うんですけども、まず中皮腫という病気を言われたときに、死ぬ病気やと思っていなかったんですよ。治る病気やと思っていたんですね。がんではなかったんで。ですんで、治る病気やと思っていたのに、先生から「お前、余命2年やで」と言われて、「え!？」っていう感じで、頭の中が真っ白になってしまいました。ネットで調べると、何もええこと書いてない。予後が悪くて余命は18か月ぐらいやとか、治療法もないよ、って書かれていてですね。これはどうしたもんや、と思って、私自身、いわゆる情報をつなぐ意味でブログを開始しました。

半分やけになっていたんですけどね。「悪性胸膜中皮腫と言われてどこまで生きれるかやってみよ





2019年5月25日、東京けんせつプラザでの石綿対策全国連絡会議第31回総会(上)と講演する右田孝雄さん(左)

う!」ということで。いま実際、書いていることっていうのは、治療のことは半分以下かもしれません。面白いこと、やっていることを書いているんですけども、それは何でかと言いますと、やっぱり患者さん、一緒に闘っている患者さんにですね。これだけががんばって元気にやっている患者もいてるんやでということ、全国の方々の患者さんに見せて、私もがんばろうかなという患者さんが一人でも多く出てくれたらいいかなと思っています。

もう手術はできないと言われて、ショックを受けました。治療をはじめまして、アリムタ+シスプラチンを9回、いまは4回から6回といっているんですけども、私はこのとき残りの3回、アバスチンっていういまは中止になっている薬も打ちました。

2017年5月に、ブログで知り合った友だちとですね、仲間、患者さんらとですね、患者同士集めて情報共有しようということで、「中皮腫・同志の会」というのをつくりました。

その後、私の人生の転換期と言いますかね、栗田英司さんと知り合ったわけですが、2017年7月に「中皮腫・アスベスト疾患・患者と家族の会」に入会させていただいて、9月に「中皮腫サポート

キャラバン隊」を結成させていただきました。この頃はもうすでに一応、経過観察ということでやっていたんですけども、やっぱりちょっと腫瘍が大きくなってきて、2017年3月から、アリムタを8回、投与していただきました。

2018年2月には、日本肺癌学会の肺癌診療ガイドラインの検討委員会の、中皮腫小委員会の外部委員ということで、栗田さんと入らせていただいて、約半年から1年間ここで、ほとんど全員がお医者さんの中で、中皮腫というものを勉強しながら、いろいろ患者としての立場で話をさせていただきました。

去年の8月にオブジーボができるということを聞いて、アリムタからオブジーボに変えたんです。ついこの間まで、16回オブジーボを順調にやってきたんですけども、16回目で突然、中止と言われたんですね。結構、こういう方は多いんですよ。効いていると思ったんですけど、実は効いていなかったということで、私の場合も効いてなかったと言われたんで、また今週の火曜日からアリムタをうっています。いまちょっと副作用でちょっとしんどい。しんどいっていうか、お腹がちょっと調子悪いかなと。

2018年12月に中皮腫サポートキャラバン隊の共

同代表ということで、いま現在、活動させてもらっているということです。

## 中皮腫キャラバン隊の誕生と独立

自己紹介はこれぐらいにして、なぜ私がこういったことをしたかということですね。

まずはさっき言ったように、くりちゃんとの出会い。栗田英司さんとの出会いなんです。きっかけは一緒に行った一昨[2017]年の省庁交渉。まだこのときは私自身、患者と家族の会には入っていませんでした。入り口がちよっと私とは合わなかったということで、1年間入るきっかけがなかったんですね。栗田さんと出会って、患者と家族の会のみなさんの頑張っている姿を見てみたらということで、参加させていただいたんですね。そのときに参加した患者は、私と栗田さんと、田中奏実さんの3人だけだったんですね[お三方とも翌日の石綿全国連30周年記念国際集会にも参加してくださっています]。

そのときに私たちの代わりに支援者の人が、ご遺族、ご家族の人が、みなさんが訴えている。じゃあ患者として、私らもできることがあるんじゃないかということで、栗田さんといういろいろ模索したわけですね。やっぱり中皮腫は予後が悪いということを言われて、患者さんが出てこれられないのかなと思ったんですけど、でも栗田英司さんなんかはもう19年生きてますよね。全国で長期生存者は何人もいるんじゃないかということで、そこから治療法とか秘訣を聞くために、2017年7月に全国行脚を決定したんです。

患者として何ができるかということで、中皮腫を発症した方、多くの人が初めて聞く「中皮腫」という言葉ですね。全国をまわってわかったんですけど、まわりにどんな病気が教えてくれる医師もいない。ネットには予後が悪いとかばっかり書いてある。ネガティブで喪失感を与えられて、絶望感に落ちていくというのが、中皮腫患者のいままでの流れだったと思うんですよ。でも中皮腫患者さんの中には長期生存者もいるし、患者さんに前を向く情報を届けたいという思い、そこで事務局と相談して、「中皮腫サポートキャラバン隊」というのを作るということで、はじめました。

全国25か所で交流をはかって、いろんな患者さんと出会いました。患者さんの声を前面にあげたいということで、全国行脚で患者さんらの声を集める。どんどん集めていって、やっぱり闘う患者に悠長なことは言っていられないということで、私たち、患者さんは余命何年と、まあ言うたら刃物を突きつけられているわけで、時間がないので、とりあえず急いで何かやりたいということで、患者のためにできることを即実行するということで、患者の任意団体として、2018年12月には好意的に独立させていただきました。

独立してから最初にやったことなんですけども、さっきも言ったように、いい情報が全然まったくネット上にないということで、皆さんお困りになっている状況なのでね、まず知りたい情報をネットで取れるように作るということで、2018年1月に中皮腫患者と家族のため「中皮腫ポータルサイト みぎくりハウス」というのを開設しました。この「みぎくりハウス」というのは何かというと、私と栗田さんが出会ってからの夢なんですけどね。今回、泉南にアトリエみたいなのができたんですけど、ああいうのを作って、いわゆる情報とか、そういう館を作りたいと思っていたんですけども、やっぱり実費がかかるということで、それをネット上に展開していくということで、ネット上で作ってみようということで作ったんです。

どんなものかと言いますと、新しい情報、ためになる情報を随時掲載ということで、ピアサポートの取り組み。あちこち、患者さんと会っている中で、患者さんから得た有用な情報を載せたりとか、あと、中皮腫治療の医療の情報。各種の社会保険の制度とかですね。それと、参加型のポータルサイトなんですよね。皆さんが覗いて、皆さんの経験談、患者さんの個々の経験談もどんどん載せられるようにしていますので、見ていただいたらと思うんですけども。

あと、やっぱり文字を読むのは嫌やという人のために、イラスト入りで馴染みやすく、このバス[19頁参照]、4台ぐらいあるんですけども、これすべて、実際の患者さんをモチーフにして似顔絵を描いて載せています。このデザインをしたのがうちの妹の娘で姪っ子なんですね。こういうのを作っていただいたので、かわいいということで載せていただい



やっているんですけども。やっぱりイラスト入りで馴染みやすくしてですね。さらに、読むのが苦手な方には動画も提供しています。

最近、最新情報がすぐに読めるメルマガ会員も募集しています。これをするによって、随時、新しい情報とか、どんどん流れるようにしましたので、よかったら見ていただきたいと思います。患者さん、ご家族さん、参加型のポータルサイトですので、皆さんの体験談がお役に立つということで、また見ていただいたら結構かなと思っています。

次に、リーフレットを作成する。その次にはこれもやっぱり、やるにあたっては全国の患者さんと家族の方にも知ってもらわなあかんということで、フリーダイヤルも置きましたし、全国の患者さんの載っている、似顔絵を載せて、やっぱり患者さんとかご家族の目にとまるように、全国の病院のほうに送って、連絡をいただきたいと思っています。サポーターも募集中なので、ぜひ応援してください。

今年4月6日ですけども、初めて中皮腫サポートキャラバン隊主催交流会を、静岡でやりました。なんで静岡でやったのかというと、昨日見てもらった方もいると思うんですけど、栗田さん[前日の患者と家族の会の省庁交渉に右田さんらとともに参加－別掲写真]。栗田英司さんが、もういまは車椅子でな

いとほとんど動けない状況です。でも話をするのもしっかりしていますし、頭もちゃんと働いているというか、しっかりしているということを、皆さんにメッセージを投げかけたいということで、その思いを私自身、かなえたいなと思って、静岡でやりました。参加者60人で、患者15人ということで、これをやりました。これが結構好評だったので、今後もあちこちでちょっとずつ、ちょっとずつやっていきたいなと思っております[このときの栗田さんの講演を2頁以下に紹介しています]。

次にやっていることは、石綿肺がん患者の掘り起こしということで、日本肺がん患者連絡会と連携－国会議員に野次られた長谷川一男さんという肺がん患者さんをご存じですね。彼が理事長をやっている日本肺がん患者連絡会と連携しています。肺がんの労災認定率が悪いですね。中皮腫患者よりもたくさん人数はいるのに、はるかに悪いということで、中皮腫患者とほとんど並ぶぐらいの人数しか認定されていないということで、絶対眠っている石綿肺がん患者さんがいるということですね。これを医師と肺がん患者にアンケートをとって、あなたは石綿に関係していますかと言われたか、言ったかというのをとって、今後、石綿肺がんの患者さんを、いかに掘り起こしていくかというのを模索中です。



## 今後の活動の新たな展開

いままで言ったのはいまやっている活動なんですけども、今後どういった活動をしていきたいかと言いますと、まず1番目、全国でのピアサポートネットワークの構築。全国への講演会、交流会の継続ということと、あと、個別のピアサポート活動の継続。近くに居る患者さんが、困った患者さんのところにすぐに足を運んでいって、相談相手になるとか、情報の共有をするということですね。

それと、関西になるんですけど、毎週水曜日に中皮腫サロンというのをやっていて、関西の事務所に来ていただければ、いつでも私がいるということで、一応ほぼ在駐している状況です。毎月第3水曜日になるとZOOMサロンと言いまして、SkypeとかZOOMとかありますよね。そのZOOMを使って、テレビ電話を使って、全国の患者さんとお話をしたり情報共有をしたりするということをしています。

2番目が、他団体との連携や周知活動なんですけれども、要請があればどこへでも行くということで、北海道の複数の某病院から声がかかっているの、今年はやっていくと思うんですけどもね。去年行った病院であったのが、病院の誰も、医療関係者が半分以上いたのに中皮腫という病気を知らなかった。院長もインターン以来に聞いた久しぶりの言葉ですというふうに感想を述べられたので、それには驚きましたね。やっぱりそういったことで、周知活動は絶対に必要だなと思いました。

次に「希少がんMtE」-Meet the Expertだったかな、これは国立がん研究センターで、お医者さんが講演して下さいまして、その後、パネラーとして患者さんが上がって、いろいろ質疑応答するというのをまたやっているの、今度また招かれました。

MSWというのは何かと言いますと、日本のメディカル・ソーシャルワーカー、各病院におられるソーシャルワーカーの団体でして、今度話に行くのは、いわゆるソーシャルワーカーから話してほしい社会保障なんです。何かと言いますと、昨日もちょっと私自身、省庁交渉の中であげさせていただいたんですけども、中皮腫患者でも肺がん患者さんもそうで

すけども、社会保障を受けている患者さんが3分の2-1万9千人中の1万2千人しか受けていなかったと、ここ10年で。7千人はと言うと、周知を受けずに、いわゆる社会保障を受けずに亡くなっているということ。生きているうちに可能な標準治療ができていないんですよ。

なんでわかったかという、私のところに連絡があったんですけども、オブジーボをうてないんです。何ですか？医者から実費がかかるって言われているんですよ。いや、ちょっと待って。社会保障聞いた？何それ？誰からも聞いてません、という患者さんがいたんですね。あと、患者の娘さんから電話がありまして、お父さんがもう余命一月と言われてます。どうしたらいいですか。もう私もどうしていいかわからへん。でも、いろいろ事情を聞いていいたら、もう医者は何の処置もせずに緩和療法だけ、痛み止めだけするだけで何もしてくれない。

治療はあるはずですよ、と。社会保障を受けていたら治療は無償で受けられますから、どんどん病院へ行ってください。実はそのお父さんは石綿工場の工場長やったんです、元。なのに、労災すら知らなかったんですよ。初めてわかって、関西労働者安全センターの人に行っていました。石綿工場の工場長ですから国賠も認められるんですよ。この患者さん、僕のところに相談に来て1か月以内に亡くなっちゃったんですよ。もし、僕のところに相談していなかったとか、その話をしていなかったら、その患者さん、ご遺族さんに、その多大なお金というのは一切入っていなかったんじゃないかと思ったら、やっぱり怖いんですよ。やっぱりそういった部分で言うと、医者に聞いたら、お医者さんはやっぱり治療で専念する。看護師さんもそれどころじゃないし、あまり聞いたことがないというふうな話があるので、その現場に一番近いのは誰かという、やっぱりソーシャルワーカーさんだということで、今度ソーシャルワーカーさんに、そういった話を患者さんにするようにということを伝えてこうと思っています。

JAMIGとは何かと言いますと、これは日本中皮腫学会といって、今度できるらしいです。私が直接、兵庫医科大学の長谷川先生から電話をいただきまして、患者としてお医者さんに話したいことを20

分ぐらい話してくれと言われているので、やっぱり医  
者も問題になっている、医者と患者のコミュニケー  
ションですね。セカンドオピニオンに行きたいけど先  
生によう言わんわとか。先生の言いなりにならない  
と仕方がないとか、いまはそういう時代じゃないので  
と言っても、やっぱり患者さん自体が怖じ気づいて  
いて、そういうことをお医者さんのほうからやっぱり  
言っていたきたいなと思うこともありますので、そう  
いったことを伝えてきたいと思っています。

3番目に、省庁交渉でも半分以上その話でした  
が、中皮腫の医療の確立を訴えていきたいと思っ  
ます。

胸膜中皮腫以外の、腹膜、心膜、精巣鞘膜中皮  
腫の標準治療の確立と、新薬の承認に向けた取り  
組み。がんゲノム医療へのアプローチや新しい治  
療法の確立に向けた取り組みということで。最近の  
治療事情はということでもちょっと説明しようと思っ  
ていたんですけど、時間押してますよね。ちょっと飛ば  
して簡単に説明します。

皆さん知っているように、外科治療があって、中  
皮腫で手術可能な患者さんは10人に1人か2人、  
胸膜全摘出手術または胸膜切除/肺剥皮術が行  
われていて、5年生存率43%、生存期間中央値が  
59か月だなんていう状況ありますし、内科治療で  
は、抗がん剤が奏効率20%~30%、私もやっている  
んですけど、オブジーボも実は20%~30%です。  
まれに重篤な副作用があると言われていたんです  
けども、結構ありますので、このへんちょっと気を付  
けてほしいと思います。

ある大学病院の先生が言っていたんですけれ  
ども、オブジーボをする上で、免疫力が高まりすぎ  
て稀に大きな副作用がありますと。その反応に耐え  
うる体力を蓄えるためにも、ある程度のバランスで  
好きなものをたくさん食べて下さいということで、私  
自身が自分で物語っているんですけど、食べて元  
気になるって、免疫力、体力を付けて下さいというこ  
とを、ある大学病院の先生が言っていました。

ここで感じたことは、いつ起きるかわからない副  
作用に注意してほしいということ。ちょっとした違和  
感や異常は見逃すことなく病院に行してほしいとい  
うことで、これからひょっとしたら誰が中皮腫になる

かわかりません。そういう時代に来ていますんで。も  
し、中皮腫になったときは、やっぱりそういうことを考  
えて治療を考えていただきたいと思います。

この間、病院のセミナーで、ある先生に「オブ  
ジーボや新しい薬が試されていて内科的療法でも  
寿命は延びていますが、手術ができる患者に対し  
手術を勧めますか」という問いに対して、「手術を  
勧めます」と内科医の先生が言ったんです。なぜ  
かというと、外科手術なら取れる可能性があるから  
手術を勧めます。手術後にはかなりのリスクを伴う  
が、現段階では内科療法には根治の可能性はない。  
手術をしてすぐに再発する人もいれば転移す  
る人もいますから、ただ、私ならリスクは大きいです  
けれども手術を勧める、と言っていました。ですの  
で、ここで言えるのは、決めるのは患者さん本人で  
すから、あちこち情報を集めて患者力を高めてほし  
いということを、私は言いたいなと思っています。

新しい治療法、昨日ちょっと言ったんですけれど、  
MSI（マイクロサテライト不安定性）検査のことなん  
ですけれども、聞かれていた皆さまもよくわからな  
かったかと思うのでちらっと話しますと、標準治療  
後の局所進行、転移性固形がんの患者さん。中  
皮腫でいうと、オブジーボが奏功しなかった、アリム  
タが奏功しなかった胸膜中皮腫の患者さんを含む  
んですけども、こういった患者さんがMSI検査とい  
うのを受けられます。手帳があれば無償になるとい  
うふうに聞きました。これで陽性というふうなくりが出  
たら、一応、キイトルーダが打てるということです。た  
だ、治験で3人の方がキイトルーダを使いましたけれ  
ども、奏効率0%と聞いています。だからその3人  
の方がたまたま効かなかったのか、それとも中皮腫に  
対してキイトルーダはあまり効かなかったのかとい  
うのは、まだ結果は出ていませんということです。

現在、世界で研究中の治療法はこれぐらいある  
と言われてますー免疫チェックポイント阻害剤、  
CAR-T療法、血管新生阻害療法、メゾテリン標的  
療法、アルギニン欠乏療法、ウイルス療法、ネオ抗原  
ワクチン。ひとつでも多くの薬が、一日でも早く患者  
さんの元に届けられるような活動をしていきたいと  
思っています。すみません、どんどん飛ばしていきま  
すね。時間がないんで。

4番目に、ピアサポートの講座の開催ということで、やっぱり私たち患者さんにどんどん寄り添っていききたいので、ピアサポートの講座をどんどんどんどん、随時開催していきたいと思います。

5番目としまして、それに付随して中皮腫患者の手記の出版。栗田さんが去年、『もはやこれまで』という本を作ったんで、それに続く第二弾ということで、ピアサポート講座で手記を皆さんに書いていたたくさんです。それを集めた本の制作と出版を、いま考えている段階です。どうなるか考えているけど、前向きに考えている段階なので、お願いします。

6番目が、昨日、会場でお配りしたと思うんですけども、中皮腫患者の闘病生活実態の調査とQOLの向上のための施策ということで、キャラバン隊でいろんな、46項目の質問、アンケートですね[18頁も参照してください]。患者さんの療養生活をよくする

ためのアンケートをやって、どこにどういった問題があるのかというのを導き出して、どんどんどんどん要求していきたいということをしています。

7番目がいま最後の活動の動きなんですけども、やっぱり中皮腫フェスタの開催ということで、真面目に楽しく、患者さん同士やご家族同士の絆をつなげたり、患者さんにご家族の絆を深めて、元気を出して、前向きに生きていけるパワーを蓄えるようなフェスタがしたいな、と思っています。

それを現実近づけるために、私、ちょっと昨日も練習したんですけども、こういったものを作りました。中皮腫サポートキャラバンのテーマソング「希望の道標」です。私が作詞しています。プロの方の向笠さんが作曲してくださったということで、ここでひとつ、披露させていただいてよろしいでしょうか。

[歌の披露後] ありがとうございます。



## 希望の道標

岬の丘でキミと出会って  
小さな石碑に誓った夏の日

北の大地で見つけたアイドル  
親父二人にそそのかされて  
綴り始めた道しるべ  
どこかで待ってる人がいる  
明かりが欲しいと待っている

Please give me light.  
Let's give love  
to someone waiting for.  
さあ行(ゆ)こう光を求めるその場所へ

初めての空、出会った同志(トモ)よ  
笑顔で交わした幾多の握手

いつのまにか同志(トモ)が集まり  
老若男女がひとつになって

広がり始めた道しるべ  
まだまだ待ってる人がいる  
希望が欲しいと嘆いてる

俺たち待ってる人がいる  
愛が欲しいのは俺たちか

Please give me love.  
Let's give love  
to someone waiting for.  
さあ行(ゆ)こう  
愛が溢れるその場所へ

Please give me love.  
Let's give love  
to someone waiting for.  
さあ行(ゆ)こう  
愛が溢れるその場所へ



# 追悼： 栗田英司さん

中皮腫・アスベスト疾患・患者と家族の会  
会報第154号(2019年7月)から転載

栗田英司さんが、令和元年6月19日午前6時頃、ご逝去されました。

彼は33歳で腹膜中皮腫に罹患し、4回の手術を繰り返しながら19年6か月もの長い間、闘病してまいりました。発症当初より、「中皮腫・アスベスト疾患・患者と家族の会」に入会して当初は会の活動に積極的に関わってまいりましたが、7年目を迎えた省庁交渉である会員さんが「患者はすぐに死ぬんだ」と訴えるのを見て、長生きしている自分はここにいてはいけないんだと思い、それ以降は幽霊会員として表舞台に立つことはありませんでした。

しかし、3年前に同じ腹膜中皮腫患者さんに「あなたは希望の星です」と言われたのをきっかけに再度表舞台に舞い戻りました。

事務局に掛け合っ、全国にはまだまだ長生きしている患者さんがいるはずだと、全国の長期生存者に長生きの秘訣を聞く全国行脚に出る許しをいただき、その際同行する元気な患者ということで、当時ブログで好きなことしながら好きなこと書いていた私に白羽の矢が立ったというわけです。

それから「中皮腫サポートキャラバン隊」の全国行脚ははじまりました。そして、18歳で胸膜中皮腫に罹患した田中奏実さんをはじめとする元気な患者さんを巻き込んで1年半で全国28か所で講演会や交流会をすることができました。およそ100人以上の患者さんともお会いすることができました。

この間順風満帆とは行かず、山あり谷ありでいろんな苦難も乗り越えてきました。その中で栗田さんは心労やストレスが祟り、昨年4月の下血で再度入

## 石綿中皮腫闘い患者支援 栗田英司さん死去 52歳

石綿(アスベスト)が原因で発症するがん「中皮腫」と闘いながら、福岡や鹿児島など全国で中皮腫患者を支援してきた栗田英司さんが19日、静闘中皮腫でなくなった。52歳だった。福岡などの関係者が、"患者を救ったとみられる。4回

手術を受け、2019年近く闘病してきた。治療情報を得にくかった経験などから、2017年に患者仲間と「中皮腫サポートキャラバン隊」を結成、全国28か所で講演会を開き、100人以上の患者と交流し、新しい治療法の早期承認を求め、省庁交渉した。福岡でも栗田さんの存在は大きかった。今年開設した治療法などの情報を提供するポータルサイト「みぎくろハウス」を通じて、多くの患者から相談を受けた。キャラバン隊の副代表の今村さん(64)は福岡市で、17年に開かれた栗田さんの福岡講演で励まされた1人だ。今村さんは講演会の数日前に中皮腫と診断された。インターネットで調べても「余命は長くても2年」といった情報しかなかった。もうすぐ暮る思いで会場に向かったという。

「講演会当日、18年も生きる栗田さんを見て、ネットの情報は異なり長期生存ができるんだなと気づき、勇気と元気をもらった。」

栗田さんはこの4日、前まを古巣の講演会に出席していた。栗田さんと共にキャラバン隊の共同代表を務める石田孝雄さん(64)は「100歳を歩くのに10分かかると体調が悪い。中、立つまま講演した。使命感と正義感で活動していた」とし、栗田さんは生前、「患者自身が治療法などの知識をつけて自分に合った治療を考へる」「患者力」をつけて、明るく元気に前向きに」と言っていた。栗田さんはその姿勢を広く伝えていくという。(伊藤朝利)



中皮腫ポータルサイト「みぎくろハウス」の画面を見せる栗田英司さん。千葉県鎌ヶ谷市

院することになりました。それでも持ち前のガッツと冷静な判断で窮地を乗り越え、ここまで頑張ってきたのですが、残念ながら52歳という若さで旅立られました。

彼の遺志は私をはじめとしたキャラバン隊員、応援して下さる方々が一丸となって、今後も引き継ぎ頑張っている所存でございます。どうかこれからもご支援のほどよろしくお願い申し上げます。

そして、栗田英司さんのご冥福を心より祈り申し上げます。

全国事務局／関西支部 右田孝雄

栗田さんとの出会いは4年前、4か月の娘を抱えて参加した患者会でした。それまで中皮腫の方にお会いしたことがない私は、余命から逆算し、毎日死へのカウントダウンをしていました。しかし、同じ腹膜中皮腫で15年も生存している方がいると知り、「私も大丈夫だ!」とすぐに意識が変わりました。単純ですね。栗田さんは中皮腫患者の中でも長期生存者であることも知らずに…。そして、このとき私は「栗田さんは希望の星です」と言ってしまうし

た。

私が栗田さんを希望の星だと発したことがきっかけとなり、あなたは中皮腫の周知活動や患者さんのピアサポート、キャラバン隊へと行動されていくことになりました。栗田さんの症状が悪くなるたびに、私が希望の星と言ったばかりに平凡な日常を奪い、たくさんのストレスにさらされ、結果的に栗田さんの寿命を縮めてしまったと思っています。本当に申し訳ありません。全国の中皮腫患者さんの希望の星となり、その重責は相当なものだったのではないかと思います。ただただあなたは私のヒーローであって欲しかっただけに。

先日最後のやり取りとなったメールには、ブログを書くのも読むことさえもしんどいとありました。そんな中、調子が悪くなった自分からの助言があるとあり、「心の患者力」を高める必要があると書かれてありました。死に直面したときの心の在り方、また、私がすでに実践していることもあるので、それは引き続き継続して下さいとのことでした。最後まで人に気を配るあなたに、栗田さんらしいな、これはブログではなく、私へのメッセージなんだと強く感じました。

昨日お腹の赤ちゃんは37週となり、正産期に入りました。木曜の検診時点で、体重は2,672g、もういつ生まれても大丈夫です。私の目標が栗田さんの目標になり、やっとあなたに恩返しができることを嬉しく思っていました。顔を見せて名前を伝えて抱っこしてもらって成長と一緒に喜んで欲しかった。本当に残念でなりません。

最後に、私の目標を伝えます。まずは元気な赤ちゃんを産むこと。復職後は仕事・育児・家事に追われる日々が待っているため、出産後1年間の育児休業中に、いままで目を背けてきた自分の体と向き合い、今後どのように治療していくか考えること。子どもの成長の節目に寄り添い、社会に出ても胸を張って生きていけるよう、常識をたたき込むつもりです。今まで通り遠くから見ていて下さいね。目を細めて喜ぶあなたの笑顔を胸に頑張りたいと思います。

関東支部 U・K

私が栗田さんと出会ったのは2年前のジャパン

キャンサーフォーラムでした。

「どうもよろしくね」。初めて私に声をかけて下さった時の言葉と人を惹きつける笑顔を忘れることが出来ません。

その優しい笑顔と何事も率先して行動する姿に魅了された私は、自然と行動を共にするようになりました。キャラバン隊加入後も初めてのことばかりで戸惑い、道に迷いそうになった私に常に的確なアドバイスを下さり、正しい道へと導いて下さりました。感謝しかありません。

人を愛し、人に愛され、正しい道へと導くその姿は英雄という名にふさわしいものでした。

その優しい笑顔にもう会えないと思うと悲しくて心がつぶれてしまいそうです。

栗田さんの成し得た偉業に対し心から感謝の意を表し、ご冥福をお祈り申し上げます。栗田さん、ありがとうございました。どうか安らかに眠りください。

関東支部 原修子

栗田さんが旅立たれたことを聞き、深い悲しみから唖然としてしまいました。ご家族の皆様のお気持ちを思うと言葉もありません。

私と栗田さんの出会いは2017年7月に東京であった省庁交渉のときでした。その際に、去年の6月に出版された『もはやこれまで』の中皮腫患者の長期生存者インタビューのお話を聞きました。実際に闘病されている患者さんが自ら立ち上がって他の患者さんの希望となる企画に私もインタビューを受けるお返事をしました。先月、栗田さんとその時の事をお話しました。私が二つ返事で了承してしまったので、「この人、本当にわかっているのかな?」と思ったそうです。

私も「千葉県という遠方から、本当に北海道まで来てくださるのかな?」と思っていたので、「お互い疑心暗鬼だったんだね」というお話をしました。それが栗田さんとの出会いでした。

2か月後の9月に右田さんと一緒に本当に北海道まで来て下さいました。そのときに初めての中皮腫サポートキャラバン隊での交流会が札幌で開かれました。私の両親ともお会いして下さり、ご飯も一

緒に食べてくださいました。思い出に残る濃い2日間でした。

年齢は離れていますが、栗田さんの和やかなお人柄とお気遣いのおかげでとても楽しい時間を過ごすことができました。またお会いできたらいいな。

でも、二人とも遠方に住まれているから、なかなかお会いできないだろうなと思いつながら、その夜は帰宅しました。まさか、キャラバン隊に私も参加させていただいて、月に1〜2回お会いできるようになるとは、このときは思ってもみませんでした。その後、中皮腫サポートキャラバン隊の活動を通じて、栗田さんにはたくさんお世話になりました。何もわからない私にいつもアドバイスしてくださいました。

去年の北海道キャラバンは北海道在住の人たちが中心となって企画したのですが、トラブルが起きた際にも心配してすぐに電話をくださいました。北海道キャラバンの講演のため、体調がすぐれない中、震災後の北海道にも来てくださいました。そんなふうにも栗田さんは人を想い気にかけて、とても配慮してくださる方でした。何度、その優しさに救われたか、詳しく語ると止まらなくなってしまいます。

私事ですが、今年の3月からカウンセリングの勉強をしています。栗田さんにはお伝えしたくてメールを送ったところ、あたたかいお言葉をいただきました。嬉しくてすぐにメールを保存しました。そんなふうにも保存してあるメールが実はたくさんあります。先月お会いしたときにはわざわざ振り向いて、「応援しているから頑張って」と言ってくださいました。

私にはこれ以上ない励みになりました。栗田さんには感謝してもしきれません。出会ってくださって、たくさんものを残してください、本当にありがとうございました。いまは悲しみが大きいですが、栗田さんからいただいた想いを胸に、私ができることをこれから残していこうと思います。

栗田さん、ずっと大好きです。

北海道支部 田中奏実

小さい頃は勉強よりも野球が好きなやんちゃな子で、あたりを駆け回っていた自由奔放な弟でした。難病に見舞われたのは33歳のとき、仕事を進めつ

つも4度の手術を乗り越えて、精一杯闘っていた姿を偲べば頭が下がる思いです。心の支えになったのは登山や愛車で日本各地を旅行すること。行く先々で美味しいものを食べるのが、何よりの楽しみでした。

同じ病の方の力になりたいと、患者の会の活動に情熱を注いでおりました。体調が優れなくても皆を気遣うような優しく正義感の強い弟は、きっと頼られていたことでしょう。全国の患者さんに会いに、あちこちを訪れて交流を温め、励ましあいながら絆を紡いだひとは、弟にとってかけがいのない思い出です。この病気を広く知ってほしいと、自ら執筆に打ち込み出版を果たした弟。主治医から、もう活動は無理だと言われても、最後まで自分らしく命を燈し続けたことに「英司、よく頑張ったね。かっこよかったよ」と褒めてあげたい気持ちです。早すぎる旅立ちが残念でなりませんが、いまは心からのねぎらいを捧げ、どうか安らかにと祈るばかりです。

令和元年6月19日、皆の胸に温かな面影を残し、弟・栗田英司は、52年の生涯を閉じました。生前皆様のお力添えを賜りましたことへ、深く感謝申し上げます。

姉・見城敬子

2014年に発行された会の10年史を開くと、「老後の経済的な心配も思い悩むは生きている証」という「E・K」さんの寄稿があります。会が発足した2004年当時からの会員でしたが、この時点でもまだ匿名で、会の活動の表舞台には出ていませんでした。比較的多くの方が知っている「栗田英司さん」が登場してきたのは、まさにここ数年のことでした。

何が彼を変えたのか。一言で言えば、「患者さんとの出会い」だったかと思います。本人が持ち合わせている経験や資質などはもちろんありましたが、さまざまな出会いによってここ数年の栗田さんがつくられた、と表現することもできます。ここに、今後の活動を考えるヒントがあるように感じています。それにしても、栗田さんと一緒に仕事ができただけここ数年は、とにかく面白かった!!!と、堂々と言えるのが何よりの財産です。

事務局 澤田慎一郎





# 中皮腫患者の療養生活 実態調査アンケートにご協力を

中皮腫サポートキャラバン隊

中皮腫サポートキャラバン隊では、中皮腫患者の療養生活の実態調査アンケートの取り組みをはじめました。これは、2019年4月から1年間かけて、全国の中皮腫患者訪問の際にアンケート調査を行い、アンケート結果を集計・分析して、医療や療養生活の情報共有や石綿ばく露の実態などを明らかにするとを目的とした調査です。当面の目標は1年間で50回答を得ることでしたが、すでに2か月間で30回答も集まりました。これは、中皮腫患者が治療や療養生活についての情報にいかに枯渇しているかの裏返しで、このアンケート調査の重要性をあらためて認識しています。なお、この調査は2019年度の高木仁三郎市民科学基金の助成を得て行う調査であり、兵庫医科大学病院ソーシャルワーカーの福神大樹さんに調査協力をお願いしています。

## アンケート調査を実施する背景

アスベストが原因で発症する中皮腫の患者数は増加の一途をたどり、今後も数十年間、発症者数は高水準で続くと推測されています。相談対応の実感としても、30歳代～50歳代の現役世代からの中皮腫の相談が増えています。一方で、中皮腫は希少がんとして治療の開発が遅れ、治療の選択が限られている現状にあります。また、中皮腫患者は同じ病気の患者と会う機会もなく、精神的にも孤立した状況に置かれています。

そんな中、中皮腫の患者どうしがお互いに支え合うピアサポート活動の必要性が高まっています。また、安易にアスベストばく露「不明」とされ、労災保険が適用されない中皮腫患者が増えてきています。

中皮腫サポートキャラバン隊の活動の柱はピア・サポート活動ですが、そのためにも中皮腫患者の治療や療養生活の実態をきちんと把握し、そして、

中皮腫患者どうしで情報共有していく仕組みを構築していく必要があります。

一方、中皮腫患者の療養生活の調査自体がほとんどなく、行政が行っている調査では、患者の療養生活の実態が把握し切れていません。そのような背景があり、それでは中皮腫サポートキャラバン隊で中皮腫患者にアンケート調査をしていこうという運びになりました。

## 中皮腫患者がおかれている現状の課題

アンケート調査を行うにあたり、中皮腫患者がおかれている現状の課題として、以下の4点の課題を設定しました。

- ① アスベストばく露「不明」とされた場合などの石綿健康被害救済制度と労災保険制度との給付内容の格差の課題。石綿健康被害救済制度はあくまで補償ではなく「救済措置」という位置づけであり、よって労災保険制度との給付内容や給付金額の格差が生じています。
- ② 中皮腫患者は同じ病気の患者と会う機会がほとんどなく、精神的にも孤立した状況に置かれており、治療内容や療養生活についての情報が圧倒的に不足しています。
- ③ 中皮腫は希少がんとして治療の開発が遅れ、治療の選択が限られている現状にあります。また治療体制が整っている医療機関や医師も極端に限られており、治療や療養生活の地域格差も生じています。
- ④ 医師などの医療従事者とのコミュニケーションの課題。中皮腫は希少がんであり情報がほとんどないこと、患者は今後の見通しについてとても不安であること、石綿健康被害救済制度や労災保険制度による給付が受けられることから、医師や医療従事者とのコミュニケーションが非常に

重要なのですが、現状は課題が多いです。

このような中皮腫患者のおかれた現状の課題を立てて、その課題に対応するアンケート形式の質問項目を45個用意しました。

### アンケートの質問事項

質問項目としては、大きく分けると5つに分類し、以下のような質問事項を設定しました。

- ① 回答者について、性別、年代、居住地（都道府県）、中皮腫の種類と病期の質問。なお、回答者は匿名とし、回答者が特定されないようにしました。
- ② 手術や抗がん剤や放射線治療などの治療内容、通院頻度、治療による効果や副作用などの現在の治療内容についての質問。
- ③ 医療機関の初診、確定診断の時期、各種の検査やセカンドオピニオンの有無などの、自覚症状から現在に至るまでの治療の経過についての質問。
- ④ 療養生活の状況、就労の状況、収入の変化、石綿健康被害救済制度や労災保険制度の手続きの重要度と満足度などについての質問。
- ⑤ アスベストへのばく露を知るための職歴についての質問。

以上が大まかな分類ですが、合計45項目184個もの質問のあるアンケート調査となります。

### アンケート調査にご協力を！

アンケートの実施はピア・サポート活動の一環とし

て、基本的には中皮腫患者を実際に訪問し、面談するなかで、アンケートに答えていただくかたちにして、1年間50回答を目標にはじめましたが、患者や家族の関心が非常に高く、多くの方にご協力いただき、開始から2か月間で30回答も集まっています。

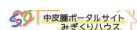
この1年間はアンケート回答を出来るだけ多く集め、回答内容を集計・分析したうえで公表します。今後は、中皮腫ポータルサイトみぎくりハウス（上からでもアンケートの受付が出来るように整えていきたいと考えます（<https://asbesto.jp/archives/1384>）。

このアンケート調査では、中皮腫患者の治療について、療養について、生活状況について、どのような実態で過ごされているのかを明らかにしていきたい、中皮腫患者の治療や療養に関する情報収集や生活の質（QOL）の向上に役立てます。

また、アンケート調査で明らかになった様々な課題について、行政や医療機関や患者会に提言していき、中皮腫患者を取り巻く状況が少しでも改善されるように取り組んでいきたいと考えます。

どうぞアンケート調査へのご協力をよろしくお願い致します。

中皮腫サポートキャラバン隊では、「腹膜・心膜・精巣鞘膜中皮腫におけるニボルマブ（オプジーボ）使用についての署名」（<https://asbesto.jp/archives/1384>）も行っています。該当する患者さんの切実な「手記」もお読みになって、ぜひご協力をお願いします。



ピアサポートの取り組み  
Peer support

中皮腫治療の医療情報  
Medical information

各種の社会保障制度について  
Social security

中皮腫サポートキャラバン隊  
Mesothelioma support caravan



中皮腫ポータルサイト「みぎくりハウス」 <https://asbesto.jp/>

# 暴力及びハラスメントの根絶 新たな条約・勧告・決議採択 100周年記念ILO総会

国際労働機関（ILO）第108回（100周年記念）総会は、仕事の世界における暴力及びハラスメントの根絶に関する条約（第190号）・勧告（第206号）を採択した。本号では、ILO及び国際労働組合総連合（ITUC）の関連記事、及び、条約・勧告・決議の本誌による仮訳を紹介する。後者については、提案段階の文書の厚生労働省や連合による仮訳をできるだけ参考にさせていただいた。

また、日本では、ハラスメント対策の強化等を内容とした女性の職業生活における活躍の推進等に関する法律等の一部を改正する法律（4月号に法律案要綱を掲載）が成立したが、衆議院及び参議院における附帯決議も合わせて紹介する。

## ILO（国際労働機関）

### 労働における暴力・ハラスメントと闘う 新たな国際労働基準

仕事の世界における暴力及びハラスメントに立ち向かう新たな条約と捕捉する勧告が、国際労働会議によって採択された。

2019年暴力・ハラスメント条約〔第190号〕と2019年暴力・ハラスメント勧告〔第206号〕は、ジュネーブにおける100周年記念国際労働会議の最終日

〔2019年6月21日〕に代表団によって採択された。条約については、439票が賛成に投じられ、反対7票、棄権30票。勧告は、賛成397票、反対12票、棄権44票で通過した〔日本は、政府と労働者代表が賛成、使用者代表は棄権した〕。

同条約は、仕事の世界における暴力及びハラスメントが、「人権の侵害であり得…均等な機会への脅威であり、受け入れ難く、かつディーセント・ワークと相容れないものである」ことを認めている。それは、「暴力及びハラスメント」を、「身体的、精神的、性的または経済的危害を目的とした、または危害を引き起こす若しくは危害を引き起こす可能性のある」行為、慣行または脅威と定義している。それは、加盟諸国に、「暴力及びハラスメントをまったく容認しない〔zero tolerance〕一般環境」を促進する責任があることを想起させている。

新たな国際労働基準は、契約上の状態にかかわらず、また、訓練中の者、インターンや見習い、雇用が終了している労働者、ボランティア、求職者及び仕事の応募者を含む、労働者及び被用者を保護することを目的としている。それは、「使用者の権限、義務または責任を行使する者」もまた暴力及びハラスメントの対象になり得ることを認めている。

この基準は、職場、労働者が賃金を支払われ、休憩または食事をとり、若しくは衛生、洗濯または更衣





設備を利用する場合、仕事に関係する出張、訓練、行事または社会活動中、仕事に関する連絡（情報通信技術により可能となったものを含む）、使用者が提供する住居、及び往復の通勤時に生じる暴力及びハラスメントを対象としている。また、暴力及びハラスメントが第三者が関わる可能性も認めている。

ILOのガイ・ライダー事務局長は採択を歓迎している。「新たな基準は、暴力及びハラスメントのない仕事の世界に対するあらゆる人の権利」を認めている、と彼は言う。「次のステップは、女性及び男性にとってよりよく、安全でディーセントな労働環境を創り出すために、こうした保護を実践にうつしていくことである。この問題に関してわれわれが見てきた協力と連帯、そして人びとの要求を踏まえれば、迅速かつ幅広い批准と実施の取り組みがみられるだろうと確信している」。

ILO Workquality局のマニエラ・トーメイ局長は言う。「尊敬なしに労働における尊厳はなく、また、尊厳なしには社会的正義はない。仕事の世界における暴力及びハラスメントに関する条約・勧告が採択されたのは、今回が初めてである。われわれは、これを防止及び対処するために何を必要とするか、誰によってなされるべきかを知っている。この新たな基準がわれわれが望んでいる労働の未来に導いてくれることを期待している」。

この条約は、2つの加盟国が批准した後12か月で発効する。法的に拘束力はない勧告は、条約をどのように適用できるかに関する手引きを提供している。

これは、2011年家事労働者条約（第189号）が採択された2011年以来、国際労働会議によって合意された最初の新たな条約である。条約が法的に拘束力のある国際文書であるのに対して、勧告は助言や手引きを提供するものである。

仕事の世界の問題を扱う国連機関であるILOは、2019年に創立100周年を迎えている。

※[https://www.ilo.org/ilc/ILCSessions/108/media-centre/news/WCMS\\_711321/lang-en/index.htm](https://www.ilo.org/ilc/ILCSessions/108/media-centre/news/WCMS_711321/lang-en/index.htm)

## ITUC(国際労働組合総連合)

**国際労働機関の100周年記念総会は、労働の未来のための100周年宣言によって社会契約を更新するとともに、反暴力条約を採択して、政府に暴力に責任を負わせる**

「今週ILOは、100年前にILOの使命に具体化された社会契約の実現をともなった、人間中心の労働の未来に向けて、労働組合・使用者・政府の間で合意された歴史的貢献をもたらした。宣言は、

世界が気候変動やデジタル変容の大きな挑戦に直面している時点におけるすべての労働者の権利と保護のため、またすべての労働者の労働保護フロアのための議題であった。労働保護フロアには、非公式経済に追い込まれ、あるいはその職が不安定で危険、自らと家族を支えるのに十分に支払われていない、何億もの労働者を含んでいる。また、搾取的なサプライチェーンや増大しつつあるプラットフォーム・ビジネスも含んでいる。労働における暴力・ハラスメントに対する画期的な条約は、この新たな国際基準を求めた並外れたキャンペーンの集大成であり、いまや努力はそれが政府によって批准され、行動に移されることの確保へと転じるだろう。こうした決定によって、ILOに具現化された未来のための社会契約は確保された」と、ITUCのシャラン・バロウ事務局長は語る。

### ●労働の未来のためのILO100周年宣言

ディーセントな支払いや条件をともなった職を確保する労働者の権利の侵害の増大とともに、雇用責任をまったく否定する「プラットフォーム」企業のような新たなビジネスモデルが出現するなかで、宣言は、すべての労働者のための権利と保護のあるフロアに焦点をあてた社会契約の重要な更新を示している。それはまた、カーボンフリー経済への移行や労働のデジタル変換の加速のなかで、生活を防護及び支援するための公正移行措置を求めている。団体交渉、労働組合・使用者・政府間の対話、及びサプライチェーンのなかでの労働者の権利を確保するための国境を越えた行動にも、データ・プライバシーや教育・訓練とともに、高い卓越性が与えられている。宣言はまた、ディーセントワークへの基本として労働安全衛生を認めており、また、総会で採択された勧告のひとつが、ILO基本的権利の枠組みのなかでこれにILOによる公式な認知が与えられる道筋を設定している。それはまた、ILOを国際的な貿易、金融、経済及び環境政策の心臓部に置くことともに、首尾一貫かつ人間中心のアプローチをもつ国際システムを求めている。

### ●暴力・ハラスメントに対する新たな国際基準

総会で採択された新たな条約は、主として女性

の何億人もの労働者を保護するために緊急に必要なとされる推進力を提供して、仕事の世界を暴力・ハラスメントのないものにしなければならないということを保証するものである。それは、求職者、訓練中の者、インターン・見習い、ボランティアその他はもちろん、使用者の権限を行使する者を含め、契約上の状態にかかわらず、すべての労働者に保護を拡張して、包括的なアプローチをとっている。条約はまた、第三者－依頼人、顧客、患者または一般の人びとであるかにかかわらず－が関わる暴力・ハラスメントも考慮及び対処されなければならないことを明確にしている。その職務が公衆を相手にする、また公共の場所で行われる労働者にとって、この認識はきわめて重要である。

### ●ILOは権利侵害の国の事例を検討

総会基準適用委員会の定期会合は、不十分な保護しかもたないかまたはまったく保護をもたない、世界人口の約4分の3を占める優先課題のひとつである、社会的保護の提供に関するILO加盟諸国の状況を検討した。

委員会はまた、各国政府のILO条約の順守状況も検討した。トルコ、ブラジル、インド、カザフスタン、フィジー、ジンバブエ、及び、労働組合員に対する暴力や殺人にもかかわらずドゥトルテ政府が処罰も受けずに加担しているフィリピンを含む、最悪の違反者である24か国について議論された。

### ●次の100年へのメッセージ

「100周年記念総会は世界に、すべての国際機関のなかでもっとも古く、もっとも影響の大きい、国際労働機関がいかに重要であるかを想起させた。それは、もっとも影響を受けやすいものに保護を提供するとともに、働く人々の権利を確保している。かつてないレベルの収入の不平等さ、企業が多すぎる力を持ち人々はあまりにも力が少ない民主的スペースの縮小や怒りの世代が出現するなかで、ILOは、労働者が人間の良識に対する敬意なしに取り引きされる商品になることに対抗する重要な防壁である」と、バロウは語る。



※<https://www.ituc-csi.org/ILO-100-Declaration>

## 仕事の世界における暴力及びハラスメントの 根絶に関する条約(第190号) [仮訳]

国際労働機関の総会は、

国際労働事務局の理事会によりジュネーブにおいて招集されて、2019年6月10日にその第108回(100周年記念)会期として会合し、

フィラデルフィア宣言が「すべての人間は、人種、信条または性にかかわらず、自由及び尊厳並びに経済的保障及び機会均等の条件において、物質的福祉及び精神的発展を追求する権利をもつ」と確認していることを想起し、

国際労働機関の基本的条約の重要性を再確認し、

世界人権宣言、市民的及び政治的権利に関する国際規約、経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約、あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約、女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する国際条約、すべての移住労働者及びその家族の構成員の権利の保護に関する国際条約、及び障害者の権利に関する条約など他の関連のある国際的文書を想起し、

ジェンダーに基づく暴力及びハラスメントを含む、暴力及びハラスメントのない仕事の世界に対するあらゆる人の権利を認識し、

仕事の世界における暴力及びハラスメントは人権の侵害[violation or abuse]であり得ること、また、暴力及びハラスメントは平等な機会に対する脅威であり、容認できず、かつディーセント・ワークと相容れないものであることを認識し、

暴力及びハラスメントを防止するための、相互尊重及び人間の尊厳に基づく仕事の文化の重要性を認識し、

各加盟国は、それらの行為及び慣行の防止を促進するために、暴力及びハラスメントをまったく容認しない一般環境を促進する重要な責任があること、及び、仕事の世界に関わるすべての当事者は、暴力及びハラスメントをやめ、防止並びに対処しなければならないことを想起し、

仕事の世界における暴力及びハラスメントは、個人の精神的、身体的及び性的健康、尊厳、家族及び社会環境に影響するものであることを認め、

暴力及びハラスメントはまた、公共及び民間のサービスの質にも影響を与えるとともに、人びと、とりわけ女性が労働市場にアクセスし、残留し、及び昇進するのを妨げる可能性があることを認識し、

暴力及びハラスメントは、持続可能な企業の促進と相容れず、また、仕事上の組織、職場の関係、労働者の参加、企業の名声及び生産性に否定的に影響することに留意し、

ジェンダーに基づく暴力及びハラスメントは、女性及び少女に不均衡に影響を与えることを認め、また、仕事の世界における暴力及びハラスメントを根絶するためには、ジェンダー・ステレオタイプ、複合的及び横断的形態の差別、及びジェンダーに基づく不平等な力関係を含む、根本的原因及びリスク要因に対処するための包括的で、統合され、かつジェンダーに配慮したアプローチが必須であることを認識し、

家庭内暴力は、雇用、生産性、健康及び安全に影響を与え得ること、また、政府、使用者団体及び労働者団体並びに労働市場制度は、他の諸措置の一部として、家庭内暴力を認識し、対応し、及び対処することを援助できることに留意し、

会期の議事日程の第5議題である、仕事の世界における暴力及びハラスメントに関する提案の採択を決定し、

その提案が国際条約の形式をとるべきであることを決定して、

次の条約(引用に際しては、2019年の暴力及びハラスメント条約と称することができる)を2019年6月21日に採択する。

### I. 定義

#### 第1条



1. この条約の適用上、
  - (a) 仕事の世界における「暴力及びハラスメント」とは、単発的事象か繰り返されるかにかかわらず、身体的、精神的、性的または経済的危害を目的とした、または危害を引き起こす若しくは危害を引き起こす可能性のある、一定の許容できない行為及び慣行またはその脅威をいい、ジェンダーに基づく暴力及びハラスメントを含む。
  - (b) 「ジェンダーに基づく暴力及びハラスメント」とは、性またはジェンダーを理由に人に対して行われる、若しくは特定の性またはジェンダーに不均衡に影響する、暴力及びハラスメントをいい、セクシュアル・ハラスメントを含む。
2. 本条第1項(a)及び(b)に影響を与えることなく、国内法令のなかでの定義は、単一または複数の概念に対して与えられることがある。

## II. 範囲

### 第2条

1. この条約は、国内の法律及び慣行により定義される被雇用者、契約上の状態にかかわらず働く人、インターン及び見習いを含む訓練中の人、雇用が終了している労働者、ボランティア、求職者及び仕事の応募者、並びに使用者の権限、義務または責任を行使する者を含む、仕事の世界における労働者及び他の者を保護する。
2. この条約は、民間か公共かを問わず、また、都市か地方かを問わず、公式経済及び非公式経済の両方における、すべての部門に適用する。

### 第3条

この条約は、次の場所等において、仕事の過程で、またはそれに関連して若しくは起因して生じる、仕事の世界における暴力及びハラスメントに適用する。

- (a) 仕事を行う場であって、公的及び私的な空間を含む職場
- (b) 労働者が賃金を支払われ、休憩または食事をとり、若しくは衛生、洗濯または更衣設備を利用する場
- (c) 仕事に関係する出張、訓練、行事または社会活動中

- (d) 情報通信技術により可能となったものを含め、仕事に関連する連絡を通じたもの
- (e) 使用者が提供する住居、及び
- (f) 往復の通勤時

## III. 核となる原則

### 第4条

1. この条約を批准する各加盟国は、暴力及びハラスメントのない仕事の世界に対するあらゆる人の権利を尊重、促進及び実現する。
2. 各加盟国は、国内の法律及び状況にしたがい、かつ、代表的な使用者団体及び労働者団体と協議の上、仕事の世界における暴力及びハラスメントの防止及び根絶のための包括的で、統合され、かつジェンダーに配慮したアプローチを採用する。そのようなアプローチは、適切な場合には、第三者が関係する暴力及びハラスメントを考慮するとともに、次のことを含むべきである。
  - (a) 暴力及びハラスメントを法律で禁止する。
  - (b) 関連する政策が暴力及びハラスメントに対処することを確保する。
  - (c) 暴力及びハラスメントを防止及び対処するための措置を実施するための包括的な戦略を採用する。
  - (d) 執行及び監視の仕組みを確立または強化する。
  - (e) 被害者のための救済及び支援へのアクセスを確保する。
  - (f) 制裁を定める。
  - (g) 必要に応じて利用可能な形式で、手段、指針、教育及び訓練を確立するとともに、意識を向上させる。及び
  - (h) 労働監督機関または他の権限を有する機関を通じたものを含め、暴力及びハラスメントの事例の監督及び調査の効果的な手段を確保する。
3. この条第2項で言うアプローチを採用及び実施するにあたって、各加盟国は、政府、使用者及び労働者並びにそれらの各団体の異なる補完的な役割及び機能を、それらの各責任の多様な性質及び範囲を考慮に入れて、認識する。

### 第5条

仕事の世界における暴力及びハラスメントを防止及び根絶する観点から、各加盟国は、労働における基本的原則及び権利、すなわち、結社の自由及び団体交渉権の実効的承認、すべての形態の強制 [forced or compulsory] 労働の根絶、児童労働の実効的廃止並びに雇用及び職業に関する差別の根絶、ディーセントワークの促進を尊重、促進及び実現する。

#### 第6条

各加盟国は、女性労働者、並びに、仕事の世界における暴力とハラスメントによって不均衡に影響を受ける一または二以上の脆弱なグループまたは脆弱な状況に置かれているグループに属する労働者及び他の者のためのものを含む、雇用及び職業における平等及び無差別の権利を確保する法令及び政策を採用する。

### IV. 保護及び防止

#### 第7条

第1条に影響を与えることなく、また同条にしたがって、各加盟国は、ジェンダーに基づく暴力及びハラスメントを含む、仕事の世界における暴力及びハラスメントを定義及び禁止する法令を採用する。

#### 第8条

各加盟国は、次のことを含む、仕事における暴力及びハラスメントを防止するための適切な措置をとる。

- (a) 非公式経済労働者の場合における公的機関の役割の重要性を認識する。
- (b) 関係する使用者団体及び労働者団体と協議の上、また、他の手段を通じて、関係する労働者及び他の者が暴力及びハラスメントに相対的に曝露しやすい部門または職種及び就労形態を特定する。及び
- (c) かかる人々を効果的に保護する措置をとる。

#### 第9条

各加盟国は、ジェンダーに基づく暴力を含む、仕事の世界における暴力及びハラスメントを防止するために、管理の程度に見合った適切な措置をとるとともに、とりわけ、合理的に実行可能な限り、次のことを行うことを、使用者に求める法令を採用する。

- (a) 労働者及びその代表者と協議の上、暴力及

びハラスメントに関する職場の政策を採用及び実行する。

- (b) 職業上の安全及び健康の管理において、暴力及びハラスメント並びに関連する心理社会的リスクを考慮する。
- (c) 労働者及びその代表者の参加を得て、暴力及びハラスメントの危険を特定し、及びそのリスクを評価し、並びにそれらを防止及び管理するための措置をとる。及び
- (d) この条 (a) で言う政策に関連して、関係する労働者及び他の関係者の権利及び責任を含め、特定された暴力及びハラスメントの危険及びリスク並びに関連する防止及び保護措置に関する情報及び訓練を、必要に応じて利用可能な形式で、労働者及び他の関係者に提供する。

### V. 執行及び救済

#### 第10条

各加盟国は、次のことを行うための適当な措置をとる。

- (a) 仕事の世界における暴力及びハラスメントに関する国内法令を監視及び執行する。
- (b) 仕事の世界における暴力及びハラスメントが生じた場合、次のことを含む適切かつ効果的な救済及び安全、公正かつ効果的な報告及び紛争解決の仕組みを容易に利用できるよう確保する。
  - (i) 職場レベルの申立及び調査手続及び、適切な場合には、職場レベルの紛争解決の仕組み
  - (ii) 職場外の紛争解決の仕組み
  - (iii) 裁判所または裁決機関
  - (iv) 申立入、被害者、証人及び内部通報者に対する迫害または報復からの保護、及び
  - (v) 申立人及び被害者のための法的、社会的、医療的及び行政的支援措置
- (c) 可能な限り及び必要に応じて、関連する個人のプライバシー及び秘密を保護するとともに、プライバシー及び秘密が悪用されないようにするための要求事項を確保する。
- (d) 適切な場合には、仕事の世界における暴力及びハラスメントが生じた場合における制裁を定める。

- (e) 仕事の世界におけるジェンダーに基づく暴力及びハラスメントの被害者が、ジェンダーに配慮した安全かつ効果的な申立及び紛争解決の仕組み、支援、サービス及び救済を効果的に利用できるようにする。
- (f) 家庭内暴力の影響を理解するとともに、合理的に実行可能な限り、仕事の世界における影響を緩和する。
- (g) 労働者が、暴力及びハラスメントにより生命または健康に緊急かつ重大な危険があると信ずるに足る合理的な根拠がある仕事の状況から、不当な結果を被ることなく、離れる権利を有することを確保する。及び
- (h) 労働監督官及び他の関連する当局が、必要に応じて、法律によって定められた司法または行政当局に対する何らかの上訴権を条件に、即時の強制力のある措置を要求する命令、及び、生命、健康または安全への窮迫した危険がある場合に仕事を停止させる命令を発することを含む、仕事の世界における暴力及びハラスメントに対処するための権限を与えられていることを確保する。

### VI. 指針、訓練及び意識向上

#### 第11条

各加盟国は、代表的な使用者及び労働者団体と協議の上、次のことを確保するよう努める。

- (a) 仕事の世界における暴力及びハラスメントが、職業上の安全及び健康、平等及び無差別並びに移民に関するものなど、関連する国内政策において対処される。
- (b) ジェンダーに基づく暴力及びハラスメントを含む、仕事の世界における暴力及びハラスメントに関する指針、資源、訓練または他の手段を、必要に応じて利用可能な形式で、使用者、労働者、それらの団体及び関係機関に提供する。及び
- (c) 意識向上キャンペーンを含む取り組みを行う。

### VII. 適用手段

#### 第13条

この条約の規定は、国内法令という方法によっ

て、また必要な場合には、労働協約または暴力及びハラスメントを対象とする既存の職業上の安全及び健康上の措置の拡張または採用並びに特別の措置の策定によることを含む、国内慣行に適合する他の方法により適用される。

### VIII. 最終条項

#### 第13条

この条約の正式な批准は、登録のため国際労働事務局長に通知する。

#### 第14条

1. この条約は、その批准が国際労働事務局長に登録された国際労働機関の加盟国のみを拘束する。
2. この条約は、二の加盟国の批准が事務局長に登録された日の後12か月で効力を生ずる。
3. その後は、この条約は、いずれの加盟国についても、その批准が登録された日の後12か月で効力を生ずる。

#### 第15条

1. この条約を批准した加盟国は、この条約が最初に効力を生じた日から10年を経過した後は、登録のため国際労働事務局長に通知する講堂によって、この条約を廃棄することができる。廃棄は、それが登録された日の後1年間は効力を生じない。
2. この条約を批准した加盟国で、1の10年の期間は終了した後1年以内にこの条に定める廃棄の権利を行使しないものは、その後さらに10年間拘束を受けるものとし、新たな10年間の最初の1年以内にこの条に定める条件にしたがってこの条約を廃棄することができる。

#### 第16条

1. 国際労働事務局長は、国際労働機関の加盟国から通知を受けたすべての批准及び廃棄の登録をすべての加盟国に通告する。
2. 事務局長は、通知を受けた2番目の批准の登録を国際労働機関の加盟国に通告する際に、この条約が効力を生ずる日につき加盟国の注意を喚起する。

#### 第17条



国際労働事務局長は、国際連合憲章第102条の規定による登録のため、前諸条の規程にしたがって登録されたすべての批准及び廃棄の完全な明細を国際連合事務総長に通知する。

#### 第18条

国際労働機関の理事会は、必要と認めるときは、この条約の運用に関する報告を総会に提出するものとし、また、この条約の全部または一部の改正に関する問題を総会の議事日程に加えることの可否を検討する。

#### 第18条

1. 総会が、この条約の全部または一部を改正する条約を新たに採択する場合には、その改正条約に別段の規定がない限り、
- (a) 加盟国によるその改正条約の批准は、その改

正条約の効力発生を条件として、第15条の規定にかかわらず、当然にこの条約の即時の廃棄を伴い、

- (b) 加盟国による批准のためのこの条約の開放は、その改正条約が効力を生ずる日に終了する。
2. この条約は、これを批准した加盟国で改正条約を批准していないものについては、いかなる場合にも、その現在の形式及び内容で引き続き効力を有する。

#### 第20条

この条約の英文及びフランス文は、ひとしく  
正文とする。



※[https://www.ilo.org/ilc/ILCSessions/108/committees/violence-harassment/WCMS\\_711570/lang-en/index.htm](https://www.ilo.org/ilc/ILCSessions/108/committees/violence-harassment/WCMS_711570/lang-en/index.htm)

## 仕事の世界における暴力及びハラスメントの根絶に関する勧告(第206号) [仮訳]

国際労働機関の総会は、

理事会によりジュネーブに招集されて、2019年6月10日にその第108回(100周年記念)会期として会合し、

2019年の暴力及びハラスメント条約を採択し、

会期の議事日程の第5議題である、仕事の世界における暴力とハラスメントに関する提案の採択を決定し、

その提案が、2019年の暴力及びハラスメント条約を補足する勧告の形式をとるべきであることを決定して、

次の勧告(引用に際しては、2019年の暴力及びハラスメント勧告と称することができる)を2019年6月21日に採択する。

1. この勧告の規定は、2019年の暴力及びハラスメント条約(以下「条約」という)の規定を補足するものであり、条約の規定と併せて考慮されるべきである。

#### I. 核となる原則

2. 条約第4条(2)で言う、包摂的で、統合され、か

つジェンダーに対応したアプローチを採用及び実行するにあたり、加盟国は、適切な場合には、労働及び雇用、職業上の安全及び健康、平等及び無非差別に関する法律、並びに刑法において、仕事の世界における暴力及びハラスメントに対処すべきである。

3. 加盟国は、暴力及びハラスメントに曝露しやすい部門、職種及び就労形態の労働者を含むすべての労働者及び使用者が、1948年の結社の自由及び団結権保護条約(第87号)並びに1949年の団結権及び団体交渉権条約(第98号)と整合性のとれた、結社の自由及び団体交渉権の実効的な承認を完全に享受できるよう確保すべきである。

4. 加盟国は、次のことを行うべきである。

- (a) 仕事の世界における暴力及びハラスメントを防止及び対処するとともに、可能な限り、仕事の世界における家庭内暴力の影響を緩和する手段として、あらゆるレベルにおける団体交渉の実効的な承認を促進する。及び
- (b) 交渉の手続及び労働協約の内容に関する関

連する動向及びグッド・プラクティスに関する情報の収集及び普及を通じて、そのような団体交渉を支援する。

5. 加盟国は、国内法令及び政策における暴力及びハラスメントに関する規定が、1951年の同一報酬条約（第100号）及び勧告（第90号）、1958年の差別（雇用及び職業）条約（第111号）及び勧告（第111号）並びに他の関連文書を含む、国際労働機関の平等及び無差別に関する文書を考慮するよう確保すべきである。

### II. 保護及び防止

6. 国内法令及び政策における暴力及びハラスメントに関する職業上の安全及び健康規定は、1981年の職業上の安全及び健康条約（第155号）及び2006年の職業上の安全及び健康の枠組み促進条約（第187号）などの国際労働機関の職業上の安全及び健康に関する文書を考慮すべきである。

7. 加盟国は、必要に応じて、労働者及びその代表が、条約第9条（a）で言う、職場の政策の設計、実行及び監視に参加すべきことを法令に明示すべきであり、そのような政策は、次のことを行うべきである。

- (a) 暴力及びハラスメントは容認されないことを言明する。
  - (b) 適切な場合には計測可能な目標をもった、暴力及びハラスメント防止プログラムを策定する。
  - (c) 労働者及び使用者の権利及び責任を明記する。
  - (d) 申立及び調査の手続に関する情報を含める。
  - (e) 暴力及びハラスメントに関するすべての内部及び外部コミュニケーションが正当に考慮され、及び必要に応じて扱われることを提供する。
  - (f) すべての危険を知らされるべき労働者の権利とのバランスをとりつつ、条約第10条（c）で言うように、個人のプライバシー及び秘密の権利を明記する。及び
  - (g) 申立人、被害者、証人及び内部通報者を迫害または報復から保護する措置を含める。
8. 条約第9条（c）で言う職場のリスクアセスメント

は、心理社会的な危険及びリスクを含む、暴力及びハラスメントの可能性を増加する要因を考慮すべきである。次の危険及びリスクに対して、とりわけ注意が払われるべきである。

- (a) 必要に応じて、労働条件及び就労形態、労働組織並びに人材管理から生じるもの
- (b) 依頼人、顧客、サービス提供者、利用者、患者及び公衆などの第三者が関わるもの、及び
- (c) 差別、力関係の悪用、並びに暴力及びハラスメントを助長する性的、文化的及び社会的規範から生じるもの

9. 加盟国は、夜間労働、孤立した労働、保健、接客、社会サービス、救急サービス、家事労働、運輸、教育または娯楽など、暴力及びハラスメントへの曝露がより生じやすい部門、職種及び就労形態に対する適切な措置を採用すべきである。

10. 加盟国は、必要に応じて、移民の地位、出身、通過及び目的国にかかわらず、移民労働者、とりわけ女性移民労働者を、仕事の世界における暴力及びハラスメントから保護するための法的または他の手段を講じるべきである。

11. 非公式経済から公式経済への移行を促進するにあたって、加盟国は、非公式経済における暴力及びハラスメントを防止及び対処するために、非公式経済の労働者及び使用者並びにそれらの団体に対して資源及び支援を提供すべきである。

12. 加盟国は、暴力及びハラスメントを防止する措置が、女性及び条約第6条で言うグループが、特定の業務、部門または職種への参加の制限若しくはそこから排除につながらないよう確保すべきである。

13. 条約第6条における脆弱なグループ及び脆弱な状況に置かれているグループへの言及は、適切な国際労働基準及び人権に関する国際文書にしたがって解釈されるべきである。

### III. 執行、救済及び支援

14. 条約第10条（b）で言う定める救済には、次のことが含まれ得る。

- (a) 補償を受けて退職する権利

- (b) 復職
  - (c) 損害に対する適切な補償
  - (d) 特定の行為をやめさせ、若しくは政策または慣行を変更させるためにとられるべき、即時の強制力のある措置を伴った措置を求める命令、及び
  - (e) 国内法令及び国内慣行に従った法的な手数料及び費用
15. 労働能力の喪失につながる心理社会的、身体的またはその他の何らかの傷害または疾病の場合に、仕事の世界における暴力とハラスメントの被害者が、補償を受けられるようにすべきである。
16. 条約第10条(e)で言うジェンダーに基づく暴力及びハラスメントに対する紛争解決の仕組みは、次の措置を含めるべきである。
- (a) ジェンダーに基づく暴力及びハラスメントの事例に専門知識をもつ裁判所
  - (b) 迅速かつ効率的な手続
  - (c) 申立入及び被害者に対する法的な助言及び支援
  - (d) 国内で幅広く使用されている言語で入手及び利用可能なガイド及びその他の情報資源、及び
  - (e) 必要に応じて、刑事訴訟以外の手続における立証責任の転換
17. 条約第10条(e)で言うジェンダーに基づく暴力及びハラスメントの被害者に対する支援、サービス及び救済には、次の措置を含めるべきである。
- (a) 被害者の労働市場への再参加に対する支援
  - (b) 必要に応じてアクセス可能なやり方での、カウンセリング及び情報サービス
  - (c) 24時間のホットライン
  - (d) 緊急サービス
  - (e) 医学的ケア及び治療並びに精神的支援
  - (f) シェルターを含む危機管理センター、及び
  - (g) 被害者を支援するための特別の警察部署または特別の訓練を受けた担当者
18. 条約第10条(f)で言う家庭内暴力の影響を緩和する適切な措置には、次のことが含まれ得る。

- (a) 家庭内暴力の被害者のため休暇
  - (b) 家庭内暴力の被害者のための柔軟な就労形態及び保護
  - (c) 家庭内暴力とその結果と関係のない場合を除いて、必要に応じて、家庭内暴力の被害者に対する解雇からの一時的保護
  - (d) 職場のリスクアセスメントへの家庭内暴力の包含
  - (e) 存在する場合には、家庭内暴力に対する公的緩和措置への照会システム、及び
  - (f) 家庭内暴力の影響に関する意識向上
19. 仕事の世界における暴力及びハラスメントの加害者は、暴力及びハラスメントの再発を防止するとともに、適切な場合には、労働への再統合を促進する観点から、適切な場合には、責任をとられるべきであり、また、カウンセリングまたはその他の措置を提供されるべきである。
20. 労働監督官及びその他の権限のある当局の担当者は、心理社会的な危険及びリスク、ジェンダーに基づく暴力及びハラスメント並びに特定の労働者グループに対する差別を含む、仕事の世界における暴力及びハラスメントを確認及び対処する観点から、必要に応じて、ジェンダーに対応した訓練を受けるべきである。
21. 労働監督、職業上の安全及び健康並びに男女平等を含む平等及び無差別に責任を有する国の機関の権限は、仕事の世界における暴力及びハラスメントを対象とすべきである。
22. 加盟国は、仕事の世界における暴力及びハラスメントに関して、性、暴力及びハラスメントの形態、並びに、条約第6条で言うグループに関するものを含む経済活動部門の別に、統計を収集及び公表する努力をすべきである。

#### IV. 指針、訓練及び意識向上

23. 加盟国は、必要に応じて、次のことを資金提供、策定、実行及び普及すべきである。
- (a) 差別、力関係の悪用、並びに暴力及びハラスメントを助長する性的、文化的及び社会的規範を含む、仕事の世界における暴力及びハラスメントの可能性を高める要因に狙いを定め、また、対



処するプログラム

- (b) 裁判官、労働監督官、警察官、検察官及び他の公務員が、暴力及びハラスメントに関するその権能を果たすのを支援するとともに、公共及び民間の使用者及び労働者とその団体が、仕事の世界における暴力及びハラスメントを防止及び対処するのを援助するための、ジェンダーに配慮したガイドライン及び訓練プログラム
- (c) 条約第6条で言うグループに属する労働者及び他の者の具体的状況を考慮した、一般または特定部門向けの、暴力及びハラスメントに関するモデル行動基準及びリスクアセスメントツール
- (d) 国内に住む移住労働者のものを含む、国内の様々な言語による、暴力及びハラスメント、とりわけジェンダーに基づく暴力及びハラスメントが容認されないことを伝え、差別的態度に対処し、また、被害者、申立人、証人及び内部通報者への

非難を防止する公的な意識向上キャンペーン

- (e) 国内の法令及び状況にしたがった、すべてのレベルの教育及び職業訓練における、ジェンダーに基づく暴力及びハラスメントを含む、暴力及びハラスメントに関する、ジェンダーに配慮したカリキュラム及び教材
- (f) ジャーナリスト及びその他のメディア関係者に対する、その独立性及び表現の自由に敬意を払った、根本的原因及びリスク要因を含む、ジェンダーに基づく暴力及びハラスメントに関するグッズ、及び
- (g) 暴力及びハラスメントのない安全で、健康的かつ調和のとれた職場を育成することを目的とした公的キャンペーン



※[https://www.ilo.org/ilc/ILCSessions/108/committees/violence-harassment/WCMS\\_711575/lang-en/index.htm](https://www.ilo.org/ilc/ILCSessions/108/committees/violence-harassment/WCMS_711575/lang-en/index.htm)

## 仕事の世界における暴力及びハラスメントの根絶に関する決議[仮訳]

国際労働機関の総会は、2019年にその第108回(100周年記念)会期に会合し、

2019年の暴力及びハラスメント条約並びにそれを補完する勧告を採択し、

暴力及びハラスメントのない仕事の世界に対するあらゆる人の権利を認識し、

尊厳及び尊重、暴力及びハラスメントの根絶を基盤とした労働の未来を形成するための歴史的機会を認め、

仕事の世界における暴力及びハラスメントの根絶における加盟国及び社会パートナーの重要な役割を強調し、

条約及び勧告の成功がその効果的な促進及び実施にかかっていることに留意して、

1. 加盟国に、2019年の暴力及びハラスメント条約を批准するよう呼びかけ、
2. 政府に、使用者団体及び労働者団体と協議の上、2019年の暴力及びハラスメント勧告を実施するよう呼びかけ、

3. 国際労働機関の理事会に、事務局長に対して、次のことを行う措置を含む、2019年の暴力及びハラスメント条約の幅広い批准及び諸文書の効果的な実施のための包括的な戦略の策定を求めることを呼びかける。

- (a) 意識向上イニシアティブ、促進用グッズ、調査研究及び技術的支援を通じた構成要素を支援し、
- (b) 関係する国際的及び地域的組織の関心をこれらの文書に引き寄せるとともに、仕事の世界における暴力及びハラスメントを根絶するためのパートナーシップ及び共同イニシアティブを促進し、また
- (c) 既存の及び来たるべきプログラム及び予算に資源を配分するとともに、三者構成要素とともに上述の諸活動を実行するために予算外



※[https://www.ilo.org/ilc/ILCSessions/108/reports/provisional-records/WCMS\\_711242/lang-en/index.htm](https://www.ilo.org/ilc/ILCSessions/108/reports/provisional-records/WCMS_711242/lang-en/index.htm)

## 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律等の 一部を改正する法律案に対する附帯決議

衆議院厚生労働委員会(令和元年4月24日)

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

- 1 一般事業主行動計画の策定等や情報公表の義務が拡大される常用雇用者101人以上300人以下の中小事業主に対し、十分に配慮するとともに、行動計画の策定支援、セミナー・コンサルティングの実施等、支援策を講ずること。
- 2 雇用の分野における男女平等の実現に向けて、全ての企業を対象とした事業主行動計画の策定を恒常的な制度とするよう検討すること。  
また、計画の策定に当たっては、労働者の過半数で組織する労働組合又は労働者の過半数を代表する者の意見を聴くよう周知徹底すること。
- 3 事業主の情報公表項目について、男女間格差の結果指標である「男女の賃金の差異」及び「セクシュアルハラスメント等対策の整備状況」を加えることについて、労働政策審議会で検討すること。
- 4 特例認定制度の認定基準については、管理職に占める女性労働者の割合の全産業での統一化等、真に女性が活躍している職場が認定されるように検討すること。
- 5 2020年までに指導的地位に占める女性割合30%の目標の達成に向けて、女性活躍推進の取組が進むよう、事業主に対する支援を強化するとともに、女性活躍推進法及び厚生労働省の「女性の活躍推進企業データベース」を国民に幅広く周知すること。
- 6 ハラスメントの根絶に向けて、損害賠償請求の根拠となり得るハラスメント行為そのものを禁止する規定の法制化の必要性も含め検討すること。
- 7 パワーハラスメント防止対策に係る指針の策定に当たり、包括的に行為類型を明記する等、職場におけるあらゆるハラスメントに対応できるよう検討するとともに、以下の事項を明記すること。

- ① 自社の労働者が取引先、顧客等の第三者から受けたハラスメント及び自社の労働者が取引先に対して行ったハラスメントも雇用管理上の配慮が求められること。
- ② 職場におけるあらゆる差別をなくすため、性的指向・性自認に関するハラスメント及び性的指向・性自認の望まぬ暴露であるいわゆるアウティングも対象になり得ること、そのためアウティングを念頭においたプライバシー保護を講ずること。
- 8 事業主に対し、パワーハラスメント予防等のための措置を義務付けるに当たっては、職場のパワーハラスメントの具体的な定義等を示す指針を策定し、周知徹底に努めること。
- 9 パワーハラスメントの防止措置の周知に当たっては、同僚や部下からのハラスメント行為も対象であることについて理解促進を図ること。
- 10 セクシュアルハラスメントについて、他社の事業主から事実確認等の協力を求められた場合に、事業主が確実かつ誠実に対応するよう、必要な措置を検討すること。
- 11 フリーランス、就職活動中の学生等に対するセクシュアルハラスメント等の被害を防止するため、男女雇用機会均等法に基づく指針等で必要な対策を講ずること。
- 12 セクシュアルハラスメント等の防止措置の実施状況、被害者の救済状況、ハラスメントが起りやすい業種、業態、職務等について実態調査を行い、その結果に基づいて、効果的な防止対策を速やかに検討すること。その際、ハラスメントの被害を訴えたことで周囲から誹謗中傷されるいわゆる二次被害に対しても必要な対策を検討すること。
- 13 男女雇用機会均等法の適用除外となる公務員等を含めたハラスメント被害の救済状況を調査し、実効性ある救済手段の在り方について検討すること。

- 14 紛争調整委員会の求めに応じて出頭し、意見聴取に応じた者に対し、事業主が不利益取扱いを行ってはならないことを明確化するため、必要な措置を検討すること。
- 15 セクシュアルハラスメント防止や新たなパワーハラスメント防止についての事業主の措置義務が十分に履行されるよう、指導を徹底すること。その際、都道府県労働局の雇用環境・均等部局による監視指導の強化、相談対応、周知活動等の充実に向けた体制整備を図ること。
- 16 国内外におけるあらゆるハラスメントの根絶に向けて、第108回ILO総会において仕事の世界における暴力とハラスメントに関する条約が採択されるよう支持するとともに、条約成立後は批准に向けて検討を行うこと。
- 17 セクシュアルハラスメント等の防止対策の一層の充実強化を求める意見が多くあることから、更なる制度改正に向けて、本法附則のいわゆる検討規定における施行後5年を待たずに施行状況を把握し、必要に応じて検討を開始すること。

### 参議院厚生労働委員会(令和元年5月28日)

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

- 1 一般事業主行動計画の策定等や情報公表の義務の対象拡大に当たっては、新たにその対象となる常用雇用者101人以上300人以下の中小事業主に対し、行動計画の策定支援、セミナー・コンサルティングの実施等、支援策を講ずること。また、その効果を具体的に検証しつつ、将来的な全事業主への適用拡大についても引き続き検討を進めること。
- 2 雇用の分野における男女平等の実現に向けては、事業主行動計画の策定や情報公表を全ての企業を対象とした恒常的な制度とするよう、男女雇用機会均等法の改正も視野に入れて検討すること。また、女性活躍施策やハラスメント対策など、本法が推進しようとする各種施策の実効性を確保する観点から、指針等の策定に当たっては、労働者の過半数で組織する労働組合又は労働者の過半数を代表する者の参加・参画を促す方策について検討を行うこと。
- 3 事業主の情報公表項目については、女性にとってより働きやすい就職先を求める女性求職者の選択肢を広げる観点から、「セクシュアルハラスメント等対策の整備状況」、男女間格差の結果指標の一つである「男女間の賃金の差異」を加えることについて、「男女間の賃金の差異」を状況把握の基礎項目に加えることも含め、労働政策審議会で検討すること。
- 4 求職者の職業選択に資するため、平均残業時間や有給休暇取得率の情報公表を雇用管理区分ごとに行うことについて、労働政策審議会で検討すること。
- 5 特例認定制度の認定基準を定めるに当たっては、管理職に占める女性労働者の割合については、全産業で統一化された基準を設ける等、真に女性が活躍している職場が認定されるように検討すること。また、特例認定後においても、認定時の一般事業主行動計画に定められた水準を維持・向上させることを認定事業者に促すとともに、制度の趣旨にそぐわない事態が生じた場合には、速やかにその認定を取り消すこと。
- 6 2020年までに指導的地位に占める女性割合30%の目標の達成に向けて、女性活躍推進の取組が進むよう、事業主に対する支援を強化するとともに、女性活躍推進法及び厚生労働省の「女性の活躍推進企業データベース」を求職者を中心に国民に幅広く周知すること。
- 7 特に中小企業を対象とする女性活躍推進の取組を進めるに当たっては、中小企業における女性活躍推進の取組への需要を喚起するとともに、中小企業の動向を見つつ、女性活躍推進を支援する体制の強化及び拡充を図ること。
- 8 ハラスメントの根絶に向けて、損害賠償請求の根拠となり得るハラスメント行為そのものを禁止する規定の法制化の必要性について検討すること。
- 9 パワーハラスメント防止対策に係る指針の策定に当たり、包括的に行為類型を明記する等、職場におけるあらゆるハラスメントに対応できるよ



う検討するとともに、次の事項を明記すること。

- ① パワーハラスメントの判断に際しては、「平均的な労働者の感じ方」を基準としつつ、「労働者の主観」にも配慮すること。
  - ② 自社の労働者が取引先、顧客等の第三者から受けたハラスメント及び自社の労働者が取引先、就職活動中の学生等に対して行ったハラスメントも雇用管理上の配慮が求められること。
  - ③ 職場におけるあらゆる差別をなくすため、性的指向・性自認に関するハラスメント及び性的指向・性自認の望まぬ暴露であるいわゆるアウティングも雇用管理上の措置の対象になり得ること、そのためアウティングを念頭においたプライバシー保護を講ずること。
- 10 事業主に対し、パワーハラスメントの予防・防止等のための措置を義務付けるに当たっては、職場のパワーハラスメントの具体的な定義等を示す指針を策定し、周知徹底に努めること。
  - 11 パワーハラスメントの予防・防止等のための措置の周知に当たっては、同僚や部下からのハラスメント行為も対象であること、相手に関係なく決して加害者になってはいけないことなどについて理解促進を図ること。
  - 12 近年、従業員等に対する悪質クレーム等により就業環境が害される事案が多く発生していることに鑑み、悪質クレームを始めた顧客からの迷惑行為等に関する実態も踏まえ、その防止に向けた必要な措置を講ずること。また、訪問介護、訪問看護等の介護現場や医療現場におけるハラスメントについても、その対応策について具体的に検討すること。
  - 13 セクシュアルハラスメントについて、他社の事業主から事実確認等の協力を求められた場合に、事業主が確実かつ誠実に対応するよう、必要な措置を検討すること。
  - 14 セクシュアルハラスメント等の防止措置の実施状況、被害者の救済状況、ハラスメントが起こりやすい業種、業態、職務等について官民間わず実態調査を行い、その結果に基づいて、効果的な防止対策を速やかに検討すること。その際、

ハラスメントの被害を訴えたことで周囲から誹謗中傷されるいわゆる二次被害に対しても必要な対策を検討すること。

- 15 フリーランス、就職活動中の学生、教育実習生等に対するハラスメントを防止するため、男女雇用機会均等法等に基づく指針等で必要な対策を講ずること。その際、都道府県労働局に設置された総合労働相談コーナー、ハローワークにおける相談の状況を分析した上で、効果的な対策となるよう留意すること。
- 16 男女雇用機会均等法等の紛争解決援助の適用除外となっている公務員等を含めたハラスメント被害の救済状況を調査し、実効性ある救済手段の在り方について検討すること。
- 17 紛争調整委員会の求めに応じて出頭し、意見聴取に応じた者に対し、事業主が不利益取扱いを行ってはならないことを明確化するため、必要な措置を検討すること。
- 18 セクシュアルハラスメント防止や新たなパワーハラスメント防止等についての事業主の措置義務が十分に履行されるよう、指導を徹底すること。その際、都道府県労働局の雇用環境・均等部局による監視指導の強化、相談対応、周知活動等の充実に向け、増員も含めた体制整備を図ること。その上で、なお指導に従わない場合の企業名公表の効果的な運用方法について検討を行うこと。
- 19 国内外におけるあらゆるハラスメントの根絶に向けて、第108回ILO総会において仕事の世界における暴力とハラスメントに関する条約・勧告が採択されるよう支持するとともに、条約成立後は批准に向けて検討を行うこと。
- 20 セクシュアルハラスメント等の防止対策の一層の充実強化を求める意見が多くあることから、第108回ILO総会等の動向も踏まえつつ、更なる制度改正に向けて、本法附則のいわゆる検討規定における施行後5年を待たずに施行状況を把握し、必要に応じて検討を開始すること。
- 21 第三者からのハラスメント及び第三者に対するハラスメントに関わる対策の在り方について、検討を行うこと。



# PICリストへのクリソタイル搭載 10か国により7度目の妨害 A-BANジュネーブに代表団を派遣

古谷杉郎

全国安全センター事務局長

## 公開書簡と代表団派遣

アジア・アスベスト禁止ネットワーク(A-BAN)は、4月下旬のブラジル・ミッション(6月号参照)に続けて、ロッテルダム条約第9回締約国会議(COP9)に向けてジュネーブにも代表団を派遣した。

国際貿易において事前の情報提供に基づく同意(PIC) 手続が必要となる対象有害物質のリスト(ロッテルダム条約に基づく付属文書Ⅲ) にクリソタイル・アスベストを追加する決定が、2006年のCOP3以来6回のCOPで一握りの少数国の拒否権発動(決定には全会一致が必要とされている) によって妨害されてきたことの異常さをひろく訴え、COP9参加者に決断を迫ることが目的である。

代表団の構成は、アジア・モニター・リソースセンター(AMRC)のオマーナ・ジョージをリーダーに、インドネシアとインドから各々被害者と活動家を1人ずつ、インドネシアからは、石綿肺被害者で労働組合リーダーでもあるスポノとインドネシア・アスベスト禁止ネットワーク(Ina-BAN) 創設メンバーのひとりで

あるスリヤ、インドからは、ベルギーで製作されたドキュメンタリー「Breathless」にも登場する、マハラシュトラ州カイモアの元教師で環境曝露による石綿肺被害者でもあるニルマラ・グラングとインド・アスベスト禁止ネットワーク(I-BAN) コーディネーターのプージャを予定したが、ニルマラはお連れ合いの健康問題のためあきらめざるを得なかった。また、オーストラリア労働組合海外協力機関APHEDAから、ハノイを拠点にするアスベストプロジェクト・コーディネーターのフィリップも加わり、同じく労働組合を基礎にした海外協力機関ソリダー・スイスのベルンハルトも現地で合流してくれた。さらに、COP9参加に参加した、オーストラリア製造業労働組合のアンドリュー・デットマーやIPEN等環境団体の代表らもミッションを支援してくれ、ストックホルム条約のもとで消火剤への有害化学物質PFOAの規制を訴えに来ていたオーストラリア消防労働組合の代表は、入れ違いでジュネーブに来たA-BANミッションに会議場内に設置されたブースを利用させてくれた。

ロッテルダム条約COP9は、シナジー効果増強のために、ストックホルム条約及びバーゼル条約COP



ロッテルダム条約COP9会場内A-BANミッションのブースの隣は国際労働組合連合「クリソタイル」のブース

との合同COPsとして開催され、4月29日に同時開会したもの、その作業の大部分は5月7～10日に行われた。そのため、フィリップ以外のメンバーは5月6日にジュネーブに到着するようにした。ミッションの目的・行動予定とメンバーを紹介した報道発表を44頁に掲載する。COP9に向けて、「これ以上の拒否権行使も遅れも許されない」と訴えた国際共同書簡に取り組み、国際労働組合総連合(ITUC) シャラン・バロー書記長、国際労働衛生委員会(ICOH) ユッカ・タカラ委員長をはじめ、約30か国100団体の代表が署名に名を連ねていただいた(44頁)。

## 映画上映や記者会見等

5月6日午後6時半、派遣団のメンバーは、ジュネーブ市内の映画館でのドキュメンタリー「Breathless」フランス語版の上映会に参加。ここには、ベルギーから映画の主演でもあるエリック・ヨンケアもかけつけた。ドキュメンタリーは、母親と兄弟たちをアスベスト関連疾患で奪われた彼のETEX(旧エターニト)との闘いを中心にしたものであるが、

ETEX/エターニトの悪行を追ってインド・カイモアまで旅をし、インド最大のアスベスト企業のひとつエベレスト・インダストリーズがここでも労働者だけでなく近隣住民にも被害を及ぼしている実情を知る。

国連の有害物質・廃棄物の環境に配慮した管理・廃棄の人権に対する影響に関する特別報告者がこの問題を取り上げ、前出のニルマラ・グラングがジュネーブまで出かけて証言を行うことにもなった。ミッション報道発表のプージャの証言にもあるように、直前の4月30日に同報告者らによってインド政府に送られた書簡が公表されたところだった(49頁参照)。このことは、上映会でも紹介された。

5月7日午前9～10時、COP9会議場入口で派遣団のメンバーは他のNGO参加者の参加も得て、アスベスト被害者追想式と記者会見を開いた。メンバーからの訴えとともに、この場で、前述の世界約100団体の代表が署名した国際共同書簡が、ロッテルダム条約COP9議長に代わって条約のコミュニケーション担当責任者に手渡された。

この場には、国際建設林業労連(BWI)本部が





会議場入口で被害者追走式と記者会見(5月7日) photo by IISD-ENB

ら建設・安全衛生グローバル・ディレクターであるフィオーナ・ムーリーもかけつけて、「アスベスト産業はその販売から利益を得て、被害や人的・経済的費用を気にかけてもいない。そうした費用はすべて納税者に押し付けられている。彼らはロッテルダム条約を笑いのものにしているのだ。アスベスト産業は前世紀の遺物であり、もはや勝手を許すわけにはいかない」と訴えた。

今回は(この種の国連会議での記者会見としては)めずらしく、テレビ局も含めて地元のジャーナリストが参加した。前日のドキュメンタリー上映等も含め、ソリダー・スイス等地域の団体の協力を得ての事前準備の成果でもある。会期中、毎日レポートを提供している持続可能な開発のための国際研究所(IISD)のアース・ネゴシエーション・プレティン(ENB)も、トップにこのときの写真を掲げた。

ちなみに、ミッションが会場内で使わせてもらったブースの隣は、同じく「NGOオブザーバー」として参加している国際労働組合連合「クリソタイル」のブース。上記の行動の前に彼らも同じ場所で、「No Chrysotile Ban !!! (クリソタイル禁止反対)」、「Chrysotile Forever (クリソタイルは永遠に)」等と書かれたバナーを掲げてデモンストレーションを行ったが、みすぼらしいものだったとのことである。

5月7日午後2時、派遣団は当初、国連事務所内

のロシア政府代表部前でデモンストレーションを行って、国際共同書簡を手渡すことを計画していたが、残念ながら許可が下りなかった。代わりに、ロシア領事館の外に置かれた「壊れた椅子」の彫塑の下でデモンストレーションを行った。「壊れた椅子」は、機能不全に陥っているロッテルダム条約を象徴しているかもしれないとは、あるメンバーの弁。スイスのメディアはこの行動もカバーし、メンバーらはインタビューを受けた。

5月7日のCOP9の討議では、最後の手段として多数決投票により化学物質のPICリスト搭載を可能にするためのロッテルダム条約第22条の改正や遵守メカニズムについても取り上げられた。

5月8日午前中のCOP9全体会議では、遵守メカニズムに関する付属文書の追加が検討された。前日のコンタクトグループで反対者はイランだけだったが、イランは全体会議でも反対し続けた。白熱した議論の末、スイスが投票の実施を求め、結果的に120対6で追加が採択された。反対の6票は、イラン、ナミビア、北朝鮮、インド、キューバ、カタールであった。多数決投票によって決定がなされたのは、ロッテルダム条約の歴史上これが初めてのことで、多くの者がこれを歓迎する一方で、追加された遵守メカニズムが義務的ではなく手を引く(オプトアウトす



クリソタイル擁護派によるデモンストレーション

る) 道が残されていることへの懸念の声もある。

## 全体会議での代表の発言

5月8日午後には、PIC手続対象物質リスト=条約付属文書Ⅲへの化学物質の追加が議題とされた。

個別化学物質についての検討に入る前に、ミッシェンのメンバーの一人、インドネシアのスボノが、スリヤによる通訳で、全体会議の場で発言することが認められた。彼の発言内容は以下のとおり。

私の名前はスボノ。ロシア、ブラジル、カザフスタンから輸入した原料クリソタイルの製造会社シアミンド [Siam-Indo] コンクリート・プロダクトで14年間働きました。私は、クリソタイル・アスベストに曝露したために、アスベスト関連疾患 [石綿肺] に罹患しました。インドネシアと世界中のアスベスト被害者である他の友人たちを代表してここにいます。

私たちは、この条約においてリスト搭載を妨害している諸国に怒りを感じています。毎年20万を超すクリソタイル曝露による死亡が生じているのです。過去20年間では数百万人が死んでいます。世界の職業病の約半分がクリソタイル・アスベストによって引き起こされているのに、この場ではいまだにこの物質に対するアクションがあり



「壊れた椅子」でのA-BANミッシェンのデモンストレーション

ません。勧告されたクリソタイル・アスベスト [のPICリスト搭載] が阻まれるのは、COP9で7回目になります。私たちはこのような拒否権行使を糾弾します。

私たちは、安全使用が嘘であることを知っています。私は、非人間的なほこりだらけの労働条件のなかで、本物の個人用保護具なしに働きました。このため私や友人たちは、痛みやせき、息切れ、疲労をしばしば経験しました。会社が実施した検診は企業秘密で、私たちは結果を知ることができませんでした。

私たちは、この会議の場で、クリソタイルを付属文書Ⅲにリスト搭載するか、そうでなければそうできるように条約を改革することを要求します。私たちの希望は、ここにいるすべての代表がこれを支持することです。

わずかな関係者の経済的利害が、有害な曝露から私のような労働者を守るという多数の願いを阻むなどということが、なぜできるのでしょうか？

午後には、ソリダー・スイスのベルンハルト・エロル





全体会議でインドネシアのスボノが発言(5月8日) photo by IISD-ENB

ドが、次のように発言した。

私は、スイスの労働組合の開発NGOであるソリダー・スイスを代表して話します。

あなたがたは過去12年間、その精力的な作業を私たちが称賛したいと思っている、あなた方自身の化学物質レビュー委員会が明確に勧告しているにもかかわらず、クリソタイル・アスベストをロッテルダム条約附属文書Ⅲに包含するかどうかが議論しています。COPのたびに、この問題に関する合意による決定が、少数の諸国によって阻まれてきました。

このようなことを続けるわけにはいきません。この障害を取り除く道をいまみつけることは、あなた方の義務です。人間の健康に対するその重大な脅威の明確な科学的証拠にもかかわらず、既得権益によって動かされた少数の諸国がロッテルダム条約を乗っ取り、ある製品のリスト搭載を阻むことができるとしたら、この条約の意義は何なのでしょう。

今朝あなたが、自らもクリソタイルの被害者のひとりであるスボノから聞いたように、すでに世界中で何百万もの人々がアスベスト関連疾患によって亡くなり、クリソタイル・アスベストの継続的

使用のためにいまでも死に続けています。なぜ、このようなことが起きるのを許すのですか。なぜ、あなた方は、クリソタイル・ロビーにロッテルダム条約を乗っ取らせ、事前の情報提供に基づく同意を通じた適切な情報を阻ませるのですか。これはコンセンサスの問題ではありません。これは、圧倒的多数に対する少数の暴政に関することです。

私はあなた方に、最終的にクリソタイル・アスベストを附属文書Ⅲに含めるよう強く訴えます。あなたが再びコンセンサスによってそうすることに失敗するとしたら、この大いに有害な物質が、事前の情報提供に基づく同意なしには誰によっても、いかなるところへも出荷させることができないようにするための別の道をみつけなければなりません。

私たちは、少なくとも第22条の修正に関する提案によってデッドロックを打破しようとしているアフリカ・グループを称賛します。私たちは、クリソタイルのリスト搭載に賛成するすべて国が、この長く続くデッドロックを解決する実行可能な方法として、このアフリカの提案に前向きに取り組むことを期待しています。

あなた方は、缶を道路に蹴飛ばし続けることは





スポン発言中のクリソタイル擁護派(手前の一人を除く)

できません。これは完全に無責任、軽蔑的であり、多くの人々にとって致死的です。あなたの方の手にかかっています。ご清聴ありがとうございます。ごさいました(最後はロシア語での発言)。

## リスト搭載七度目の失敗

しかし、クリソタイル・アスベストについての決定は、10か国の反対によって再び妨害され、COP10に先送りすることが決まってしまった。

COP9は5月10日まで続けられたが、アフリカ・グループから提案されていた、多数決投票により化学物質のPICリスト搭載を可能にするためのロッテルダム条約第22条の改正も支持を得られず、撤回された。議長からは、ロッテルダム条約の有効性を強化する、とりわけリスト搭載プロセスを改善するための提案を追求するよう呼びかけられた。

ミッション・メンバーも閉会までブースを維持する一方で、「アジア代表団は、アスベスト生産国とその同盟者の既得権益によってクリソタイル・アスベストのロッテルダム条約へのリスト搭載に七度失敗したことを糾弾する」メディアリリースを、5月10日に発表した(47頁)。

今回のA-BANミッションは、これまでのCOPs以上に会議参加者やメディアの注目を集め、他のNGO代表やスイスの地元団体等の支援も受けることができて、「七度失敗」の異常さをきわだらせることに貢献したと思う。問題は、これをいかに打破していくかである。

## 妨害した10か国の主張等

ミッション・メンバーのフィリップがまとめてくれた資料から、COP9の場でクリソタイル・アスベストのリスト搭載反対を表明した10か国と3つのNGOオブザーバー?が主張した内容を紹介しておこう。

**ロシア連邦:** この問題は10年以上討議されているが、クリソタイルをリスト搭載する証拠を欠いている。アスベストの有害な影響に関する情報のほぼすべては、クリソタイルとは別の角閃石系アスベストに基づくものである。健康影響に関するこのデータを使用するのは間違っており、クリソタイル・アスベストの健康影響に関する本格的調査はなされていない。代替物質も健康や環境に対して有害である。客観的な化学的データが提出されない限り、リスト搭載はすべきではない。

**カザフスタン:** クリソタイルの安全かつ管理された使用に50年の経験をもっているとって、リスト搭載に反対。労働者の健康に対する影響は証明されておらず、2018年に行われた調査の結果は、アスベスト労働者のがんの率は他の者よりも低かった。アスベストの有害影響を示した証拠は角閃石系への曝露に基づくものであり、クリソタイルのリスト搭載を正当化する信頼できる客観的データはない。有害影響が証明されない限り、もはやクリソタイルをCOPで検討すべきではない。

**シリア:** クリソタイルが危険であることを示した科学的調査はない。シリアでの調査結果ではクリソタイル使用による健康問題はみつかっておらず、シリアはリスト搭載に反対する。

**ジンバブエ:** クリソタイルの安全使用は可能、現在の管理手法のもとでクリソタイル繊維への曝露による健康へのリスクは最小で、アスベスト含有物質についてはさらに低いと考えるので、リスト搭載反

対の立場を維持し続ける。職業曝露と非職業曝露の健康と環境に対する影響は、詳細に独立的に調査する必要がある。ジンバブエは現在、クリソタイル曝露の健康影響について調査を行っている。

**キルギス:**キルギスはリスト搭載に反対する。クリソタイルへの曝露が無害ではないかもしれないことを認めつつも、クリソタイルへの曝露のリスクは、他の種類のアスベストへの曝露とは異なっている。管理された使用のもとでの健康危害については証拠がない。

**ベネズエラ:**クリソタイル曝露によって引き起こされる危険性及び経済的に魅力的ではない代替製品の安全性についてさらなる調査研究が必要であると言って、リスト搭載に反対。管理された状態の下での「安全使用」は可能であるという産業界の方針を支持。

**パキスタン:**ロッテルダム条約でクリソタイルのリスト搭載の問題が何度も繰り返されるのは、「科学的見解の相違」によるものである。クリソタイルは他の種類のアスベストとはまったく異なることから、クリソタイル曝露によって引き起こされる健康影響があるのかないのかについて、さらなる調査が必要である。パキスタンでは、これまでアスベスト関連疾患の報告はない。クリソタイルの人体における非生物学的持続性及び管理された状態における「安全使用」の可能性に関する産業界の見解を引用して、クリソタイルのリスト搭載についてコンセンサスはなく、140か国がアスベストを使用していると、パキスタンは言う。

**キューバ:**さらなる検討が必要と言って、リスト搭載に反対。

**インド:**リスト搭載に反対。

**イラン:**「リスト搭載に反対する者たちの理論的根拠を理解するためのさらなる議論」を求めて、リスト搭載に反対した。

**インド・繊維セメント製品製造業協会:**クリソタイル曝露の有害な健康影響を示すインドのデータがないことにふれて、リスト搭載に反対。インドでは40年間に1件もアスベスト関連疾患はない。

**カザフスタンの労働者たち[労働組合?]:**クリソタイルと他の種類のアスベストの違いを理解することを求めて、リスト搭載に反対。アスベスト・セメントを

扱って働くことによる職業リスクは存在しておらず、この産業の労働者は「みなよい健康状態」にある。

**国際労働組合連合「クリソタイル」:**リスト搭載に反対。

これらに対して、オーストラリア、コロンビア（安全な代替品に移行中と話した）、ノルウェー、カナダ（2018年に禁止）、ベルー、ジョージア、ウルグアイ、ガボン、ナイジェリア、キューバ、バーレーン、EU、日本、イラク（2016年に禁止）、トーゴ、チリ、マレーシア、ニュージーランド、モルドバ、スイス、バヌアツ、コンゴ、セネガル、クウェート、ベニン、サウジアラビア、カメルーンが、リスト搭載支持を表明した。

**世界保健機関 (WHO):**圧倒的な数の決定的な科学的証拠が、クリソタイルを含めたすべての種類のアスベストが様々ながんを引き起こし、安全な閾値はなく、アスベスト産業の「管理された状態のもとでの安全使用」方針が間違っていることを示している。アスベスト関連疾患の報告がないことは、事例がないことを意味するものではない。劣化したアスベスト・セメントなど含有製品への曝露も有害である。人類をアスベスト関連疾患から守る最善の道はアスベストの使用をやめることであり、WHOはすべての締約国がこれを達成するよう提案している。

**国際労働機関 (ILO):**ILO第162号アスベスト条約(1986年)は、すべてのアスベストに関するものであり、第162号条約はクリソタイルの使用継続を正当化するために使われてはならない。ILOのアスベスト方針は、すべての種類のアスベストの使用の根絶を呼びかけている。

WHO・ILOの立場表明は強力であり、PIC手続対象物質リストへの搭載支持というよりも、使用禁止を呼びかけていることは、示唆的である。

### 擁護派によるロビー活動

ロッテルダム条約COP9に向けて、ロシアは、ユーラシア経済連合(EAEU=ロシア、カザフスタン、キルギスタン、ベラルーシ、アルメニアが加盟)を通じて、加盟国が共同でクリソタイルのPICリスト搭載に反対するよう働きかけていた。

これまで国際ロビー活動の中心だった国際クリソ



ロッテルダム条約初の多数決投票による順守メカニズム追加の決定(5月8日) photo by IISD-ENB

タイル協会 (ICA) は、重要なメンバーカナダに次いでブラジルまで失い、いまやロシア、カザフスタン、インド、メキシコ、ジンバブエ、アメリカ(名前だけの北アメリカ・アスベスト情報センター)からの6人しか理事がいらないが、活動をやめようとはしていない。

2018年10月にはカザフスタンで、クリソタイルを擁護する労働組合の国際会議なるものが開催されている(以上については2019年4月号参照)。

ICAは、「ロッテルダム条約COP9会議」というパンフレットを作成して、会場で配布した。カナダでは、「プロクリソタイル運動」なるものを開始して、鉍滓利用に反対するケベックの保健局長たちを攻撃しているという。

国際労働組合連合「クリソタイル」は、2008年韓国ソウルでの世界労働安全衛生会議に初めて登場した後毎回COPに参加しているが、2019年4月16日を「クリソタイル・アスベスト擁護の日」として祝賀イベントを開催したという。「安全な労働と社会の安定を支持する女性たち」国際運動なるものの会議も行われて、アスベスト禁止国際書記局 (IBAS) のローリー・カザンアレンに宛てた公開書簡に署名することが重要な内容のひとつだったという。

ブラジルのアスベスト鉍山も含めて、彼らは決して自ら歴史の舞台から退こうとはしていない。COP9の決定を彼らの勝利として祝う記事がロシアのメディアに現われている(以上54頁参照)。

さらに、トランプ政権下のアメリカ合衆国が、EPA(環境保護庁)によるアスベスト規制の見直しに後ろ向きであることを知って、ロシア第2位のアスベスト鉍山であるウラルアスベストが自らの製品にトランプ

の顔写真とともに「トランプによる承認済み」と書いたシールを張った写真をフェイスブックに投稿したところ、4月9日付けニューヨークタイムズに「ロシア・アスベストでアスベストを再び偉大にする」と題した記事(2019年7月号51頁)が掲載されるなど、メディアで大きく取り上げられたことも記憶に新しい。同社の宣伝担当者は、「これは非常にうまくいったメディア操作だった」と言っているという。

## 合同COPsの「重要な成果」

今回のロッテルダム・バーゼル・ストックホルム3条約合同COPsの「要約」として、IISD-ENBは以下のように報じている (<https://enb.iisd.org/vol15/enb15269e.html>)。

2019年バーゼル・ロッテルダム・ストックホルム条約合同締約国会議は、以下のようないくつかの重要な成果を挙げた。

- ・ 国際貿易の対象となる特定の有害な化学物質及び駆除剤の事前のかつ情報に基づく同意の手続に関するロッテルダム条約のもとでの遵守メカニズムの確立
- ・ 残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約のもとでのジコホル及びペルフルオロオクタン酸 (PFOA) とその塩及びPFOA関連物質のリスト搭載
- ・ 有害廃棄物の国境を越える移動及びその処分に関するバーゼル条約 (BC) のもとで特定のプラスチック廃棄物に対処するための改正



### の採択

最後の決定は、代表らがこの緊急かつ複雑な問題に対して行動をとる世界的合意を祝福したことから、拍手喝さいで歓迎された。BC締約国は、電気電子機器廃棄物(E-waste)の環境上適正な管理に関する技術ガイドラインも採択した。このガイドラインはいまや実行することができ、各国がこの高まりつつある問題に取り組むことを可能にする。しかし、E-waste問題の重要な諸側面は残されており、専門家ワーキンググループが、リサイクルのための廃棄物輸出の問題—多くの者が、寿命のすぎた製品が「修復可能性[repairability]」を口実にして輸出されるのを許す抜け穴とみなしている問題に答えるために作業を継続する。

ストックホルム条約のCOPも、特定の工業用化学物質の生産及び使用の継続についてのいくつかの適用除外を終わらせる決定によって、重要な進展を生み出した。これらの決定は、それを、この「生きた」条約が経済的に重要だが人間の健康と環境に重大なリスクを引き起こす物質に効果的に対処する能力があるという証拠とみなす多くの者から歓迎された。

ロッテルダム条約COP9のもっとも重要な成果のひとつは、遵守メカニズムを採用する決定だった。この挑戦的な問題は15年間同条約の議題とされ、COPの過去2回の会議で締約国が全会一致に近づきながらも、ごく一部の少数国の懸念を克服することができなかった。今回の会議で、全会一致が1締約国によって再び妨げられることが明らかになったとき、代表らは、締約国によるその義務の実行を促進するための手続及びメカニズムを示した新たな付属文書を確立するために投票を行うという、前例のない手順をとった。この新たなメカニズムは、リスクを評価するとともに、化学物質を輸入する際に情報に基づく決定を行うために必要な有害化学物質に関する情報を政府がもつことを確保することを目的に、締約国が同条約の遵守におけるギャップを確認及び対処するのを助けるだろう。

### 会議の簡単な分析

IISD-ENBの「会議の簡単な分析」は、次のように言っている。

2019年バーゼル・ロッテルダム・ストックホルム条約合同締約国会議は、実施段階における条約の可能性のポリティクスのショーケースだった。6年前に実施された運営上のシナジーは継ぎ目なく機能して、3条約の代表がよく管理されたCOPsの合同会議に参加できるようにした。しかし、各々が独自の使命に基づいて機能する条約自体は、非常に異なる道を歩んだ。

バーゼル条約が、生じてきている世界的な関心事項に対するその関連性を示そうと努めたのに対し、ストックホルム条約は、いまなお使用されている化学物質を含め、化学物質のリスト搭載を継続した。ロッテルダム条約は、その使命を果たすためにもがいたものの、リスト搭載されずに議題に残される化学物質の数を増やしたままCOPを閉会することになってしまった。以前よりは完全なものになったこのトリプルCOPは、高度につながりあった諸条約でさえも、その核心的使命の実施に取り組むにつれて、異なる挑戦課題に直面し得ることを示した。この簡単な分析は、3条約が、化学物質と廃棄物の適切な管理のために従来型の及び現出しつつある関心事の分野においてその使命をいかに前進させたか、及び、異なる軌跡のうえにいかに会議を終了したかを検討する。

続いて各COP「会議の簡単な分析」を示しているが、各々につけられた見出しが、バーゼル条約は「Bounding Ahead」、ストックホルム条約は「Holding Steady」なのに対して、ロッテルダム条約は「Struggling to Keep Pace (ペースを保つための闘い)」であった。内容は以下のとおり。

ロッテルダム条約の少ない議題を見ると、議論は容易であろうと思い込んで非難されることはなかったろう。しかし、長期間なお議論を必要とする問題を抱えて、代表らは苦しい挑戦に直面している。COP9に提出された議題上の「最もホット」なトピックは、遵守メカニズムを確立する条約の新たな付属

文書を追加するスイスの提案だった。このメカニズムの必要性は長年強調されていて、多くの国が、有害な化学物質及び駆除剤の貿易をよりよく監視できるようにすることの重要性を強調している。年とともに、この問題に関する全会一致を妨げる締約国の数は減ってきた。2017年のCOP8において、わずかに握りの国だけが遵守メカニズムを妨げになっていることが明らかになって、フラストレーションが高まった。

締約国は会期間を「再編成」するために使い、促進的で責任のあるメカニズムのための枠組みを設定した、2015年のCOP7でひろく同意された文書を基礎にして、遵守メカニズムを設定するために条約付属文書を使うというスイスの提案に多くの国が共同提案者になった。圧倒的多数の投票を通じて、代表らは、メカニズムを確立する付属文書を追加することに合意した。しかし、メカニズムに関する文章が付属文書のなかにあるという事実は、締約国が、付属文書から手を引き、またそれによって順守義務から手を引くために、条約第22(3)(b)条を行使するのを許してしまう。この条項は、「追加の付属文書を受け入れることができない締約国は、被寄託者による追加の付属文書採択の通知日から1年以内に、被寄託者にその旨を届け出なければならない」と述べている。投票に参加しないことについてのコメントで、この側面は条約のもとに「二重構造」システムをつくり、「順守を監視するのをより困難にする」可能性がある」と指摘した者もいる。

この制度上の調整が劇的に合意された後に、代表らは困難なリスト搭載の旅に着手した。全体会議の短いセッションのなかで、彼らは、ホレート及びヘキサプロモジフェニルエーテル(HBCD)をすぐにリスト搭載した。しかし、化学物質レビュー委員会(CRC)が事前の情報提供に基づく同意(PIC)手続の対象にする必要があると勧告した物質のいまや成長したリストに追加する、他の5つの物質のリスト搭載において身動きできなくなったために、彼らの拍手喝采は長続きしなかった。これらのうちの4つは、長年にわたって代表らがリスト搭載に対する全会一致を集めることができないで、遺産物質と呼ばれている(カルボスルファン、フェンチオン、

パラコート及びクリソタイル・アスベスト)。今回の会議でのこのリストに追加されたのはアセトクロルで、CRCのレビュー及び勧告にもかかわらず、わずかな国及びオブザーバーは、厳格なレビュー・プロセスの対象にはなっていないと考えられている。

さらに複雑にする問題は、ロッテルダム条約のもとでのリスト搭載についての、締約国の解釈であった。CRCは何度も代表らに、リスト搭載は禁止ではないことを思い出させた。同条約のもとでのリスト搭載を禁止と解釈することは、禁止の結果としてその生産額が減少する可能性のある生産国及び産業に脅威を引き起こす。条約のもとでのリスト搭載は、当該物質を、貿易に関わる諸国間の情報交換を促進するためにPIC手続の対象にするものである。にもかかわらずCOPは、5つの化学物質のリスト搭載を次回の会議に先送りするしか選択肢がなかった。

これらの物質をPIC手続の対象にできないことに業を煮やして、ある代表は、ロッテルダム条約は「間違った方向に急激に向かっている」ようにみえると指摘した。多数の開発途上国にとって、この条約は、自国の国境に入ってきて、人間の健康と環境に対する脅威を増強する、有害な化学物質を追跡する唯一の方法である。ある代表が、これらの化学物質が人間の健康と環境に引き起こす脅威を評価するうえでの経験を共有したように、あるオブザーバーは、おそらく会期間における作業でこうした脅威をよりはばひろい聴衆に知らせる方法をみつけるだろうと指摘した。「それが有害かもしれないことを知り、自国民を保護するために必要な手段を講じるために、クリソタイル・アスベストをリストに搭載する必要はない」と、ある代表は自説を述べた。どの事例かにかかわらず、別の代表は、「不一致の見解はサイレントモードにおいて、われわれはギャップを埋め、共通の目的により近づくことができることに楽観的なままである」という自らの呼びかけに期待を寄せていた。

次回のCOPsは、2021年5月17～28日、ケニアのナイロビで開催されることが決まっている。



## **公開書簡：ロッテルダム条約の161締約国に対するアピール これ以上の拒否権行使も遅れも許されない！**

2019年4月20日

[ロッテルダム条約COP9に参加した]代表団の皆さん

私たち、アスベスト繊維への致死的な曝露をもっとも被り、また被害を受けている人々を代表している、以下に掲げた団体は：

- ・ 過去6回の締約国会議 (COPs) においてクリソタイル・アスベストのロッテルダム条約リストへの掲載を妨害してきた利害関係者たちを非難します。
- ・ 明らかな科学的及び医学的証拠に基づいてなされた同条約自身の化学物質レビュー委員会の勧告が尊重及び支持されることを要求します。
- ・ 全会一致に至らなかった場合に75%の多数決でクリソタイル・アスベストを[同条約]附属文書Ⅲ[リスト] に包含できるようにするロッテルダム条約第22条の修正を、COP9に参加した全締約国が支持するよう要求します。

国際クリソタイル協会に率いられたアスベスト利害関係者らは、勧告されてから7回目になるCOP9において、その貿易から利益を得ている少数の締約国の拒否権行使によって、同条約の修正と、クリソタイル・アスベストのリスト掲載を阻止する意図を明らかにしています。

わずかな者の経済的利害が、有毒な曝露から影響を受けやすい人々を守ろうとする多数の切望を阻止することができるというのは受け入れがたいことです。本書簡の署名者はすべて、ロッテルダム条約の信頼性を引き上げるためには、クリソタイル・アスベストが附属文書Ⅲに包含されなければならないと確信しています。いまこそ行動すべきときです。

※国際労働組合総連合 (ITUC)、アジア・アスベスト禁止ネットワーク (A-BAN)、アジア・モニター・リソースセンター (AMRC)、国際建設林業労連 (BWI)、欧州国際建設林業労連 (EFBWW)、アスベスト禁止国際書記局 (IBAS)、国際労働衛生委員会 (ICOH)、未来を共有するヨーロッパの女性 (WECF)、ソリダー・スイス、APHEDAの代表を筆頭に、約30か国100団体の代表が署名

<http://ibasecretariat.org/open-letter-appeal-to-the-161-parties-at-cop-9-of-the-rotterdam-convention.pdf>

## **アスベスト生産国によるクリソタイル・アスベストのリスト搭載に 対する12年の拒否権発動は人命を犠牲にするだけでなく、 科学的証拠と条約の原理を踏みにじっている**

ロッテルダム条約第9回締約国会議 (COP9)

報道発表 2019年5月3日 スイス・ジュネーブ

今週ジュネーブに、世界中の国々の代表が、ロッテルダム条約の代表第9回締約国会議 (COP9) のために集まる。ロッテルダム条約は、人々と環境を守るために有害な化学物質農薬を規制する、世界中の国々 (現在161か国が署名) の間の取り決めである。ある化学物質が同条約の附属文書Ⅲにリスト搭載されれば、「事前の情報提供による同意」がなければ貿易ができなくなる。



過去12年間－同条約の第2回締約国会議以来－クリソタイル・アスベストは、同条約の独立的な科学委員会によって、ロッテルダム条約付属文書Ⅲへの包含が勧告されてきた。しかし、現行のリスト搭載には全締約国のコンセンサスを必要とすることが、その使用と輸出から利益を得ているわずかの国による妨害につながってきた。

世界中の2億7百万労働者を代表する国際労働組合総連合(ITUC)、各国の労働組合、アスベスト被害者団体、研究者、科学者、NGOやアスベスト禁止ネットワークが、会議で配布される予定の公開書簡の署名者になっている。この書簡は締約諸国に対して、最終的にクリソタイル・アスベストを条約付属文書Ⅲにリスト搭載するとともに、経済的利害をもつ少数の国が化学物質のリスト搭載を妨害することができないようにするための条約の修正を求めている。

毎年亡くなっている推計22万2千のアスベスト被害者の一部とアジア・アスベスト禁止ネットワーク(A-BAN)を代表する、インド、インドネシア、香港、オーストラリア及びスイスからの代表団が、条約の場で直接行動のためのキャンペーンを行う。予定されている活動家らと会議中の行動は以下のとおりであり、すべての支援者やメディアの参加を訴える。

5月6日月曜日18:30 ドキュメンタリー「Breathless」(フランス語版)上映[ジュネーブ市内映画館]

5月7日火曜日9:00～10:00 記者会見[ジュネーブ国際会議センター入口]

5月7日火曜日14:00～15:00 ロシア大使館前デモンストレーション[許可されず近くの場所で実施]

代表団及び公開書簡の全署名者は:

- ・ わずかの国によるロッテルダム条約の長期にわたる乗っ取りを糾弾する。
- ・ 同条約自身の化学物質レビュー委員会の韓国が尊重され、提出された明らかな科学的及び医学的証拠に基づいて支持されるべきことを要求する。
- ・ COP9の全締約国に対して、コンセンサスに至らなかった場合に化学物質の付属文書Ⅲへの包含を全締約国の75%の多数決でできるようにするために、今回のCOPでロッテルダム条約第22条の修正を支持するよう求める。
- ・ 全締約国に対して、それが勧告されてから7回目となる、COP9において、同条約付属文書Ⅲへのクリソタイル・アスベストのリスト搭載を支持するよう求める。

さらなる情報やインタビューの申し込みは以下に連絡されたい。

オマーナ・ジョージ-AMRC

フィリップ・ヘイゼルトン-APHEDA

ベルンハルト・エロルド-ソリダー・スイス

### 代表団メンバー・サポーターの証言

オマーナ・ジョージ[Omana George]、アジア・モニター・リソースセンター(AMRC)、代表団リーダー

「私は2017年のCOP6に参加し、一握りのアスベスト利害関係国が、クリソタイルの付属文書Ⅲへのリスト搭載を望む大多数の締約国の意思を踏みにじることができることを初めて目の当たりにした。それら少数の締約国の経済的利害が、有害な曝露から弱い立場の人々を守ろうという多数国の願いを妨害できるというのは良心に照らして受け入れられないことである。」

プージャ・グプタ[Pooja Gupta]、インド・アスベスト禁止ネットワーク(IBAN)コーディネーター、代表団メンバー

「インドは、1986年に労働者の健康を理由にアスベストの採掘を禁止したにもかかわらず、輸入と使

用は継続され、2017年には30万トンこそすクリソタイル・アスベストが輸入された。クリソタイルは貧しい人々のための物質として宣伝され、その利用を擁護する研究は、アスベスト産業から資金提供されている。アスベスト関連疾患と診断され、補償もリハビリテーションもなしに放置された、何千もの一次曝露や二次曝露の被害者についての公式な認定や承認はない。昨年、ナショナル・グリーン・トリビューナル環境正義のための最高裁判所―さえもが、アスベストが発がん物質であることを認め、すべての放棄された違法鉱山の科学的開示と、アスベスト関連疾患患者への補償/リハビリテーションの提供を命じた。[国連の]人権と有害物質特別報告者バスク・トゥンカク[Baskut Tuncak]がアスベスト問題に関して、2019年4月30日にインド政府に対して書いた書簡が最近公表されたが[49頁参照]、同政府からの回答はまだなされていない。I-BANは、すべての種類のアスベストの使用の全面禁止と、PICリストへのクリソタイル・アスベストの速やかな包含を要求する。」

フィリップ・ヘイゼルトン[Phillip Hazelton]、[オーストラリア]労働組合海外協力機関APHEDAアジア・キャンペーンコーディネーター、代表団メンバー

「今回の会議でクリソタイル・アスベストのリスト搭載に何の進展もなければ、現在及び将来アスベスト関連疾患と闘い、倒れつつある何百万ものアスベスト製品労働者や消費者を完全に裏切ることになる。自国ですでにクリソタイルを禁止している世界66か国はなぜ、両手を尻の下に敷いて座ったまま、このような事態を生じさせているのか？それは不名誉なことであり、彼らを強化させ、この条約の内部またはそれとは別に速やかに解決策を見出すことが本当に必要である。」

スリヤ・フェルディアン[Surya Ferdian]、労働安全衛生ローカルイニシアティブ・ネットワーク[LION](インドネシア)運営委員、代表団メンバー

「10年以上、インドネシア・アスベスト禁止ネットワーク[Ina-BAN]は、アスベスト産業のゆがんだプロパガンダを経験している。クリソタイル・アスベスト産業に率いられたプロパガンダは、ロシアを本拠にしている。それは、人々、とりわけクリソタイル・アスベストと関わって働く人々に、間違った情報を与えている。Ina-BANは、労働者に警告して守り、インドネシアでアスベスト禁止を実現するために、これと闘い続ける。」

スボノ・ボノ[Subono Bono]、ウエスト・ジャワを本拠とするインドネシアの労働組合SERBUK委員長、代表団メンバー

「クリソタイル・アスベストに安全なところはない。このアスベストは、インドネシアの人々、労働者と環境に害をもたらしている。私たちは政府に対して、アスベスト産業によるとんでもないプロパガンダに気づき、インドネシア全体でアスベストを禁止するために、速やかに行動するよう求めている。」

ベルンハルト・エロルド[Bernhard Herold]、ソリダー・スイス[Solidar Suisse]アジア担当ディスクオフィサーは、COPの受動性に対する憤りを表明している。

「こんなにも長い間、自身の化学物質レビュー委員会の勧告を実行するうえでの、ロッテルダム条約に対する締約国の無力さは、たんにきまり悪く不名誉なだけでなく、それ自体同条約の将来を脅かしている。COP代表団が、少数の国の圧力に屈してしまうのは無責任である。そうすることによって彼らは、回避することのできる莫大な数の死に共同責任を負うことになる。」

アンドリュー・デットマー[Andrew Dettmer]、オーストラリア製造業労働組合全国議長

「前回のCOPにおいて、またその後、労働組合とNGOは、コンタクト・グループ及びアスベスト促進関係者の要求クリソタイル・アスベストに関する仲裁決定プロセスへの参加を妨げられてきた。しかし、アスベスト産業は参加を許されている。ロッテルダム・プロセスは壊されており、死の商人たちに責任をとらせ、彼らの死の製品の世界中での自由な流れを防ぐよう求める必要がある。少数の国がリスト搭載を妨害し続けられなくするために、ロッテルダム条約は変える必要がある。病気を引き起こすことが知られるようになってから一世紀近く、クリソタイル・アスベスト製品の抽出、製造、輸送、販売、設置及び除去はいまも続いている。この物質の地球的禁止の実現の手助けにつながる真の世界的仕組みが緊急に必要である。」

ローリー・カザンアレン[Laurie Kazan-Allen]、国際アスベスト禁止書記局[IBAS]コーディネーターは、アスベスト利得者の非道なふるまいについてコメントしている。

「アスベスト既得権益者がアスベストの商業利用から利益を受け続けるのをやめる限度はないように思われる。彼らは、アスベスト禁止キャンペーンをスパイし、市民社会にうそをつき、産業擁護の『科学』に資金提供し、彼らには向かう国に経済的制裁を課している。彼らがジュネーブでその各国代表と並んで座っているのはとんでもないことだ。COP9の代表は立場を明確にし、致死的な曝露から弱い立場の人々を守るためにクリソタイル・アスベストを付属文書Ⅲにリスト搭載しなければならない。ロッテルダム条約は、人々の健康を企業の利益よりも優先することを目的にしている。クリソタイルをリスト搭載すべきときである。」

※<http://ibasecretariat.org/aban-media-release-rotterdam-convention-COP9-may-3-2019.pdf>

## アジア代表団は、アスベスト生産国とその同盟者の既得権益によってクリソタイル・アスベストのロッテルダム条約へのリスト搭載に七度失敗したことを糾弾する

代表団は、同条約史上初の投票と2021年のCOP10における化学物質のリスト搭載改革の先例ができたことを歓迎する

メディア・リリース 2019年5月10日 スイス・ジュネーブ

今週ジュネーブにおいて、世界中の諸国の代表がロッテルダム条約第9回締約国会議（COP）のために参集した。ロッテルダム条約は、人々と環境を守るために有害な化学物質と農薬を規制するための、諸国の間の取り決めである（現在161国が署名）。ある化学物質が同条約の付属文書Ⅲにリスト搭載されれば、それは輸入国に対して「事前の情報提供に基づく同意（PIC）」がある場合にのみ貿易できることになる。

毎年約22万人死亡していると推定されるアスベスト疾患被害者とアジア・アスベスト禁止ネットワーク（A-BAN）を代表する、インド、インドネシア、香港、オーストラリア及びスイスからの6人からなる代表団は、クリソタイル・アスベスト曝露によって亡くなった何百万の人々を想い起こすための会場で追悼行事、各国代表への直接のアドボカシーや会議自体における直接のインターベンションを通じ、同会議で改革のために大々的にキャンペーンを行った。これはまた、会議においてクリソタイル・アスベスト産業グループと直接対峙したことも意味している。20億7千万労働者を組合員として擁する国際



労働組合運動や世界中の被害者、アスベスト禁止グループを代表する公開書簡[44頁]が、同条約の161締約国のすべてに届けられた。

この公開書簡は、少数の諸国による同条約の長期間の乗っ取りを非難するとともに、産業界に率いられた利害関係者が短期的な利益を人々の命の上に置くことをやめさせるために、クリソタイルをリスト搭載するかまたは条約を改革することを要求している。

代表団から3人の代表が、会議で直接発言した。インドネシアの労働組合指導者で元アスベスト工場労働者であるスポノは、インドネシアの労働安全衛生NGOであるLIONのスリヤに助けられて、会議参加者に話した。「私は、クリソタイル・アスベストを使う工場で14年間働きました。いま、その曝露によるアスベスト関連疾患に罹患しています。インドネシアと世界中のアスベスト被害者である他の友人たちを代表してここにいます。私たちは、この条約においてリスト搭載を妨害している諸国に怒りを感じています。このような拒否権行使を糾弾します。わずかな関係者の経済的利害が、有害な曝露から私のような労働者を守るという多数の願いを阻むなどということが、なぜできるのでしょうか?」

アジア代表団のメンバーでもあるスイスの労働組合の開発NGOであるソリダー・スイスのベルンハルト・エロルドは、クリソタイル・ロビーによるコンセンサス・アプローチの乱用を強く非難した。「これはコンセンサスの問題ではありません。これは、圧倒的多数に対する少数の暴政に関することです。たった10か国がクリソタイルをリストに搭載するという圧倒的多数の意思を阻んできた」と彼は言った。「あなた方は、缶を道路に蹴飛ばし続けることはできません。これは完全に無責任、軽蔑的であり、多くの人々にとって致命的ですらあります。」

インド・アスベスト禁止ネットワーク(I-BAN)コーディネータのプージャ・グプタは、自らが聞いたことに信じられない思いでいる。「インドが阻止しようとする国のひとつであるのを見ることは悲しいことです。私はインドから来ましたが、多くの被害者とアスベスト関連疾患による死を見てきました。インド[政府]とアスベスト製品が製造されている安全かつ管理された状態について話した繊維セメン製品製造業協会の立場はまったく事実ではありません。管理された安全な使用などというものは存在しておらず、私たちは、インドにおけるアスベスト曝露の多くの証拠をもっています。私は、インド政府が目覚まし、この問題に対処することを望みます。」

香港のアジア・モニター・リソースセンターのオマーナ・ジョージは言及する。「COP9は、15年のロッテルダム条約の歴史のなかで、新しい遵守に関する付属文書Ⅶの採択を押し通すために、代表たちが投票を行ってコンセンサス・アプローチを放棄した唯一のCOPであったということで、部分的には歴史的でした。投票の結果は、提案賛成が120、反対6でした。これは明らかな先例であり、この投票がクリソタイル・アスベストの付属文書Ⅲへのリスト搭載における現在のデッドロックの最初のステップアウトであるかもしれないという点で、とりわけクリソタイル・アスベストのリスト搭載に取り組む私たちすべてにとって、このことは新しいエネルギーと可能性をもたらすものです。いま、COP10でリスト搭載の改革を実現するためには、やらなければならないことがたくさんあります。」

オーストラリアの労働組合の海外協力機関APHEDAのフィリップ・ヘイゼルトンは提案する。「世界最大の職業病殺人者である、この長期にわたるクリソタイルのリスト搭載阻止は終わらせなければならず、それは、私たちと同じように憤りを感じている諸国が行動するかどうかにかかっています。彼らは、クリソタイル・アスベストのリスト搭載阻止を打ち破るための実行可能な解決策をもって前に進まなければなりません。私たちにはいくつかの選択肢があります。具体的にやってみましょう」と彼は言う。

※<http://ibasecretariat.org/aban-media-release-rotterdam-convention-cop-9-may-10-2019.pdf>

人権と多国籍企業その他企業の問題に関するワーキンググループの委任事項；有害物質・廃棄物の環境に配慮した管理・廃棄の人権に対する影響に関する特別報告者；及び身体的・精神的健康の最高達成可能標準の享受に対するすべての者の権利に関する特別報告者

REFERENCE: AL IND 4/2019 2019年3月1日

われわれは、人権理事会決議35/7、36/15及び33/9にしたがって、人権と多国籍企業その他企業の問題に関するワーキンググループ；有害物質・廃棄物の環境に配慮した管理・廃棄の人権に対する影響に関する特別報告者；及び身体的・精神的健康の最高達成可能標準の享受に対するすべての者の権利に関する特別報告者としての立場で閣下と呼びかける榮譽を得ています。これに関連して、われわれは、ベルギーに本拠を置く企業ETEX/Eternitが部分的に所有するアスベスト繊維セメント工場によるアスベストへの曝露の人権影響、及び、インド・マディヤプラデシュ州カイモアの村におけるアスベスト廃棄物の登記に関する、われわれの受け取った情報に貴政府の注意を向けていただきたい。

受け取った情報によれば：

エベレスト・インダストリーズ・リミテッド（以前はエターニト・エベレスト・リミテッドとして知られた）（エベレスト）は、インドに本拠を置く、1934年に設立された企業であり、同社は80年以上、アスベスト繊維セメント製品を含んだ建築製品の製造・販売事業を行っている。

エベレストは、最初は「アスベスト・セメント・リミテッド」の名称で法人化された、インドにおけるアスベスト製品のパイオニアのひとつである。それに続く名称変更の後、1990年9月18日に同社は再び、ベルギーに本拠を置くエターニト・グループ（現ETEX）として知られるものとの提携に沿って、その名称を「エベレスト・インダストリーズ・リミテッド」に変更した。

エベレストは、カイモア、ナーシク[マハラーシュトラ州]、コーヤンブトウル[タミル・ナードゥ州]、コルカタ[西ベンガル州]及びルーラーキー[ウッタラーカンド州]に工場を所有・操業している。カイモア工場は、イギリス企業ターナー・アンド・ニューオールによって建設された、インド初のアスベスト工場であった。ある研究によると、1992年と1998年の間に、最初はターナー・アンド・ニューオールにより、のちにはETEX/Eternitの子会社によって運営された同工場は、現在3千人をこす人々が住む約60万平米の土地またはその付近にアスベスト廃棄物を投機したことを見出した。また、いくつかの試料ではアスベスト含有率が最高70%の、約100万トンのアスベストに汚染され表土が存在していることもわかった。

1998年にベルギーは、クリソタイルを除き、禁止を導入した。ETEX/Eternitは、ベルギーでアスベスト製品の全面禁止が施行されるすぐ前、1989年と2001年の間、インドの5つのアスベスト製品工場の株主だった。2002年にETEX/Eternitは、その製造工程におけるアスベストの使用を禁止した。

2006年12月27日の計画法によって、ベルギー職業病基金のなかにアスベスト基金（AFA）が設置され、2017年4月1日以降、アスベスト被害者の請求を処理し、ベルギーにおけるアスベスト関連疾患に関連した補償を提供している。AFAから補償を受け取るためには、請求者は、アスベスト曝露がベルギーで生じた証拠を提出しなければならない。

世界保健機関によれば、アスベスト曝露は、労働環境中の空気、アスベストを取り扱う製造工場等の点源近くの外気、または飛散性のアスベスト製品を含んだ家屋・建物の屋内空気中のアスベスト繊維の吸入を通じて生じる。アスベスト繊維の吸入は、石綿肺、肺がんまたは中皮腫を引き起こし得る。

カイモア工場の労働者はアスベスト繊維へのリスクに直面しており、いくらかの元労働者及び彼ら

の家族はアスベスト関連疾患の発現を報告している。工場指導・労働研究所総局[DGFASLI]によれば、インドにおける石綿肺の有病率は工場労働者において3%と9%の間と報告されている。しかし、インドにおけるアスベスト関連疾患の有病率については、包括的な政府データの一般的欠如が申し立てられている。同総局は、多数の未診断・未報告の職業病があると述べている。さらに、アスベスト関連疾患の症状は現われるまでに15年と40年の間かかり、労働者・元労働者の健康情報の定期的報告を必要とするが、報告されているところによればそれを欠いている。

カイモア工場近くに住みまたは住んでいた住民もまた、アスベスト廃棄物投機を含めた源からのアスベストへの曝露のリスクに直面している。子供たちは、アスベスト廃棄物が埋まった地面を遊び場に行っていることが彼らを曝露のリスクにさらしていることから、大きなリスクの直面している。申し立てによると、こうした地域におけるアスベストの有害な健康影響に関する情報は存在せず、同工場または近くの医療センターは、アスベスト関連疾患を診断・治療する設備を備えていないかまたは不十分である。

元労働者またはカイモアの工場近くの住人などのアスベスト汚染の被害者のいくらかは、アスベスト関連疾患を発症したことから、補償を申し出られたと言われている。また、資格があるものより少ない補償を受け取った者がいる一方で、多数の被害者は補償を受け取っていないとも報告されている。さらに、職を失ったりその他の対応を心配して、アスベストへの曝露や健康影響を報告することを恐れている者もいると申し立てられている。

われわれは、申し立ての正確さについて早まった判断をしたいとは思わないが、生命、健康、情報へのアクセス及び安全で健康的な労働環境に対する人権を含めた、労働者及びアスベスト繊維セメント工場近隣住民の権利の侵害・違反の報告に深い関心をもっている。これは、とりわけ、企業を含めた第三者によるその領域/権限内における人権侵害を保護する、国際的人権枠組みのもとでの貴政府の義務によって強調されている。これは、効果的な政策、立法、規則及び裁定を通じて、そのような侵害を予防、調査、処罰及び是正するための、企業に関して適切な措置を取ることを求めている。

重大な関心は、労働者・元労働者の健康と安全に対する影響、労働環境における彼らのアスベストへの曝露、アスベストを取り扱う製造工場などの点源近くの外気に対して表明される。関心はまた、家屋その他の建物へのアスベスト・セメント製品その他アスベスト製品の継続的使用を通じたものを含め、アスベストの点源近くに住んでいるまたは住んでいた住民の曝露の報告に向けられている。さらに、われわれは、影響を受ける地域におけるアスベストの有害健康影響の明確な健康関連データの欠如、及びアスベスト関連疾患の診断・治療のための適切な設備を備えた医療センターの欠如に対しても関心を表明したい。

上述の申し立てられた事実及び関心に関連しては、こうした申し立てに関連した国際的人権文書・規則を引用した、本書簡に添付した国際人権法への参照に関する付属文書[省略]を参照されたい。

人権理事会から与えられた委任事項のもとで、われわれの注意に対してもたらされたすべてのケースの解明を追求することはわれわれの責任であり、以下の点について貴政府の見解をいただければ幸いである。

1. 上述の申し立てに関して貴政府が持っているかもしれない何らかの追加的情報及び/またはコメントを提供していただきたい。
2. アスベストへの曝露に関連して、国際人権基準、とりわけ生命及び最高達成可能標準に対する権利を順守するやり方で、人権を保護・実行するその義務を果たすためにとることを計画している、貴政府の何らかの措置を示していただきたい。



3. アスベスト関連疾患の早期の診断、治療、社会的・医学的リハビリテーションの改善、及び過去及び/現在のアスベストへの曝露をもつ人々の登録の確立に向けて、貴政府によってとられる何らかの措置に関する情報を提供していただきたい。可能であれば、アスベスト関連疾患を発症した者及び/またはその死亡がアスベストへの曝露と関連していた者に関する包括的な統計的及び非集計データを提供していただきたい。
4. 将来アスベスト関連疾患に罹患する可能性のある人々の数の予測に関する何らかのデータを提供していただきたい。
5. アスベストへのリスク及び健康影響に関する労働者及び影響を受ける可能性のある住民の訓練について、貴政府によってとられる何らかの措置に関する情報を提供していただきたい。とりわけ、労働者及び工場または港、工場、投棄場所など他のアスベスト製品を取り扱う点源近くの地域の住民に、アスベスト曝露の健康リスクや曝露を避けるために必要な対策について完全に知らせるようするための既存のイニシアティブを拡張されたい。
6. アスベスト関連疾患に罹患した場合に労働者が受け取る給付を含め、アスベスト曝露の被害者の救済への権利を実現するためにとられる何らかの措置に関する情報を提供していただきたい。また、カイモアのアスベスト廃棄物投棄場所の是正に関連してとられる貴政府が計画する何らかの措置を確認していただきたい。
7. もしあれば、アスベスト使用の禁止、またはより安全な代替品によるアスベストの代替及び代替を促進するための経済的・技術的メカニズムの開発、または既存アスベスト及びアスベスト除去中のアスベストへの曝露の予防に関する、貴政府の計画に関する情報を提供されたい。
8. 国際貿易における一定の有害化学物質及び農薬の事前の情報提供に基づく同意手続に関するロッテルダム条約付属文書Ⅲのもとでのクリソタイル・アスベストのリスト掲載に関する、貴政府の立場に関する情報を提供されたい。
9. アスベストへの曝露またはその健康影響を報告する労働者を保護するためにとられる措置に関する何らかの情報を提供されたい。
10. (i) すべての企業がその事業を通じて人権を尊重するという期待を明確に設定すること、(ii) 企業が関連した人権侵害に関して国レベルの仕組みの有効性を確保するために適切な措置をとることなど、人権に関する国連指導原則の実施を確保するためにとられた、またはとることを検討している措置を指示されたい。

60日以内に回答を受け取れればありがたい。この期限を過ぎたら、このコミュニケーション及び貴政府から受け取った回答は、コミュニケーション報告ウェブサイトを通じて公表されるだろう。それらはまたその後、人権理事会に提出される通常の報告のなかでも公表される。

われわれは、上述した同様の申し立て及び関心を扱った書簡が、エベレスト・インダストリーズ・リミテッド及びETEX/Eternitはもちろん、ベルギー政府にも送られていることを、貴政府にお知らせしたい。

われわれの見解では、記者発表の基礎となるであろう情報は注意に値する問題を示すのに十分信頼できることから、われわれの関心を公けに表明するかもしれない。記者発表は、問題を解明するために貴政府と接触していることを示すだろう。

われわれの最高の配慮の保証を受け入れていただきたい。

※<https://spcommreports.ohchr.org/TMResultsBase/DownloadPublicCommunicationFile?gId=24366>



## **国際石綿ロビーが国連条約を攻撃、石綿の危害を否定**

RightOnCanada, 2019.3.21

国際クリソタイル協会 (ICA) は40年間にわたってアスベストの販売を促進してきた。ケベックで「非営利団体」として登録し、過去ケベック州セツフォードマインズの事務所の外で活動してきたが、いまやICAはブリュッセルのロビー活動企業Alonso & Asociadosによって運営されているものと思われる。ICAは、ロシアとカザフスタンのアスベスト鉱山、及びインドとメキシコのアスベスト販売業者によって資金を提供されている。長期間閉鎖され、再開を希望しているジンバブエのシャバニ鉱山もまた、ICA理事会に代表を送っている。2013年にICAには16か国から23人の理事がいた。いまではちょうど6人の理事に縮小している。

しかし、ICAは、アスベストの危害を否定し、アスベスト産業の利益のためにロビー活動をするという、その致死的な仕事を実行し続けている。

ICAは『ロッテルダム条約COP9会議-2019年』という文書を公表した。同条約の科学委員会と圧倒的多数の締約国が繰り返し要求している、同条約の有害物質リストへのクリソタイル・アスベストの包含を阻止するために、2019年4月29日～5月9日にジュネーブで開催される国連ロッテルダム条約の締約国会議で使うつもりである。

ICAはまたケベックにおいて、労働者を危険なほど高いレベルのアスベストに曝露させることを許すプロジェクトも促進しつつある。ケベック・アスベスト被害者協会 (AVAQ)、ケベック州政府の保健局長たちや、ケベック医師会、ケベック対がん協会、ケベック公衆衛生協会などケベックの保健団体はすべて、カナダ政府とケベック州政府に、労働者が危険なほど高いレベルのアスベスト-連邦管轄下では違法なレベルだが、カナダ政府は恥知らずにも支持・支援提供している-に曝露することを許す、アスベスト廃棄物の商業利用などのプロジェクトを支援しないよう要請している。

アスベスト・ロビーは、以前、州政府の保健局長たち地下アスベスト鉱山の再開に反対したときにしたように(「いかにアスベストを打ち負かしたか」の記事参照)、[今回も]アスベストの危害から人々を守るために高潔さと勇気を示している彼らに対して、脅しをかけている。とりわけ、アスベスト廃棄物プロジェクトが行われるアスベスト地域の保健局長は、解雇の脅しを受けている。

アスベストに対する適切な保護を求めているAVAQ、ケベック州の保健局長たちや保健団体を支援することが重要である。[以下省略]

※<https://rightoncanada.ca/?p=4345>

## **クリソタイル産業労働者はクリソタイル擁護の日を祝賀**

PRNewswire, 2019.4.29

国際労働組合連合「クリソタイル」は、クリソタイル・アスベスト擁護の日である4月16日にクリソタイル産業労働者を祝った。この日、ロシア、カザフスタンその他諸国から参加した労働者らは人々に、クリソタイル産業が数百万の人々にクリソタイル・アスベストでできた手ごろな価格の製品の提供に果たしている役割を思い起こすよう呼びかけた。

「クリソタイル」連合は、クリソタイル・アスベストの管理使用は不可欠のものであると考えている。独立的な研究機関(ロシア科学アカデミーのとともにあるIzmerov労働衛生研究所「クリソタイルの抽出・

精製における労働条件と労働者の健康の関連性の分析」2000) や研究者の独立的なグループによって実施された研究は、管理された状況で使用された場合、クリソタイルはアスベスト生産施設で働く労働者と最終消費者の双方にとって安全であると主張している。それにもかかわらず、高度に有害な物質のリストにクリソタイルを含める問題が、ロッテルダム条約の会合で定期的に持ち出されている。クリソタイルの反対者は、クリソタイルとは共通性のない、すでに禁止されている種類のアスベストについての見当違いの研究を引用する。

ロシアとカザフスタンにおける国際クリソタイル擁護の日は、同連合とその支援者の立場を支持することに狙いを定めた諸行事を呼びものにした。それゆえ、ウラルアスベスト工業団地は、クリソタイル生産産業の年配熟練労働者の話を収録した『勝者の世紀』と呼ばれる本の出版を支援した。ベテランたちのためにウラルの黄金の糸と名付けられたダンスショーも開催され、アイリス東洋舞踊学校の女生徒たちが、クリソタイルの目的と関連したダンスを披露した。さらに、安全の労働と社会の安定運動を支持する女性たちの集まりも開催された。参加者は、これまでに完了したプロジェクトと今後の計画について議論した。国際労働組合連合「クリソタイル」はロッテルダム条約の参加者に、この鉱物の使用に細心の注意を払い、クリソタイルの管理使用が安全であることを示してきた科学的結論に基づく決定を行うよう求めている。

※<https://www.prnewswire.com/news-releases/workers-of-the-chrysotile-industry-celebrate-chrysotile-asbestos-protection-day-300839894.html>

## 女性たちはクリソタイルを擁護する

BUSINESS-POST 2019.4.18

4月16日、「安全な労働と社会の安定を支持する女性たち」国際運動の参加者たちは、前年の活動を総括し、すでに完了したプロジェクトについて話すとともに、今後の計画について議論した。

この集まりの重要な構成要素のひとつは、世界中でこの物質の使用と抽出を禁止しようとする企てをやめるよう要求する、国際アスベスト禁止書記局 (IBAS) とそのリーダーであるローリー・カザンアレンに対する公開書簡に署名することだった。この運動の活動家たちは、クリソタイルを支持する多くの国々の主張にもかかわらず、西側の政治家と当局者たちは、客観的知見ではなく既得権益に誘導されて、危険なクリソタイル・アスベストという考えを押し通そうと試みていると確信している。後者の声明は、管理使用のもとでこの鉱物は安全であることを納得のいくように証明する、長年のクリソタイル・アスベストに関する研究に基づいた、国際的な保健機関や独立的な科学者、研究機関による膨大な科学的証拠に基づいたものである。ロシア、カザフスタン、ベラルーシ、キリギスタンの市民を含めた同運動の参加者たちは、2013年以来、クリソタイル生産の擁護だけでなく、環境問題にも取り組んできた。

ロッテルダム条約の締約国会議の枠組みのなかで、2年ごとに欧州連合の代表は、世界中のあらゆる種類の「マウンテン・フラックス」の使用を禁止しようとしている。「安全な労働と社会の安定を支持する女性たち」運動の公開書簡は厳格に、しかし公正に、以下のように強調している。

「…国際アスベスト禁止書記局 (IBAS) のリーダーであるローリー・カザンアレン氏、あなたは何を根拠に、クリソタイルの管理使用の安全性を確認した科学研究の結果を無視して、WHO、ILO、ISSA、ロッテルダム条約その他の国際機関にあなたの命令をさげすみ押し付けようとするのか? あなたは、欧州諸国におけるアスベスト関連疾患問題の原因が、広くいきたったは角閃石系アスベスト



の管理されない使用であることを知っているはずだ。」

あなたはレポートのなかで、「クリソタイルを使用しているのは26か国だけだ」と言うが、地球の人口の3分の2以上がそれらの国々に暮らしていることは隠している。

あなたは、世界のアスベスト曝露による年間死亡者数は(あなたの予測では)30万を超えるかもしれないと言う。もしあなたの予測が事実だったとしたら、地球上における過去130年以上のクリソタイルのクリソタイルの産業利用はなかっただろう…」

※<https://business-post.ru/zhenshhiny-zashhishhajut-hrizotil-asbest/>

## **ロッテルダム条約締約国会議はクリソタイル・アスベストを支持して終了**

LIFE-24 2019.5.15

国際労働組合連合クリソタイルは、2019年5月にジュネーブで開催されたロッテルダム条約締約国会議の結果を歓迎している。10か国—ロシア、シリア、カザフスタン、キルギスタン、ジンバブエ、ベネズエラ、パキスタン、インド、イラン及びキューバーの確固とした姿勢によって、クリソタイル・アスベストは、有害化学物質の国際貿易を制限する同条約付属文書Ⅲに追加されなかった。この決定は、世界全体におけるクリソタイル産業の将来のための困難な闘いの成果だった。

クリソタイル・アスベストはもっとも安全な産業用繊維であり、主として高密度屋根材、ファサード板、ブレーキシューやパイプの製造に用いられている。この物質は優れた特性—耐火性、可塑性、低電気伝導性、機械的ストレス耐性をもっている。クリソタイル産業は多くの諸国で重要な役割を果たしている。数万の人々がこの産業の企業で働き、製品の一部は都市を形成していて、その完全な安定性の寿命はそれらの機能に依存している。開発途上国、とりわけ東南アジアでは、クリソタイル製品は、高品質かつ手ごろな価格の家屋を建てられるようにしているもっとも重要な建材である。

クリソタイル・アスベストの敵対者たちが、この物質を禁止することを支持する納得できる主張を示していないことを指摘しておくことは意味があるだろう。国際機関、専門的な研究所や個々の科学者グループによって実施された膨大な調査研究に基づいて、国際労働組合連合「クリソタイル」は、管理使用されれば、クリソタイル・アスベストとそれに基づく製品は、労働者と消費者の双方に安全であると主張する。現代的な換気システムや呼吸用保護具の使用と、産業廃棄物の安全な廃棄方法を組み合わせれば、この産業における労働者の職業病リスクを回避することは可能である。最終製品のなかでは、クリソタイル繊維は結合された形態であり、最終使用者の気道に浸入する可能性の余地はない。

クリソタイル・アスベストの使用禁止は不当であり、必ずや破滅的な結果をもたらすだろう。それが、ロッテルダム条約の締約国会議の期間中に、労働者たちがラリーやデモンストレーション、その他の私たちの意見表明を行って、クリソタイル支持ブロックを支援した理由である。この問題を深く研究するために努力してきたロシア連邦政府の確固としたアプローチなしには、肯定的な結果を達成することは不可能だったろう。クリソタイル・アスベストに関するロシアの統一された立場は、その公式の代表団メンバー—工業貿易省、保健省、外務省及び産業省の代表らによって防衛された。

不幸なことに、クリソタイル・アスベストの禁止の可能性の問題は打ち切られてはいない。国際労働組合連合「クリソタイル」は、クリソタイル産業と世界の社会的安定を守るために闘っていく意向である。



※<http://life-24.com/post/85738>

# EUにおける労働関連疾病を確認するための監視・警報アプローチ

欧州労働安全衛生機関(EU-OSHA) 2018年12月10日

## 3.3 事象監視システム

課題1の文献レビューでは、11の事象監視システムが調査され、それらの主要な特徴は表10[省略]に示している。事象監視システムは、事象監視サーベイランスの諸原則の上に構築されている。これは、報告された各事例は、迅速な調査及び必要な健康介入や予防措置のための警告信号とみなされることを意味している。可能な限り多くの報告する関係者からデータを収集することを目的にした、前のグループのシステムとは異なり、事象監視システムは、注意深く選ばれた報告サイトの限られたネットワークを利用する。このグループで確認されたシステムは、少数のEU諸国(ベルギー、オランダ、フランス)とアメリカ、ニュージーランドでのみ実施されている。それらはほとんど専門化した研究組織(労働・環境衛生研究所または公衆衛生サーベイランスのための研究所)によって維持されている。

これらのシステムのうち、いくつかはすべての労働関連疾患及びまたは職業病を対象とする一方で、他は、例えば農業への曝露と結び付いたWRDs[労働関連疾病]など、特定の疾病グループを対象にしている。また、このグループのほとんどのシステムが、新たな/現出しつつある労働関連健康問題を確認することを目的に設計されている。そのため、労働関連健康問題のよりひろい状況を提供する、データ収集・統計のための補償と関連しないシ

ステムとは異なり、事象監視システムは、実際に対処されなければならない健康リスクの潜在的警告信号である、個々の事例に焦点を置いている。したがって、これらのシステムのデータフローは、この目的に合わせられている。

事例の報告は、主としてOH[労働衛生]医師である、報告する関係者の自主的参加に基づいている。いくつかのシステムでは、OH看護師やGP[一般医]など、他の専門家も報告する可能性がある。3つのシステムフランスのGroupe d'Alerte en Sante Travail (GAST)、ニュージーランドの届出職業病システムNODS(及びアメリカの健康ハザード評価(HHE)システム)では、使用者または労働者も労働関連健康問題を報告することができる。データ収集に関しては、これらのシステムは、報告及び可能性のあるデータ収集をともなった職場監督の間のより綿密な記述を含めた、3.2項の補償と関連しないシステムにおけるよりも、より詳細な曝露評価によって特徴づけられる。これは、新たな/現出しつつあるWRDsの監視に関して、事象監視システムの主要な強みのひとつである。しかし、事象監視システムは通常、新たなまたは普通でない労働関連健康問題に対するそれらの焦点のゆえに、対象範囲が狭く、報告事例数が少ない。それゆえ、労働関連性評価のための必要最低限の情報が提供されるだけでなく、報告する疲労のリスクが過大になりすぎないようにするために、曝露評価要求事項を注意深くバランスさせることが必要である。

これらのシステムの別の重要な共通の特徴は、報告することに対する「低閾値」アプローチである。これは、システムへの報告が、報告可能な条件の厳密な定義によって限定されるのではなく、明確な診断のない不明瞭な健康上の訴えであっても、報告及び評価され得ることを意味している。これは明らかに、これらのシステムの感受性を高めるとともに、これまで知られていない労働関連リスク・疾病のタイムリーな発見のチャンスを生む。しかし、適切な専門家評価なしには、この種の報告は特異性を欠き、多数の間違った警告につながる可能性がある。それゆえ、低閾値アプローチと労働関連性の適切な専門家評価を組み合わせることが、新たな/現出しつつあるWRDsの早期発見のための効率的方法のひとつであるかもしれない。

たしかに、これらのシステムでは、労働関連性が、ほとんどのシステムでは新たな/現出しつつあるWRDsに関する専門家チームを含めた、ハイレベルの専門技能によって評価される。2つのシステム(SIGNAALとOccWatch)では、労働関連性の評価には異なる国々の専門家間での議論が含まれる。例えば、職業病事象臨床的監視システム(OccWatch)と呼ばれるシステムは、Modernetネットワークに参加する様々な諸国の専門家によって創設された(Modernetは現在、18の欧州諸国—イギリス、オランダ、フランス、イタリア、フィンランド、チェコ、ノルウェー、アイスランド、アイルランド、ベルギー、ドイツ、スイス、スペイン、クロアチア、ルーマニア、マケドニア旧ユーゴスラビア共和国、アルバニア、マルタ—の専門家が関わっている)。このシステムは、Modernet諸国の専門家が報告された事例にコメントし、または自国から同様の事例を追加することのできる、国際的オンラインプラットフォームを提供する。目的は、新たな/現出しつつある労働関連健康リスク・疾病に関する知見の国際的交換である。インタビューを受けた者及びワークショップ参加者は、この種の国際協力におけるModernetネットワークの貢献を指摘した。彼らはまた、相互に学び合い、異なる諸国における新たなWRDsの監視に向けて既存のアプローチを調和化するために、Modernetが拡張され、国境を越えた経験の交流

が促進されるべきであるということに同意した。

労働関連性の評価が実施された後、結果が広められるとともに、職場介入対策と結び付けられる。予防との直接の結び付きは、これらのシステムの主要な強みのひとつである。しかし、前に記述された他のシステムのグループとは異なり、事象監視システムで実施される予防対策には、信号が現出している労働条件の直接の調査、リスク要因の判定及び職場における予防対策実施のための助言が含まれる。こうした予防対策には、同僚または職場の原因に狙いを定めた直接の職場介入、様々なかたちの一次予防(曝露または健康サーベイランスに関する手引き、曝露の低減または代替化)や二次予防(医学的サーベイランスの増加、追加的防護措置の実施、職務の変更)が含まれる。

専門家ワークショップの間、議論の大きな部分は、信号の感受性や特異性によって左右される、異なるレベルの警告の発信に関するものだった。関係者は、それによってシステムが警告のレベルを等級付けするアプローチを指示した。レベル1は、特異性がまだ十分ではないデータから導き出され、それゆえ内部専門家の限られたグループの内部にとどめられるべきであろう。レベル2は、(調査や専門家によって実施された労働関連性評価の後に)信号がより特異的になった場合に発動され、専門家のより広いグループが対象になるだろう。最後にレベル3は、異なる関係者や予防対策を含めた、国レベルにおける幅広い流布が含まれるだろう。このアプローチは、(例えばフランスのRNV3Pなど)本報告書で記述されるいくつかのシステムですでに実施されている。それゆえ、事象監視システムだけでなく、他の種類のシステムでも、事象監視の側面を追加し、システムによってつくられる警報信号の感受性と特異性の間のバランスをとるのに役立てるために、実施することができる。これは、(データ収集・統計のための補償に基づかないシステムなど)幅広い対象と多数の報告事例をもつシステムで、とりわけ重要かもしれない。

次の項で、異なる諸国で実施されている事象監視システムの事例を詳しく記述する。これには、2つの欧州システム—ベルギーとオランダ—で実施されて



いるシステムであるSIGNAALとフランスのシステムであるGAST（労働衛生警報グループ）が含まれる。また、アメリカで実施されているNIOSH HHEとSENSOR-農薬の双方の、2つの他のシステムが含まれる。後者は、農薬曝露と結び付いた健康リスクを監視することに具体的にねらいを定めている。

### 3.3.1 SIGNAAL(オランダとベルギー)

#### ・システムの目標・目的

SIGNAAL報告システムは、オンラインの補償に基づかない事象監視システムである。それは2013年7月以来実施されている。SIGNAALは、オランダ職業病センター（NCvB）、ルーバン・カソリック大学環境衛生センター（ベルギー）とIDEWE（ベルギーの労働における予防と防護のための外部サービスの）間の協力の結果である。

SIGNAALの主要な目的は、新たなOHリスク及び新たなODs〔職業病〕またはWRDsを検出することである。SIGNAALが開発されるまでは、オランダとベルギーは新たなODsを発見、報告及び登録するための特別のシステムをもっていなかった。結果的に、ある疾病の原因が労働関連性であることの判定には長い時間がかかる可能性があった。SIGNAALの創始者らは、このシステムをオンラインツールとして開発した。それは、現実的、迅速かつ簡易な方法で情報を収集するのにだけでなく、同時に報告された事例について結論を導き出すのに十分な情報を提供するのにも役立つだろうと思われた。SIGNAALの強みのひとつは、すべての報告された事例は、少なくとも2人の独立したOH専門家によって組織化されたやり方で評価されることである。専門家らは、当該事例がWRDまたはODである可能性があり、それが新たなOH問題である場合に、評価を行う。評価の後、報告した医師は、拡張された報告書を受け取る。この報告書は、SIGNAALの専門家が等が事例を労働関連性かどうか、また、新しいものであるかと考えたかどうか記述する。結果的に、それはベルギーとオランダの医師によって、ある疾病をオープンシステムに提出

するために使用され得る。さらに、この報告書には、根拠となる文献調査が含まれ、問題の職務との疾病の関連性について記述し、また、次にとられる措置について提案する。

#### ・システムのワークフローの記述

報告する関係者は、登録する必要がある、報告を提出できるようにするためにシステムにログインする。個人の事例と複数の労働者が関係する事例の双方を提出することができる。年齢や性別など（それ以外の個人情報を除く）の労働者または労働者集団のデータ、疾病の経過、可能であれば臨床診断、職業、産業、職務の記述、関連する曝露、診断検査の結果やすでにとられた対策など、大量の情報がこのシステムに入力され得る。いくつかの情報は要求されるが、報告する関係者が自ら望むだけの文章を挿入するいくつかのオープンフィールドもある。報告する関係者は（皮膚病変の写真などの）文書を提出することもできる。

#### 報告する関係者

SIGNAALはオンラインのプラットフォームである。新たなOHリスクまたは新たなODを報告することを望む報告する関係者は、まずウェブサイトwww.signaal.info（オランダ）またはwww.mysignal.be（ベルギー）上で登録しなければならない。事例を報告することを望む者はまず登録する必要がある、彼または彼女の肩書きを提供するとともに、彼または彼女の連絡先を入力する。この後、SIGNAALのモデレーターは、彼または彼女が事例を報告できるように、この人物にシステムへのアクセスを与えることができる。したがって、このシステムは一義的には医師及び医学の訓練を受けた者がSIGNAALによって求められた情報に容易にアクセスできることを意図したものではあるが、ウェブサイト上の登録がモデレーターによって承認された誰もがSIGNAALを通じて事例を提出することができる。報告する関係者は、可能性のあるODまたはWRDを診断し、職場と職業リスクへの曝露に関する情報を提供できなければならない。現在、報告する関係者のほとんどはOH医師である。これまで、

他の医師で事例を報告したのは、一人の皮膚科医だけである。

### 報告する医師の募集

オランダでは、科学的出版物や様々な会議を通じて、すべてのOH医師にSIGNAALが奨励されている。ベルギーでは、IDEWEがOH医師にこのシステムを知らせ、(前述したように、報告する医師は曝露とODの因果関係を示さなければならないことから)労働者が補償を受け取れるようにするために、彼らが連邦職業リスク機関(FEDRIS)への申請を準備するのをSIGNAALが手助けできるかもしれないと話している。現在、IDEWE以外によってはSIGNAALは積極的に奨励されていないが、別の場所で働くいくらかのOH医師も事例を報告している。

2017年にSIGNAALは、FEDRISの協力によってベルギーで全国規模で導入された。FEDRISは、新たなODsを検出し、また、新たな職業性リスクのよりよい検出に貢献することを目的にSIGNAALを支援する任務を負っている。2017年3月31日にルーバン・カソリック大学とFEDRISは、OH医師にSIGNAALを知らせるとともに、このシステムを全国的に開始するためにシンポジウムを開催した。

事例を報告することを望む医師は、NCvB([www.beroepsziekten.nl](http://www.beroepsziekten.nl))及びSIGNAAL([www.signaal.info](http://www.signaal.info)) ウェブサイト上でシステムに関するすべての関係情報をみつけることができる。ベルギーでは、このシステムは[www.mysignal.be](http://www.mysignal.be)でアクセスすることができる。

### 労働関連性の評価

いったん事例がSIGNAALに報告されれば、モデレーターが追加の情報が必要かどうかをチェックする。(例えば関連する曝露データなど) 不可欠な情報がまだ足りない場合には、報告した医師に連絡して追加情報を求める。システムは、報告された事例を評価することのできる、オランダとベルギーのOH専門家のプールをもっている。可能な場合には、すべて事例が2人の別々の専門家によって個々に独立的に判定される。専門家らは、当該事例が労働関連疾病である可能性があり、また、それが新

たなOH問題である場合には、組織化されたやり方で当該報告を評価する。科学的証拠をみつけるために文献検索が実施される。いくつかの事例を議論するために専門家の間の会議が開催される。SHINAALがはじめて以来、専門家グループは拡張された。

### コミュニケーション

前述したように、さらなる情報が必要な場合には、管理者は報告した医師に連絡する。曝露データ、職務の詳細や診断は常に詳しく記載されるとは限らない。しかし、よい評価を可能にするためには詳細な情報が不可欠である。

専門家らがその評価を完了した後に、報告した関係者はEメールで拡張された報告書を受け取る。この報告書には、根拠となる文研調査が含まれ、疾病の仕事との関連性について述べ、また、プロセスの次のステップを提案する。専門家らは自ら職場を訪問することを希望するかもしれない。ときには、報告した関係者が報告事例を発表することを望む。これが、専門家らと報告した医師と間のさらなる協力につながり得る。

### データの保管

すべてのデータは秘保されたデータベースに保管される。システム全体にアクセスすることができるのは3人だけである。専門家らは、彼らが関わっている事例へのアクセスをもち、レビューのすべてのステップはシステムのなかに入力される。報告する医師は、自らの警報事例についてのみアクセスすることができる。

### ・ 結果の流布

- ・ 年次報告書は、研究者らによって取り扱われた事例数を示す。SIGNAALウェブサイト([www.signaal.info](http://www.signaal.info))は、完了した事例の簡単な概要及び評価の結果(新たなものかどうか、労働関連性かどうか)を与える。
- ・ 例えば、Francoisら(2015)やLenderink, Male szka & Godderis(2016)など、いくつかの事例はピアレビュー雑誌に発表されている。
- ・ 例えば、34e Congres National de Medecine

et Sante au Travail (Godderis & Lenderink, 2016) においてなど、いくつかの事例は会議または退会で報告されている。

## ・金銭的側面

SIGNAALの開発費用は（パイロット、評価等を含め）約175,000ユーロと推計される。オランダにおける過去2年間の事例レビューの年間費用は、1事例当たり10,000～15,000ユーロであった。維持段階における1事例当たり平均費用は、約5,000ユーロと計算されている。

## ・データの活用

### 予防のためのデータ活用の事例

各レビューの最後に研究者は、その結果に基づいてどのような措置をとることができるか自ら問うている。この点に関して、提案された措置は主として企業に狙いを定めてきた。

例えば、ある企業で33歳の女性が、肩以上の高さで力が入らない、右肩を伸ばしたり外転するときの痛みという症状をともなった右鎖骨下静脈血栓症を発症した。彼女は組立工で、窓のカバー（ブラインド、カーテン）を作っていた。発症する前の期間に彼女は、ほとんどもっぱら（週20時間）垂直の薄板にリブを組む作業をしていた。彼女が扱った重量は、リブの長さや数によってさまざまだった。彼女は、約60度傾けて、その重量を腕で外旋させて取り扱った。彼女の健康問題についての他の可能性のある原因は、週20時間の有給労働に加えて、彼女には2人の子供があり、通常小さい方の子供を抱えていた。彼女は1日10本のタバコを吸っていた。下の子供が生まれてから、彼女は再び経口避妊薬を使うようになっていた。この障害、バジェット病について文献の予備的検索が実施され、結果は作業の実施方法の方向を指摘した。血栓症が（例えば立ち作業結び付いた下腿など）他のどこでもなく、右鎖骨下静脈に発症したという事実は、作業であったであろうと思われる追加的引き金があったことを示唆した。文献は、外旋における腕の反復作業への記述された曝露と鎖骨下静脈血栓症との関連性のいくつかの証拠を含んでいた。しかし、こ

れは主としてスポーツについて記述されたもので、労働者の間ではほとんどみつかってなかった。これは、病気と労働の完全に新しい関係ではないが、この種の労働においてはこれまで記述されていなかったと結論付けられた。組織的及び技術的諸措置が、職務ローテーションや反復作業の長さの制限を促進した。

別の事例は、コーヒー加工工場における一酸化炭素（CO）曝露による心臓の問題に関係するものである。あるコーヒー加工工場で20年間以上働いた2人の労働者に関する報告が提出された。彼らはともに近年、異型と分類された心臓の問題に罹患した。コーヒーの焙煎と挽粉が行われる工場のいくつかの部門でそれがみつかったことは最近までなかった。COレベルが非常に高かった可能性があった。会社が高COレベルへの労働者の曝露を下げるための迅速な対策をとったものの、報告した関係者は、異型の心臓の問題が以前の高レベルのCOへの曝露と関連していたかどうかを尋ねたのだった。最初の測定に基づいて、両労働者の典型的な作業日における平均CO曝露は、何年間もの間、曝露限界である25ppmのちょうど前後であった可能性があった。コーヒー加工と一酸化炭素中毒に関する文献は2つしかなかった。

文献に基づいて、慢性CO曝露は労働者に新血管疾患のリスクを高めると結論付けられた。COは、主として脳心臓に影響を与えるとともに、（心）筋に直接的否定的影響をもつ、血中酸素の供給の双方に影響を与える。CO曝露は、高血圧、運動不足、喫煙や高コレステロールなどの既知のリスク要因であるだけでなく、心臓に対する追加的リスク要因でもある。それゆえCO曝露は、心血管疾患の発症に寄与し得る。また、CO中毒がしばしば異型の心臓状態を引き起こしそうでもあると考えられた。両労働者は近年、比較的若い年齢で心臓の問題に罹患した。両事例について他の可能性のあるリスク要因も存在したものの、両名の中等度平均CO曝露と一定の職務中のピーク曝露が彼らの心臓疾患の発症に寄与した可能性があることはたしかに確実であると結論付けられた。OHサービスが特別の健康サーベイランスを開始するとともに、現在



曝露管理システムが実施されている。

オランダでは、政策立案者が、SIGNAAL報告システムのなかで検出された新たなリスクについて知らされている。あるアルミニウム企業におけるホルムアルデヒド（及び他のアルデヒド）への曝露による鼻血が、SIGNAALで初めて記述された。オランダ国立公衆衛生環境研究所（RIVM）は、労働者及びフォローアップ活動のための新たな及び現出しつつある化学物質リスクの優先順位付け報告書のなかで、この新たに検出された健康リスクについて書いた。社会問題雇用省はRIVMに対して、優先順位の高い物質についてさらなる対策をとることを意図して、報告された潜在的な新たな及び現出しつつある化学物質リスクの優先順位リストを作成するよう求めた。RIVMは、ホルムアルデヒドを（直接の行動が求められる）最高の優先順位の物質として分類した。インフラ環境省の委託を受けてRIVMは、（例えば厩舎や家畜小屋消毒のために）ホルムアルデヒドを含有した、大部分の消毒剤及び防腐剤（バイオサイド）向けに十分な代替化学物質が入手可能であることを示す、登録も実施した。ホルムアルデヒドを使用するいくつかの用途（例えば潤滑油や金属加工油に使用される防腐剤など）については、非常にわずかな数の代替品しか入手できない。

これまでに報告された事例数が限られている（合計で約25件）ことから、統計的分析はまだ不可能である。関係者は、今後の報告事例数の増加が、予防についての政策立案者らに対する有用な助言につながることを期待している。

#### 新たな/現出しつつあるWRDs発見のためのデータ活用の事例

本報告書執筆の時点までに、SIGNAALによって検出された実際の新たなWRDは1件、アルミニウム工場におけるアルデヒド曝露による鼻血だけである。

他の報告された事例は、実際の新たなODsまたはWRDsではなく、他の労働環境においてすでに記述されているODsまたはWRDsであった。例えば、31歳の男性が、呼吸器症状と発熱のために入

院した。彼は、抗生物質治療の受けて急速に回復した。この男性は、厨房助手として働き、入院する前に2時間、高圧を使って食洗器の配管を清掃した。OH医師は、これは、配管洗浄中のエアロゾル吸入により引き起こされた吸入性発熱の事例だと考えた。文献レビューの結果、同様の症状を引き起こした、（例えば浴場における海藻マッサージ、科学的装置の検査に使用される建物内の生物学的に汚染された水槽など）他の作業環境における噴霧エンドトキシンへの曝露を記述したいくつかの論文がみつかった。SIGNAALの研究者らは、これはおそらく高圧洗浄中の配管のエンドトキシンへの曝露による吸入性発熱の事例であると結論付けた。

#### ・関係者の意見

##### 推進力

システムは報告する関係者と評価者の双方にとって容易に利用できる。

関係者2（報告者）：「それは基本的にオンラインプラットフォームである…それゆえ実際に比較的使いやすい。実際に大きな障害はない。」

事例が2人の異なる専門家によって組織的に評価される。

報告した関係者が拡張された評価結果を受け取る。

システム関係者と報告する医師たちとの個人的連絡。

##### 障害物

（医師が報告できるようになる前の）登録が潜在的なバリアのひとつかもしれない。

関係者2（報告者）：「報告する医師がシステムによって承認されるまでに1日かかることもある。」

報告された事例の評価に時間がかかる場合がある。

関係者2（報告者）：「報告者としては、早くフィードバックを受けとることが重要だと思う…はい、最終評価までに非常に長い時間かかることから、報告についてすでに忘れてしまっている。これを改善することは確実にできると思う。」

医師らの新たな及び現出しつつあるリスクに対

する認識不足。

関係者2(報告者):「職業曝露について一定わからないこともある。職業ハザードについてみることを忘れることもある。」

医師らの主として曝露に対する知識不足。

関係者3(研究者):「曝露についてなにかしかなる必要がある。たいていはそれは当てはまらない。」

OH医師は現在負担をかけられすぎている。

関係者3(研究者):「OH医師は空き時間のなかで多くのことをしなければならず、全員がそれをすることに悩まされているのではない。」

SIGNALにおける報告の可能な閾値について議論しているとき、すべての関係者は、こうした問題を打開するのは容易なことではないことに同意した。研究者らは、事例を評価できるようにするためにシステム内で十分な情報が必要であるが、事例の報告は報告する医師にとって過大な要求をするものであってはならない。現在、報告する医師は、すでに比較的大量のデータを提出しなければならず、システムに入力する必要のあるデータの増加は報告の減少につながるかもしれない。これは、関係者の一人が、報告する関係者は義務的データだけを提出し、SIGNAALの研究者がその他を収集することを提案する理由である。

関係者2(報告者):「簡単に、A4一枚分の記入による使用しやすいやり方で義務的な報告を行うことができ、それをA4頁のオンラインで入力するこ

とができれば、もっとシンプルになると思うし、完全なフォローアップはシステムによって引き継がれるだろう。」

#### ・データの質

研究者らは、全体的に、報告されるデータの質は、事例を評価し、結論を出すのに十分であると結論づけた。事例レビューの質も高いと考えられた。評価が組織化され、2人の異なる評価者(それらの領域の専門家)によって行われるという事実は、関係者によれば、レビューの質に貢献している。

関係者1(所有者):「すべての質問に答えることを義務付けられているため、組織の程度が相対的に低いシステムと比較して、質はよい。また、2人の評価者をもつことから、総意を比較し、どのように結論を出すかについて議論をもつことができる。」

#### ・他の諸国への移転可能性

すべての関係者は、SIGNAALは他の諸国に移転できることに同意する。しかし、システム自体の移転だけでは不十分である。SIGNAALを他の諸国に移転するためには専門家のチームが必要である。

関係者1(所有者):「警報を処理し、自らの職場や医師へのアクセスをもったチームを、その国のなかにもつ必要がある。」



(つづく)

## 賛助会員、定期購読のお願い



全国労働安全衛生センター連絡会議(略称:全国安全センター)は、1990年5月12日に設立された各地の地域安全(労災職業病センター)を母体とした、働く者の安全と健康のための全国ネットワーク。月刊誌「安全センター情報」は、ここでしか見られない情報満載。

- 購読会費(年間購読料):10,000円(年度単位(4月から翌年3月)、複数部数割引あり)
- 読者になっていただけたら個人・団体をご紹介下さい。見本誌をお届けします。
- 中央労働金庫亀戸支店「(普)7535803」  
郵便払込講座「00150-9-545940」  
名義はいずれも「全国安全センター」

全国労働安全衛生センター連絡会議  
〒136-0071 東京都江東区亀戸7-10-1 Zビル5階  
PHONE(03)3636-3882 FAX(03)3636-3881

# アトリエ泉南石綿の館、開館

大阪●泉南に発信の拠点できる



4月20日、泉南市の「泉南石綿の碑」において「第5回泉南石綿の碑記念式」が開催され、泉南市と阪南市の市長を含む125名が集った。午後からは、111名が参加しての賑やかな懇親会、泉南アスベストの会総会が行われた。過去最高の参加者となった。

今年最大のトピックスは、地元で石綿の危険性を訴え続けた医師梶本政治氏を記念する「アトリエ泉南石綿の館」が開館したことだ。

政治氏の長男である梶本逸雄氏が泉南アスベストの会とともに、旧医院兼自宅を解体新築す

るのに合わせその一角に建築したものだ。泉南アスベスト問題そしてアスベスト問題を発信する拠点として、この日スタートした。日本におけるアスベスト問題では初めての記念・資料館となる。

懇親会の最後に逸雄氏の娘さん（政治氏の孫）と夫君があいさつされ、亡き政治氏とアトリエ開館の思いを話された。その中で紹介された「聴診器を口で『はあ〜』と暖めて胸にあててくれる優しい祖父でした」というエピソードは実に胸を打つものがあった。

アトリエ前に掲示された「梶本政治医師由緒」を紹介する。

梶本政治先生は1953年旧信達町牧野（現泉南市）のこの場所で、小さな内科医院を開業した。以来80歳の没年まで、町医者としてこの地の医療に携わった。

先生は、石綿紡織業に由来する健康被害から目をそらさず、その危険性に警鐘を鳴らしつづけた。当時盛んだった石綿は泉南地域の重要な地場産業だった。

欧米の文献を読みこなし、そこで得た知見を各地の医療機関、保健所、労基署、食品・加工工場、自治体、研究者に送りつけ、警告を発した。先生がB4用紙に綴り、妻タミエと子供たちがガリ版印刷を手伝った。膨大な手書きの文書が今も残っている。

当時外国の文献は高価だった。医院収入のかかなりの部分が取り寄せ費用を含む資料代に費やされ、生活は楽でなかったと聞く。旧宅の畳の部屋は本の重みでゆがんでいた。

先生の行動は研究や医療にとどまらなかった。工場労働者と近隣住民に多発した石綿肺と肺がん。その悲惨さを誰よりもよく知る先生は、足繁く石綿工場を訊ねて、直接工場主に危険性を訴えた。

それは、防じん設備の強化だけでなく、時に操業を止めるよう迫る内容だったため、経営者の強い反発を受けた。当然に工場内で役所ではたまたJRの駅頭で、数々のトラブルを引き起こすこととなった。

寡黙で人付き合いは苦手だった。変人奇人扱いされることもあった。しかし、先生の存在は、



いま石綿被害根絶のために闘う人々を限りなく励ます。

と同時に、先生がこの地の住民の一人であったという事実は、被害を知らながらここで生き、時に利を得、沈黙したわれわれを、からくも免罪してくれているように

思う。

原付バイクの後ろに茶色の木箱を乗せて往診に回っていた、ありし日の先生の姿をなつかしみつつ、この一文を捧げる。

2019年4月20日

泉南アスベストの会有志



## 新潟と長野で患者と家族の集い

### 新潟・長野●中皮腫患者さんが体験を発表

3月9日にクロスバール新潟で中皮腫・アスベスト疾患患者と家族の会新潟支部の集いを行い、中皮腫患者さん6人を含む16名の参加者を得た。

この日は中皮腫サポートキャラバン隊副代表の今村亨さん（54歳）にお話ししていただいた。今村さんは2017年8月に胸膜中皮腫を発症。地元福岡の病院では治療ができないということで、兵庫医科大学病院に行き手術を受けるためアリムタ+シスプラチン3回の治療を受けた。その後、山口での会合で山口宇部医療センターの岡部先生と出会い、同センターを受診し急ぎ入院した。宇部で3月に入院し右肺全摘手術に挑んだものの、あばらを取って胸膜を途中までめくっているところで2か所の癒着がみつき、大出血につながるといって手術が終わってしまった。このとき、手術という治療の選択肢はなくなっていたので、次のことを考えようという判断になったということ

だった。その後は、医師の許可を得たことから漢方薬や高濃度ビタミンC等民間療法をしながら静かに生活をしていたが、昨年12月に腫瘍の進行が見られたことから治療法の選択を迫られたが、抗がん剤の副作用が辛いことからオブジーポの治療を受けることを決め、これまで4回の治療を受けたという話だった。皮膚がボロボロになる副作用がでてしまい手が荒れたり、皮がめくれてし

まったりして痛く大変だという。

患者と家族の会副会長の松島恵一さんにも、中皮腫患者の介護保険申請や身体障害者手帳取得の実例についてお話ししていただいた。中皮腫は終末期に必要な介護サービスが集中することから、介護保険申請をするときには、中皮腫の病態についての説明を認定調査員にきちんとしないと、介護2以上の、日常生活をするために必要なサービスを受けるための認定が取れないので、申請時の説明は大切ということが印象に残った。

3月23日には、長野市もんぜんぷら座で患者と家族の会長野支部の集いを行い、中皮腫患者2名を含む10人の参加が得られた。

この日は中皮腫サポートキャラバン隊共同代表の石田孝雄さんにお話ししていただいた。また、松島恵一さんに中皮腫患者さんの介護保険や身体障害者手帳申請のお話しをしていただ



（名古屋労災職業病研究会）

## 中皮腫キャラバン隊 in 静岡開催

### 静岡●入院中の栗田英司さん励ます

4月6日、あざれあ・静岡県男女共同参画センターで「中皮腫サポートキャラバン隊 in 静岡」を開催し、キャラバン隊共同代表の栗田英司さんの講演「アスベスト被害、中皮腫患者の生き方」や栗

田さんを囲んでの質問タイム、中皮腫サポートキャラバン隊テーマソング「希望の道標」のお披露目発表等が行われた。60名ほどの人々が栗田さんに会いに全国から駆けつけた。栗田さんが故郷

の静岡で療養をしていたことから静岡での開催となったが、キャラバン隊のもう一人の共同代表である右田孝雄さんからこの催しへの協力要請を受け、名古屋労災職業病研究会は全面的に

バックアップした。



(名古屋労災職業病研究会) 感動の講演「アスベスト被害、中皮腫患者の生き方」をご一読ください(2頁参照)。

## 治療法と救済法改正を柱に 東京●患者と家族の会の省庁交渉

5月24日金曜日、中皮腫・アスベスト疾患・患者と家族の会は、衆議院第一議員会館において厚生労働省と環境省との省庁交渉を開催しました。今年は「石綿健康被害救済法改正を実現しよう! 2019 患者と家族の会省庁交渉」のキャッチフレーズのもと、多くの方々に参加していただき多くの当事者の声を国に届けることができました。

余命宣告を受け療養生活が続けながら、毎日を一生懸命に生きておられる患者さんの訴えには、会場の誰もが言葉を失いました。多くの思いがきっと国に届いたはずです。

### プロジェクトチーム

昨年の「中皮腫100人集会・省庁交渉だよ全員集合」プロジェクトに引き続き、今年もプロジェクトチームを立ち上げました。私がリーダーとなり、チーム一丸となって準備を進めました。プロジェクトチームが短期間で効率よく準備が出来たのは、チームが一枚岩と

なり進めた証です。今後とも来年に向けた活動をプロジェクトチームで続けていきたいと思っています。

### 交渉の主要課題は2つ

今年の省庁交渉では、「中皮腫治療法の促進」と「救済法の改正」の2つを主要課題に掲げました。現在、中皮腫の標準治療法は基本的に、「外科手術・放射線・化学療法」の3つです。昨年、ようやく免疫チェックポイント阻害剤のオプジーボが承認されたところですが。治療の選択肢が少なく、オプジーボの奏効率も3割程度の中で、早急な中皮腫の治療研究が必要とされています。

石綿健康被害救済法では、療養手当として月に10万円が支給されますが、通院交通費も支給されなくて、お亡くなりになった後のご遺族に遺族年金はありません。中皮腫と診断された患者さんの多くが、療養のために仕事を辞めることになります。実質10万円が療養費と生活費になり生活の困窮に陥る可能性もありま

す。また、ご遺族には深い悲しみと共に経済的な不安が残されます。早急に療養手当の増額、遺族年金の設立といった救済法の改正が必要とされています。

### 国の因果関係と継続協議

救済法の改正になると環境省は毎年のことながら、「個別の因果関係を明確にすることが困難な石綿被害者に対する見舞金的なもの」だから、療養手当は増やせない、救済法の改正は出来ない、の繰り返しでした。2014年の泉南アスベスト国賠訴訟最高裁判決で国の加害責任を認定した後は、建設アスベスト訴訟でも国に対して10連勝をしています。

国の不作為のせいで石綿被害が広がったという国の因果関係を明確にして、救済法の改正に向けた協議を継続的に行っていくことを約束しました。

### 今後の課題

今後は厚生労働省の第3期がん対策推進基本計画の中で「希少がん、難治性がん」の研究が進められていくことになりませんが、それに頼ることなく患者団体として違う角度からも、積極的に中皮腫の治療研究に関わっていくことが必要となります。そのため交渉を厚生労働省、環境省と続けていくことになります。

救済法の改正に向けては、2年後に迫った労災時効救済問題についての協議と、「個別の因果関係にこだわることなく、国の加害責任を認めさせるための交渉」を環境省と続けていくことに

なります。

### 叶わなかった約束

今年の省庁交渉には、腹膜中皮腫で療養中の栗田英司さんをはじめとし、27名の患者様と66名のご家族ご遺族に参加していただくことができました。ただ、この1年で多くの患者さんがお亡くなりになっていました。昨年の省庁交渉で頑張ってくれた高橋千穂さんもその一人でした。埼玉県にお住いで、悪性胸膜中皮腫で療養中でした。

高橋さんには昨年の院内集会でも発言をいただきました。さらに翌日の新宿西口街宣行動では、街宣車の上からスピーチをしてもらいました。普段は寡黙で控えめな彼女の、堂々とした姿に感

動して涙が出そうになったのを憶えています。そんな高橋さんも病気が進行し、冬になるころには地元の総合病院に入院されていました。昨年12月の半ばに右田さんと病院に伺ったときに、必ず良くなって来年の省庁交渉に参加すると約束してくれました。残念ながら5月6日に高橋さんはお亡くなりになりました。約束は叶いませんでした。

高橋さんをはじめ、アスベストの被害でお亡くなりになった患者様の無念を晴らし、残されたご遺族が少しでも安心した生活ができるよう、これからも粘り強く省庁交渉を続けていくことを約束したいと思います。



副会長 松島恵一  
(患者と家族の会会報より転載)

家族の被害は加重されるしかない」と指摘した。

研究陣は「産業構造の変化で作業工程が複雑になり、新しい化学物質が増えて生殖毒性因子が増えているのに、産災保険はこれを反映できていない」、「狭く解釈されてきた産災保険法の適用を改善して、子供の健康被害に対する迅速な補償と社会的弱者に対する保護を拡大すべきだ」と話した。

研究陣は生殖毒性有害物質にばく露する事業場で働く可妊期女性を、統計庁の人口総調査資料を根拠に246万4016人、こうした物質を直接扱う女性労働者を10万6669人と推定、生殖毒性・生殖細胞変移因性物質を扱う40歳以下の女性労働者も3929人である。

イ・ヨンドク議員は、この報告書を根拠に、業務上の理由で胎児の健康に悪影響があれば、胎児も産災保険の補償範囲に含むとする産業災害補償保険法の改正案を発議した。子供に療養給付、障害給付、看護給付、職業リハビリ給付を支給し、その両親が看病のために休職した場合の最大2年間の休業給付も含まれた。

2019.3.29 毎日労働ニュース

## 有害物質曝露の胎児への影響 韓国●産業災害補償保険法改正議論も

### ■有害物質を扱う可妊期の女性労働者は10万人以上

3月28日、イ・ヨンドク・共に民主党議員が「子供の健康被害に対する産災補償方案」報告書を公開した。又松大学校の産学協力団が雇用労働部の研究委託を受けて昨年12月に報告書を完成した。

2009年と10年に、済州医療院の妊娠中の看護師5人が流産し、4人が先天性心臓疾患を持った子供を産んだ。死産した

看護師には産災が認められたが、心臓疾患の子供を出産した看護師には認められなかった。この事件は法廷での攻防につながり、現在は大法院に係留されている。

妊娠労働者の業務による胎児の健康被害が賠償されるためには、民事上の損害賠償訴訟を提起するしかない。しかし、研究陣は「労働者が立証することは現実的に難しい」、「判決までに多くの時間が必要とされ、子供と

### ■過労による経済的負担は7兆ウォン

4月9日、韓国保健社会研究院が韓国雇用情報部の高齢化研究パネル1～6次資料を分析して、長時間労働とうつ病・脳心血管疾患の相関性を調べた「過労による韓国社会の疾病負担と



対応方案」によれば、長時間労働は心血管疾患発生の危険を47.7%増加させ、精神疾患発生の危険を28.8%、死亡の危険を9.7%高めるとされた。労働時間が週53～60時間の長時間労働者の脳心血管疾患発生の危険比率は、週35～40時間働く労働者に比べて1.99～2.09倍高いと調査された。

これを経済的費用に換算したところ、週60時間以上の長時間労働による疾病負担は、3兆3600億～5兆5800億ウォンと推計された。また、交代勤務のような非標準勤務時間による疾病負担は、2兆1200億ウォンと推定される。長時間労働と交代勤務など、過労による疾病負担は年間5兆～7兆ウォンに達すると計算された。

研究を担当した保健社会研究院の副研究委員は「過労による健康問題を防止するための最も根本的な代案は、過労そのものを減らすこと」と強調した。過労に対する産業災害補償の認定基準を緩和し、保険給与の保障性を拡大すべきだという提案し、「疾病の発生原因と関係なく、苦しむ労働者に普遍的な所得を保障する傷病手当制度のようなシステムを準備すること」も注文した。

2019.4.10 毎日労働ニュース

## ■仁川空港の手荷物処理施設の労働者の肺がん、初めての産災認定

公共輸送労組仁川空港地域支部によれば、勤労福祉公団は

3月29日、17年間仁川空港の手荷物処理施設で働き、肺がんの判定を受けたAさんが産業災害と認定された。

Aさんが働いた仁川空港第1ターミナルの地下手荷物処理施設では、仁川国際空港公社の子会社所属の労働者500人余りが働く。Aさんは17年間、地下で施設管理業務を行い、2017年12月に肺がんが判定された。Aさんの肺がんを診断した病院は、作業環境有害要因ばく露評価報告書で「作業環境試料を分析した結果、2個の試料はばく露基準を超過した」とし、「長期間高濃度の粉じんにより周期的にばく露し、呼吸器系に否定的な影響を及ぼす可能性がある」と評価されるとした。実際にAさんと同じ場所で清掃作業をした労働者は、粉じんに接触した顔面全体に紅斑・発疹・かゆみなどを訴えていたとわかった。

支部は「手荷物処理施設の労働者の作業環境で、粉じんによる肺がんの発病が労災と承認されたのは初めて」で、「仁川国際空港公社と一緒に再発防止対策を作ることを求める」と話した。

2019.4.10 毎日労働ニュース

## ■今年「最悪の殺人企業」にポスコ建設

キャンペーン団は4月24日、ポスコセンターの前で記者会見を行い、「ポスコ建設は昨年に産災死亡が最も多く発生し、亡くなったのは全部下請け労働者であった」として、会社を今年最悪

の殺人企業に選定したと明らかにした。

ポスコ建設の次は、セール電子（下請け労働者4人など9人）、ポスコ（下請け労働者5人）、大林産業（下請け労働者4人など5人）、韓火（5人）等で死亡した労働者が多かった。

「最悪の殺人企業」は、1年間に産災死亡がもっとも多く発生した企業に、民主労総と労働健康連帯、毎日労働ニュースが参加するキャンペーン団が、雇用労働部が発表する重大災害発生報告資料を整理して、2006年から選定してきた。

ポスコ建設では、昨年3月2日に釜山の海雲台エルシティー新築工事現場で、建築資材が落ちて下請け労働者4人が亡くなり、仁川の松島国際都市新築工事現場、忠南の瑞山化学団地増設工事の現場、釜山のトンネル工事現場などでも死亡事故が相次いだ。2015～2017年にも13人が亡くなっている。

また、韓国西部発電と保健福祉部を特別賞に選定した。韓国西部発電は昨年末、泰安火力発電所でキム・ヨンギョンさんが亡くなり、その以前も8年間で11人の労働者が亡くなっている。また、保健福祉部には、看護師・医師など、病院労働者の続いた過労死、過労自殺、職場いじめによる自殺などが「病院事業場の構造的な問題、人員問題」なのに、これを正しく解決できない責任を問うとした。



2019.4.24 ハンギョレ新聞

（翻訳：中村猛）

## 全国労働安全衛生センター連絡会議

〒136-0071 東京都江東区亀戸7-10-1 Zビル5階

TEL (03) 3636-3882 FAX (03) 3636-3881 E-mail: joshrc@jca.apc.org

URL: <http://joshrc.info/> <http://www.joshrc.org/~open/> <http://ameblo.jp/joshrc/>

- |                                        |                                         |
|----------------------------------------|-----------------------------------------|
| 北海道 ● NPO法人 北海道勤労者安全衛生センター             | E-mail safety@rengo-hokkaido.gr.jp      |
| 〒060-0004 札幌市中央区北4条西12丁目 ほくろビル4階       | TEL (011) 272-8855 / FAX (011) 272-8880 |
| 東京 ● NPO法人 東京労働安全衛生センター                | E-mail center@toshc.org                 |
| 〒136-0071 江東区亀戸7-10-1 Zビル5階            | TEL (03) 3683-9765 / FAX (03) 3683-9766 |
| 東京 ● 三多摩労働安全衛生センター                     |                                         |
| 〒185-0021 国分寺市南町2-6-7 丸山会館2-5          | TEL (042) 324-1024 / FAX (042) 324-1024 |
| 神奈川 ● NPO法人 神奈川労災職業病センター               | E-mail k-oshc@jca.apc.org               |
| 〒230-0062 横浜市鶴見区豊岡町20-9 サンコーボ豊岡505     | TEL (045) 573-4289 / FAX (045) 575-1948 |
| 群馬 ● ぐんま労働安全衛生センター                     | E-mail qm3c-sry@asahi-net.or.jp         |
| 〒370-0045 高崎市東町58-3 グランドキャニオン1F        | TEL (027) 322-4545 / FAX (027) 322-4540 |
| 長野 ● NPO法人 ユニオンサポートセンター                | E-mail ape03602@go.tvm.ne.jp            |
| 〒390-0811 松本市中央4-7-22 松本市勤労会館内1階       | TEL (0263) 39-0021 / FAX (0263) 33-6000 |
| 新潟 ● 一般財団法人 ささえあいコープ新潟                 | E-mail KFR00474@nifty.com               |
| 〒950-2026 新潟市西区小針南台3-16                | TEL (025) 265-5446 / FAX (025) 230-6680 |
| 愛知 ● 名古屋労災職業病研究会                       | E-mail roushokuken@be.to                |
| 〒466-0815 名古屋市昭和区山手通5-33-1             | TEL (052) 837-7420 / FAX (052) 837-7420 |
| 三重 ● みえ労災職業病センター                       | E-mail QYY02435@nifty.ne.jp             |
| 〒514-0003 津市桜橋3丁目444番地 日新ビル            | TEL (059) 228-7977 / FAX (059) 225-4402 |
| 京都 ● 京都労働安全衛生連絡会議                      | E-mail kyotama@mbox.kyoto-inet.or.jp    |
| 〒601-8015 京都市南区東九条御霊町64-1 アンビジャス梅垣ビル1F | TEL (075) 691-6191 / FAX (075) 691-6145 |
| 大阪 ● 関西労働者安全センター                       | E-mail koshc2000@yahoo.co.jp            |
| 〒540-0026 大阪市中央区内本町1-2-11 ウタカビル201     | TEL (06) 6943-1527 / FAX (06) 6942-0278 |
| 兵庫 ● 尼崎労働者安全衛生センター                     | E-mail a4p8bv@bma.biglobe.ne.jp         |
| 〒660-0802 尼崎市長洲中通1-7-6                 | TEL (06) 4950-6653 / FAX (06) 4950-6653 |
| 兵庫 ● ひょうご労働安全衛生センター                    | E-mail npo-hoshc@amail.plala.or.jp      |
| 〒650-0026 神戸市中央区古湊通1-2-5 DAIEIビル3階     | TEL (078) 382-2118 / FAX (078) 382-2124 |
| 岡山 ● おかやま労働安全衛生センター                    | E-mail oka2012ro-an@mx4l.tiki.ne.jp     |
| 〒700-0905 岡山市北区春日町5-6 岡山市勤労者福祉センター内    | TEL (086) 232-3741 / FAX (086) 232-3714 |
| 広島 ● 広島労働安全衛生センター                      | E-mail hirosshima-raec@leaf.ocn.ne.jp   |
| 〒732-0825 広島市南区金屋町8-20 カナヤビル201号       | TEL (082) 264-4110 / FAX (082) 264-4123 |
| 鳥取 ● 鳥取県労働安全衛生センター                     |                                         |
| 〒680-0814 鳥取市南町505 自治労会館内              | TEL (0857) 22-6110 / FAX (0857) 37-0090 |
| 〒682-0803 倉吉市見田町317 種部ビル2階 労安センターとっとり  | / FAX (0858) 23-0155                    |
| 徳島 ● NPO法人 徳島労働安全衛生センター                | E-mail info@tokushima.jtuc-rengo.jp     |
| 〒770-0942 徳島市昭和町3-35-1 徳島県労働福祉会館内      | TEL (088) 623-6362 / FAX (088) 655-4113 |
| 愛媛 ● NPO法人 愛媛労働安全衛生センター                | E-mail npo_eoshc@yahoo.co.jp            |
| 〒793-0051 西条市安知生138-5                  | TEL (0897) 64-9395                      |
| 高知 ● NPO法人 高知県労働安全衛生センター               |                                         |
| 〒780-0011 高知市藪野北町3-2-28                | TEL (088) 845-3953 / FAX (088) 845-3953 |
| 大分 ● NPO法人 大分県勤労者安全衛生センター              | E-mail OITAOSHC@elf.coara.or.jp         |
| 〒870-1133 大分市宮崎953-1 (大分協和病院3階)        | TEL (097) 567-5177 / FAX (097) 568-2317 |
| 自治体 ● 自治労安全衛生対策室                       | E-mail sh-net@ubcnet.or.jp              |
| 〒102-0085 千代田区六番町1 自治労会館3階             | TEL (03) 3239-9470 / FAX (03) 3264-1432 |





OSHRC JOSHRC JOSHRC JOSHRC JOSHRC JOSHRC JOSHRC JOSHRC JOSHRC JOSHRC

安全センター情報 2019年8月号(通巻第473号) 2019年7月15日発行(毎月1回15日発行)  
1979年12月28日第三種郵便物認可 800円  
〒136-0071 東京都江東区亀戸7-10-1Zビル5階 全国労働安全衛生センター連絡会議  
TEL(03)3636-3882 FAX(03)3636-3881

Japan Occupational Safety and Health Resource Center  
7-10-1 Kameido, Koto-ku, Tokyo, Japan  
TEL 03-3636-3882 Fax +81-3-3636-3881  
http://www.jca.apc.org/joshrc/

JOSHRC: Japan Occupational Safety and Health Resource Center  
Z Bldg., 5F, 7-10-1 Kameido, Koto-ku, Tokyo, Japan  
Phone +81-3-3636-3882 Fax +81-3-3636-3881  
E-mail [joshrc@jca.apc.org](mailto:joshrc@jca.apc.org) URL: <http://www.jca.apc.org/joshrc>

情報 2019年8月号  
1979年12月28日  
〒107-0071 東京都江東区亀戸7-10-1 Zビル  
TEL (03) 3636-3882 FAX (03) 3636-3881  
JOSHRC: Japan Occupational Safety and Health Research Center  
Z Bldg., 5F, 7-10-1 Kameido, Koto-ku, Tokyo, Japan  
Phone +81-3-3636-3882 Fax +81-3-3636-3881  
E-mail: joshrc@jca.apc.org URL: <http://www.jca.apc.org/joshrc/>